

88-7

no. 52

少年労働

第52号

昭和22年

少年労働行政のあゆみ

労働省婦人少年局年少労働課

59/3

各少労働行政のあゆみ

題字 赤松良子



勤労青少年のシンボルマーク

昭和四七年第三回勤労青少年の日を迎えるにあたり、労働省では、全国の勤労青少年に、彼らの伸びゆく力を象徴するシンボルマークの募集を呼びかけ、これに対して、六、五七点の応募があった。このマークは、そのなかから最優秀作品に選ばれた八木幸男君（愛知県豊川市、二七才）のもので、WORK（勤労）の頭文字をデザイン化し、勤労青少年の連帯と労働の汗を表わしている。



働く年少者保護中央大会の様相 （昭和29年1月）



労働大臣をかこむ勤労青少年のつどい（昭和44年2月）
（「働く青少年の生活文」労働大臣賞受賞者）



第1回全国勤労青少年富士見高原マラソン大会
(昭和49年6月29日～30日)



勤労青少年の日中央大会の様様 (昭和58年7月16日)

はじめに

このたび「年少労働行政のあゆみ」をとりまとめることになった。

年少労働行政は、昭和二年九月一日、労働省婦人少年局の中に年少労働課が設置されると同時にその業務を開始し、爾来現在まで約四〇年の長きにわたり働く青少年の保護、福祉の向上、増進に力を尽してきた。今、この経過をたどり、今後の発展に資するためその行政のあゆみを記録にとどめることとしたものである。

この長い年少労働行政の歴史を俯瞰すると、社会経済の大きな変動、青少年およびそれを取りまく環境の変化の中で、行政は時代に適合した施策を次々と打ち出し、働く青少年の保護、福祉のために宮々と努力を重ねてきたことがよく理解できる。今日の年少労働行政はこの長い努力の積重ねによって成立したものと改めて痛感されるところである。

この行政を推進してきたのは、勿論、その時代に年少労働課に在籍した職員、婦人少年室等の職員ははじめこれに係した人達であり、これらの人々は働く青少年のために情熱を燃やし、意欲をもって行政を推進したのである。ここに改めてこれらの人々の御労苦に感謝の意を表する次第である。

本書は年少労働行政小史、行政OBや有識者による座談会、御寄稿、年表、業務資料などから成っているが、とくに座談会、寄稿文については行政推進の裏話ともいふべき事柄が中心となっており、今日の年少労働行政の成り立ちを新しい視点から捉える貴重な資料ともなるものと考えられる。また本書には年少労働行政業務に関する資料なども

収録されており、行政関係者のみならず勤労青少年育成関係者などにとっても参考となるものと期待している。
最後に本書の作成に当たった現年少労働課の職員の方々の御苦勞をねぎらいたい。

昭和五九年三月

労働省婦人少年局長

赤 松 良 子

目次

はじめに

労働省婦人少年局長 赤松良子

第一部 年少労働行政小史

—— 勤労青少年の福祉を追求して四〇年 ——

第一章 年少労働者の保護を中心として 1

一 労働基準法制定前の年少労働対策 1

二 労働基準法の制定 3

三 行政組織の整備 4

四 年少労働者の状況・問題 5

五 年少労働者保護行政の推進 7

第二章 勤労青少年の福祉を中心として 15

一 勤労青少年の現状 15

二 勤労青少年の職業生活 17

三 勤労青少年福祉法の制定 21

四	勤労青少年福祉行政の展開		22
五	むすび——今後の展望をかねて——		34

第二部 座談会

第一章	年少労働保護行政の進展と福祉行政の萌芽		37
-----	---------------------	-------	----

(昭和二十二年～三三・三六年頃)

第二章	勤労青少年福祉行政の拡充		71
-----	--------------	-------	----

(昭和三五・三六年～現在)

第三部 年少労働行政に関する随想

婦人少年局長時代の思い出		113
--------------	-------	-----

年少労働課長時代の思い出		118
--------------	-------	-----

第四部 年少労働行政関係資料

一	年少労働行政年表		130
---	----------	-------	-----

二	統計資料		152
---	------	-------	-----

三	業務資料		186
---	------	-------	-----

四	名簿		188
---	----	-------	-----

あとがきにかえて

第一部

年少労働行政小史

—— 勤労青少年の福祉を追求して四〇年 ——

第一章 年少労働者の保護を中心として (昭和二〇～三〇年代の年少労働行政)

一 労働基準法制定前の年少労働対策

工場法の制定

わが国の若年労働者の保護法規としては明治二〇年～三〇年代に定められた「職工条例」「職工徒弟条例」(案のみに終わる)「鉱業条例」「鉱業法」「船員法」などがあつたが、若年労働者に関する保護対策を盛りこんだ法律としては、「工場法」が嚆矢といわれる。この法律は明治四四年に制定されたが、経営者の反対もあつて実際に施行されたのは大正五年になつてからであつた。

工場法は、常時一五人以上の職工を使用する工場に適用し、一五歳未満の者については、その保護をはかるために一二歳(輕易な業務については一〇歳)未満の者の就業禁止、一五歳未満の者の一日一二時間をこえる労働の禁止、休日・休憩時間の定め、危険有害業務への就業禁止などの保護措置をもつものであつたが、実際の運用はさほどきびしいものではなかつた。この法律は大正一五年に改正され、常時一〇人以上の職工を使用する工場に適用されるとともに保護の水準も引き上げられることとなつた。同時に就業の最低年齢を定める「工業労働者最低年齢法」が制定され、両法によつて保護の強化がはかれることとなつた。改正法によれば、保護すべき年齢は一五歳未満から一六歳未満に引き上げられ、一日の就業時間は一二時間から一一時間に短縮、休憩時間を一斉に与えること、缶詰作業などの深夜業禁止の例外廃止ということになつており、また最低年齢法では業種の適用範囲をひろげて従来就業の最低年齢が一二歳、輕易な業務については一〇歳と定められていたものが一率に一四歳と改められた。

これを扱う行政組織は当初(大正五年)は農商務省商工局であり、のち大正一一年この業務は内務省社会局所管と

なった。この当時の労働関係行政はおおむね内務省の所掌するところであった。

〔商店法の制定〕

昭和十三年に厚生省が設置され、内務省の所掌する労働関係の行政は厚生省所管となった。

昭和十三年、戦時色の深まるさなか、「商店法」が制定され、商店使用人の保護がはかれることになった。この当時、適用事業場は物品販売業（卸売業を含む。）八五万、理容業八万と推定されており、大商店については年少者の就業時間を一日一時間以内とし、毎月二回休日を与えるほか安全衛生設備に関する事項などの規定が適用された。

〔職業紹介法の制定等〕

工場法が施行されたあとも、労働者の保護に関する社会の要請や大正八年の第一回ILO総会にはじまる条約、勧告などの影響もあって、「職業紹介法」その他の法律が生まれた。職業紹介法は大正一〇年に制定され、この法律によって年少者に対する職業指導も行われるようになった。

大正十一年には「健康保険法」が制定され、工場労働者を対象に保険給付が行われた。また、能力開発面では昭和十四年「工場事業場技能者養成令」が定められ、企業内技能者の養成制度が充実した。労働者の余暇生活についての施策が実施されたのは厚生省の設置された昭和十三年以後になる。その施策には事業主講習会・工場道場・商店道場などの教養対策、工場体操、体育大会などがあった。

〔終戦前後の状況〕

第二次大戦が進む中で「戦時行政特例法」「工場法戦時特例の件」（勅令）などにより工場、鉱山に働く年少者の保護の規定が一部停止された。それは、就業時間、深夜業、休日休憩の適用除外、行政官庁の許可を受けて危険有害業務へ就業させることができるなどの内容を含むものであった。この状態のまま終戦を迎えた。

昭和二十一年一月、勅令第六〇〇号によりこれら工場法戦時特例の件などが廃止され、工場法はじめ労働保護法令は復活した。

続いて沸きあがる社会的要請の中で労働保護法規の検討が行われ、「労働組合法」「労働関係調整法」「労働基準法」「職業安定法」「失業保険法」などの法律が続々と制定された。

二 労働基準法の制定

労働基準法の制定

年少労働者に対する本格的な保護対策は昭和二二年四月に制定された労働基準法によってはじめられることとなる。「労働基準法」は、戦前の労働保護法規の内容をまとめ、さらに新しい観点から労働条件に関する措置をとり入れ、「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たす」ことを目的に制定された画期的な法律である。女子と年少者の保護についてはとくに第六章にその規定をまとめ、その保護を重視した。これによれば、年少者の場合、就業の最低年齢は一五歳、年少労働者を一八歳未満と定め、年齢証明書の備付け、労働契約の親権者などの代理契約禁止、一般労働者よりも短い労働時間の定め、深夜業や坑内労働の禁止、危険有害業務への就業制限などの規定がある。また、一般規定として技能の習得を理由とする労働者の酷使の禁止、強制労働の禁止、中間搾取の排除、前借金の禁止などがとり入れられ、ここに前時代的な雇用の悪弊をとりのぞく、新生日本にふさわしい労働条件の法体系が整備されたのである。

労働基準法関係規則の制定

労働基準法の制定にともなうて関係の政省令が定められたがとくに年少労働者の保護に関するものとしては「女子年少者労働基準規則」がある。これは、昭和二二年に定められ、労働基準法の第六章の条文を受けて、年少労働者の関係では児童の使用許可申請、重量物取扱いの業務の範囲、年少者の就業制限の業務の範囲、児童の就業禁止の業務の範囲などの措置が規定されている。また、「事業附属寄宿舎規程」も定められたが、これは年少労働者に適用が多いと考えられ、その保護に深い関係がある。

関連する法律

昭和二二年にはまた「職業安定法」も制定された。これは職業紹介、職業指導、適性検査、職業補導などの措置をとりまとめたもので、年少労働者の職場生活と深いかわりをもつ法律である。また同じ年に「失業保険法」も制定され、失業者に対する給付が行われることになった。

さらにこの年「児童福祉法」も制定されている。終戦直後の児童福祉対策は浮浪児などの特殊なものを対象としていたが、この法律によって総合的な児童福祉対策が行われることになった。この法律は満一八歳未満の者を対象としているので年少労働者もその範囲に含まれる。またこの年、「教育基本法」「学校教育法」も制定され、新しい学制によって教育が行われることになった。高等学校以上の教育では定時制・通信制、大学の夜間部は正規の課程、学部として認められ、働く青少年にも教育の機会が拡大された。

三 行政組織の整備

労働省の設置

労働行政については第二次大戦後も引き続き厚生省が所管していたが、昭和二年五月一日、勅令により厚生省に内部組織として労働基準局が新設され、労働保護行政をここで行うことになった。この新設にともなう厚生省の分課規程の改正によって同局内に婦人児童課が設置された。これが年少労働行政を所管するはじめての行政組織といえよう。婦人児童課は、婦人および年少労働者の特殊な労働条件、これらの保護、児童の使用禁止などに関する事項を扱ったが、のちに労働省設置に際して婦人少年局の母体となった。

昭和二年九月一日に厚生省から独立して労働行政を一元的、総合的に所管する行政組織として労働省が誕生した。労働省には大臣官房、労政局、労働基準局、婦人少年局、職業安定局、労働統計局が置かれた。婦人少年局は、

① 婦人及び年少者に特殊の労働条件及び保護に関する事項

② 児童の使用禁止に関する事項

③ 家族労働問題及び家事使用人に関する事項

④ その他婦人及び年少者に特殊の労働問題に関する事項

などの事項を担当することになった。初代婦人少年局長は山川菊栄である。

婦人少年局には婦人労働課、年少労働課、婦人課の三課が置かれ、新体制をもって新しい業務に取り組むことになった。ここに年少労働者の問題を専門に取り扱う課として年少労働課がはじめて設置されたのである。初代年少労働課長は堀秀夫であった。なお、年少労働課の所掌業務には右のほか、労働基準法に第一〇〇条の二が加えられたことにより、労働基準法中年少者に特殊の規定の制定、改廃、解釈に関する事項やその施行に関する勧告、援助の事務も加わった。

昭和三年には労働省組織令の改正により右の三課に庶務課が加えられ、婦人少年局は四課体制となった。以後この体制で現在にいたっている。

「地方組織の整備」 婦人少年局の地方組織については、昭和二年、婦人少年局長、労働基準局長の連名による通達「婦人少年局職員室設置について」が都道府県労働基準局長あて発せられ、翌二三年各都道府県労働基準局庁舎内に婦人少年局職員室が設置された。この職員室は、地方における婦人少年問題、労働条件、連絡調整などの業務を行うため婦人少年局の職員を駐在させる国の出先機関であり、現在の婦人少年室の前身である。

昭和七年になって、労働省設置法、労働省組織規程の改正などにより、婦人少年局職員室は婦人少年室に改組され、労働省の地方支分部局として法制化された。この定員についてもそれまで本省一本化だったものが本省と地方に分かれてそれぞれ六六名、一〇四名となった。

なお、婦人少年行政の強化をはかるため、昭和二九年から婦人少年室協助力制度がもうけられ、一千名が委嘱され、その後増員された。

四 年少労働者の状況、問題

年少労働者の状況

昭和二年の国勢調査によれば二〇歳未満の若年就業者の数は四五一万人で全就業者の一三

・五%にあつてゐる。その産業別の就業状況は農業五二%、製造工業二二%、運輸通信業五%などで農業に従事する者が過半数を占めていた。二三年の労働基準法適用事業場における一八歳未満の年少労働者は九九万人であつたが、二六年には七十四万人に減少した。この中で一五歳未満の者が二三年で六万人いたのが最低年齢の周知徹底などにより二六年には九千人余りに減つてゐる。この適用事業場の一八歳未満の者の就業する業種は工業が圧倒的に多く、二三年で六二%、二六年で七三%であつた。なお、若年者の過半数が就業する農業は零細経営、低生産性に加え外地引揚者もこれに従事したため、若年者は半失業、潜在的失業の状態にあつて、都市などへ出稼ぎに出る者が多かつた。このため年少労働者はこの時代供給過剰となり、就職、労働条件などの諸条件に難しい面がみられた。

三〇年代に入ると当初の不況から経済が好転し、経済成長がのびるにつれて年少労働者の就業構造も変わった。一五―一九歳の就業者数は三〇年四六三万人、三五年四三四万人、四〇年三八六万人であり、産業別には三〇年に第一次産業に従事していた者が三二%あつたものが四〇年では一四%に減少して第二次産業(三五%↓四五%)、第三次産業(三五%↓四一%)へ移行するという大きな就業構造の変化がみられた。また進学率の上昇にもなつて中学卒就職者を中心とする年少労働人口は年々減少した。この結果若年労働力の不足の状況が著しく、三五、六年を中心に新規中学卒就職者に関する求人求職の不均衡が大きくなり、これら中学卒就職者を「金の卵」と呼ぶにいたつた。この状態から初任給の改善、労働時間の短縮をはじめとする年少労働者の労働条件は年ごとに向上していった。

年少労働者の問題 昭和二〇年代のはじめには戦後の混乱を反映した年少労働者の特殊な問題が、三〇年代には経済の好況にもなつて就職、離職などの職場の問題や余暇の活用の問題が生じて社会の関心を集めた。

長欠就労児童 昭和二四年では不就学の小学生の数は五万人、中学生五万人となつており、その率は小学生は全体の〇・四%、中学生は〇・九%であつた。その理由としては中学生の場合は貧困によるもの四二%で、その大半は

「家事、家業の手伝い」「働いて家計を助けなければならない」ものであつた。

街頭労働頭題 戦後は戦災引揚孤児、戦争による母子家庭、インフレーション下の低賃金、家計の維持などのために街頭に働く年少者の数も多く、その就業の内容は靴みがき、新聞売り、食品販売、煙草売り、花売り、占くじ売りなどで、労働基準法の適用されない街頭労働は労働時間、社会環境、就学上などで大きな問題があった。

人身売買 年少者の人身売買は当時判明したもので二〇年二人、二一年二人、二二年一七人、二三年には毎月二〇人と急速にふえ、その受入れ先は二五年までは農業が多く、家事使用人、女工の順で、二五年以降は接客婦が多く、農業、女工がこれに続いた。

昭和三〇年代の離転職・職場不適応等 三〇年代に入り、経済の好況が続くにつれ、年少労働者の就職、労働条件は好転したが、一方において生活水準の向上、生活慣習の変化、労働の態様の変化などを背景に安易な選職、安易な離転職、技術革新にともなう機械化などによる人間疎外環境、労働観の変化、職場不適応など職場の難問が発生し、加えて自由時間増加の傾向の中で余暇活用の不全という新しい問題をかかえることになった。これらの問題は四〇年代に入っても顕著に続いている。

五 年少労働者保護行政の推進

保護対策の実施

昭和二二年に新設された年少労働課は、戦前からの保護行政の伝統を受けつぎ、年少労働者の状況および問題を考慮して新しい観点から保護対策を進めて行った。この当時の行政は労働基準法の解釈、それに基づく保護規定の啓発指導および調査であった。保護対策の主なものとしては、二〇年代では一五歳未満の就学生徒および児童の就業問題の対処、証明書制度の普及、街頭労働問題や年少者の人身売買の対応などがあり、三〇年代では勤労青少年ホームの設置および運営指導、勤労青少年福祉員制度の活用などがある。なお、行政の柱ともいえる啓発活動については「働く年少者の保護運動」を中心にキャンペーンを展開し、また年少労働者に関する資料の収集・作

成や調査も行った。

就学生徒・児童の就業の対応としては二二年、労働基準局長、婦人少年局長、文部省学校教育局長の連名通達「年少者の就業に関する件」を各都道府県知事あてに発し、就学生徒、児童の就業に関し、心身への配慮と劣悪な労働状態から保護するため、満一五歳未満の児童の使用許可証明書制度の完全実施について指示した。また、二三年と二四年、厚生省、文部省などと連名で「労働基準法の適用により離職する就学児童の保護について」の通達を出し、これら年少者の指導につき指示をした。義務教育中の児童の長欠問題はその後も社会問題となっており、三〇年、右の三省連名により「義務教育諸学校における未就学および長期欠席児童生徒対策要綱」についての通達が出され、是正策が講ぜられた。

証明書制度は満一八歳未満の者については年齢証明書を、満一五歳未満の者については使用許可証明書を事業場に備えつける制度であるが、その実施状況が思わしくないため、その運用について労働基準局と連絡をとり完全実施の方策をたて、地方婦人少年室に再三指示をして実施の徹底をはかった。

靴みがきなどの街頭労働問題については、それに働く年少者の保護対策を検討するため数回にわたり実態把握のための調査を実施した。二五年には労働大臣はこの問題を婦人少年問題審議会に諮問し、同審議会は法的措置の必要性を答申した。この答申の結果はその後児童福祉法の改正の形で結実した。

年少者の人身売買は大きな社会問題となっていたが、この対応につき関係各省での協議を重ねた結果、二四年、厚生、法務、労働、文部四省連名で「親元を離れ他人の家庭に養育され又は雇用されている児童の保護について」の通達を出した。年少労働課ではこれに対応し二四・二六年に実情調査を行い、厚生省と協議し、二六年、中央青少年問題協議会に「いわゆる人身売買対策」について検討することを提案した。同協議会は検討の結果「いわゆる人身売買対策要綱」をまとめ総理大臣あて意見書を提出した。政府はこれを受けてその対策を決定し、各省それぞれ通達を発

することとなり、労働省では二七年に次官名で地方労働基準局長、都道府県知事あて、婦人少年局長名で婦人少年局地方職員室主任あてにその対策の実施につき通達した。

児童憲章は二六年に制定されたが、年少労働課は関係省庁の一つとして参画した。

売春問題は年少者の人身売買とも関連するものであるが、二七年、婦人少年問題審議会から労働大臣の諮問に対する「売春問題の対策に関する答申」が行われ、この中で年少労働者に関し、労働基準法に定める年少者の証明書の備付け、危険有害業務の就業制限の完全実施が求められた。

三角定期券は働きながら学ぶ年少者の経済的負担の軽減を目的とした自宅、勤務先、学校を結ぶ定期券で、この発行を求める運動が展開される中で二九年、婦人少年局長通達「三角定期券制度の実施促進について」が各婦人少年室あて発せられ、運動を進めたところ、国鉄、都市交通などでこれを実施することとなった。

孤児、母子家庭児童などの就職援護の対策については、雇用の悪化から社会的に不利な条件にある者の就職が困難になっていることに対応し、二九年に労働省においてその対策要綱が定められ、これにともない、職業安定局長、婦人少年局長連名で「孤児、母子家庭児童等に対する就職援護の実施について」を通達し、これらの児童などの就職促進を指示した。この措置の目玉は身元保証制度で、適当な身元保証人がいなくて就職が不利になっている児童のためにその保証人となるもので、婦人少年室協助員、児童委員、民生委員などがこれに当たることになった。

新聞配達児童に対する保護についても従来から問題になっており、その実態把握のため二八年に調査を実施し、三一年、労働省、文部省連名の「新聞配達業務に従事する満一五歳未満の児童の就労保護について」を通達、全国的な行政指導を行った。

年少労働者の保護福祉に関する建議 婦人少年問題審議会では年少労働者の諸問題を憂慮し、その保護福祉を促進する具体的措置を早急に講ずる必要があるとして審議を重ね、三〇年、これをとりまとめて同審議会会長から労働、

厚生、文部、大蔵各大臣、内閣官房長官、中小企業庁長官などに手交した。その内容は年少労働者の労働保護のみならず、福利厚生などにもおよび、とくに福利厚生については一般教養の向上、レクリエーションの助長、健康の維持増進、労働青少年ホームの設置などの新しい対策を盛りこんだものとなっていた。この建議は年少労働行政に非常に大きな示唆を与え、その後の行政運営の方向づけを示すものとなった。

勤労青少年ホーム 右の「年少労働者の保護福祉に関する建議」の中で労働青少年ホームの設置の提言があり、行政ではこれを検討した結果、三二年、名称を勤労青少年ホームとして愛知県に一所新設した。その後ホームは全国各地に続々設置され、三九年度までに累計二二所となった。

ホームは、中小企業に働く勤労青少年の総合的保護福祉施設として地方公共団体が国の補助を受けて設置し、みずから運営に当たるもので、運営のために館長、職員を置き、図書室、相談室、娯楽室、講堂、会議室、体育室などの設備を備えることとされた施設であった。設置当時の主な事業内容は、

- ① 新規就職年少者の初期の教育指導
 - ② 中小企業主の労務管理講習
 - ③ 年少者の職業生活相談
 - ④ 各種の講習会、講演会
 - ⑤ 読書指導、音楽、演劇、映画の開催など
 - ⑥ 各種の運動およびその指導
 - ⑦ その他のレクリエーション活動
- であった。その後事業内容が変わり、三九年では、

- ① 年少労働者の一般教養、実務教育に関する講演会、講習会、座談会などの開催

② 生活相談、職業相談、苦情処理、就職後の補導などの保護、指導

③ 映画・演劇・音楽会の開催、趣味・娯楽設備および運動設備の利用によるレクリエーション、その他のレクリエーションの指導

④ 年少労働者が行うグループ活動に必要な設備の利用

⑤ その他年少労働者の保護および福祉の増進に必要と認められる事業となっている。

なお、三九年度のホームの利用状況は全国計で延四九万人であった。

年少労働者福祉員制度 前述の「建議書」に基づき年少労働課では各種の対策を検討したが、とくに中小企業に働く年少者の諸条件が悪いことからその保護福祉をはかる必要性を痛感し、中小企業に向けた指導啓発、労務管理講習会などに力を入れた。一方、新しい考えの年少労働者の「福祉」増進を重視し、三三年、「年少労働者の福祉増進実施要領」をまとめ、婦人少年局長から各婦人少年室長あて通達した。この中には福祉増進のための懇談会の実施、年少労働者福祉増進連絡協議会の開催、年少労働者福祉員制度の設置などの新施策が盛り込まれていた。特に注目すべきものは福祉員制度で、これは中小企業団体の自主活動として団体内に年少労働者福祉員を選任する制度であり、この福祉員は傘下の中小企業に働く年少労働者の余暇の善用、保健衛生、生活相談、一般教養、教育、労働条件、労働環境など保護福祉の業務を担当することとされた。

福祉員の選任勧奨は毎年行政の重点事項として行われ、選任が進められた結果、その数は三五年四千名、四〇年二万名と急増した。年少労働課では講習会、労働大臣表彰（三五年より）を行うなど制度発展のために力を注ぎ、これを受けて福祉員は全国各地において精力的に活躍した。

事業場訪問調査 労働基準法第一〇〇条の二に基づく婦人少年局長の指定する調査員による事業場訪問調査につい

ては毎年これを実施し、事業場に対し行政指導を行った。

産業カウンセリング制度 年少労働者の職場内外の生活に関する相談指導が増加しその重要性が高まってきたので、産業カウンセリングの技法などの普及をはかることとし、三九年から「産業カウンセリング制度普及事業」を中小企業およびその団体に対して実施した。

啓発活動の推進

二〇年代から三〇年代ははじめにかけての年少労働行政は保護に関する啓蒙啓発行政といわれ、啓発活動はこの時代の行政推進の重要施策であった。労働基準法は二二年に制定されたが、社会一般では労働条件、保護などに関心がうすく、労働基準局は法の浸透、普及に全力をあげていた。年少労働課においてはこれと連動して同法の周知徹底をはかるとともに年少労働者問題の重要性を社会一般にPRし、その問題を訴え、保護についての関心を高めた。保護に関する啓発活動は、

働く年少者の保護運動を中心に展開された。二二年一月、東京において第二回の働く年少者の保護大会が開かれ、以後、四五年の「勤労青少年の日」の事業に引き継がれるまで毎年全国で開催された。この運動は、毎年重点目標またはスローガンを掲げ、保護大会を軸として講演会、座談会、研究会議、働く年少者の激励慰安大会などの行事を行うもので、二六年からは「働く青少年の生活文」の募集・授賞をこの運動の中にとり入れた。この生活文は二六年に二、三〇〇篇の応募があり、優秀作品には労働大臣賞が授与されたが、応募作品は年々増加して三九年では六、五〇〇篇となった。また、

広報資料としてポスター、パンフレット、リーフレット、壁新聞、映画、幻灯、紙芝居などを大量に作成した。その内容ははじめは証明書制度、就業禁止業務、災害防止、教育などであったが、二〇年代後半から余暇生活をテーマとするものも加えられた。

二八年には年少労働者保護をテーマにILOアジア地域会議が東京で開催され、わが国の年少労働者保護の気運を

大いに高めた。

資料の作成収集・実態調査

めるうえで、

資料の作成収集が先決事項となった。そこで二二年以降既存の統計数字、文献、機関誌などを手あたり次第に集めて整理し、これを取りまとめて新たな資料を作成した。収集した資料は国内のみならず米、英、ソ連など海外のものにまで及び、作成した資料は二二年の「労働基準法と女子年少者」「ユタ州の児童証明書」をはじめとし、毎年次々と刊行された。一方、

実態調査についても二三年以降状況に応じて次々と企画され、実施に移された。二〇年代前半の調査では、年少者の就業が制限されることとなった業種、街頭・サーカスなどに働く年少少女、学びながら働く年少者、年少労働者の労働条件・作業環境に関するものなどがあり、後半では新聞配達少年、ラジオ・テレビ出演児童生徒に関するものがある。三〇年代では、事業場における年少労働者の状況、年少労働者の離職、住込み年少労働者の生活時間、年少労働者の余暇の状況、ゴルフキャデイの労働実態、アルバイト生徒の労働実態などに関するものがあり、いずれも行政運営の基礎資料となった。なお、いわゆる人身売買に関する調査は二三年から数回にわたって実施されている。

女子年少者労働基準規則の改正

女子および年少者の保護に関し、その運用を時代にマッチしたものとするため、二九年、「女子年少者労働基準規則」の改正が行われ、年少労働者関係では児童の使用許可申請手続きの簡素化・合理化、年少者の就業制限が五六種から四五種に整理されるなどの改訂が行われた。

婦人少年問題審議会

婦人少年問題審議会は婦人および年少労働者に特殊な労働条件の向上・保護、児童の使用禁止などの事項を調査審議しこれを建議する機関として二三年設置され、翌二四年には婦人少年問題審議会令が制定されて正式な組織となった。その構成は設置当時労働者、使用者の代表および学識経験者計三〇名であった。この審

議会は年少労働問題について三十九年までに①労働条件、環境改善向上に関する具体的方策の答申（二四年）②街頭において働く年少労働者の労働保護の法的措置の要否の答申（二六年）③年少労働者の保護福祉に関する建議などを行っている。

関連行政の推進

労働力需給関係は二〇年代では労働力供給過剰であったが、三〇年代中期以降は高度経済成長にともなう労働力不足、とくに若年労働力、技能労働力の不足の状態に変わった。このため三〇年代の職業安定行政は失業対策的な政策から需給調整、職業訓練の充実などを重点とする雇用対策に政策を転換した。年少労働者の関係では、中学、高校の新規学卒就職者に対する職業安定機関、学校、雇用主の協力体制による就職促進、都道府県間の需給調整、公共職業補導所への入所あつ旋などが行われた。

また、技能労働者不足の状況に対処し、従来の技能者養成の制度を統合して三三年に「職業訓練法」が制定され、若年者を含む職業訓練が強力に推進されることとなった。

四一年には「雇用対策法」が制定され、若年者の就職、能力開発も雇用対策基本計画に基づく対策によって行われることになった。

勤労青少年福祉行政への移行

三〇年代に入り、経済の発展とともに人々の生活にゆとりが出はじめ、一方労働基準法の趣旨も次第に浸透する中で、年少労働行政には保護行政から福祉行政へ移行するきざしがあらわれてきた。

「福祉」は後年花咲くこととなるが、この早い時期に既にこの考えが生まれており、これは時代の変化が自然発生的にかもし出したものであった。時代の変化は働く青少年の問題を複雑化、拡大化し年少労働行政はその対応に追われていた。時あたかも婦人少年問題審議会から「保護福祉に関する建議」が出され、福祉の色彩の濃い施策が求められた。これを受けて行政では勤労青少年ホームや年少労働者福祉員制度の新設など従前の保護対策をこえた福祉対策への道を歩むこととなったのである。この働く青少年の福祉対策は、それまでの職場の中の問題に限定するのではなく、

職場の外の問題も含めた働く青少年の職業生活のすべてを行政対象とし、これに対する適確な対策を実施しようとするものであった。対象とする青少年についても一八歳未満の年少労働者から二五歳未満の勤労青少年に拡大する考えが出ていた。

このように年少労働行政は三〇年代を通りすぎるにつれ着々と勤労青少年の福祉行政への道を歩んだ。

第二章 勤労青少年の福祉を中心として (昭和四〇～五〇年代の年少労働行政)

一 勤労青少年の現状

昭和四〇年代以降では青少年人口や労働力人口が減少の一途をたどり、就業構造は引き続き変化し、また勤労青少年の高度歴化、都市集中化も進んだ。

青少年人口等

一五歳から二四歳までの青少年人口は、二五年以降の出生率の低下によって減少傾向となり、四一年の二、〇三七万人をピークに下降線をたどり、五〇年一、七一二万人、五七年一、六二〇万人となっている。

青少年労働力人口（一五歳～二四歳）も、青少年人口の減少、進学者の増加などによって減少し、四〇年の一、一七万人から五〇年八一九万人、五七年七〇二万人と減少し、とくに一五歳から一九歳までの労働力人口ではそれぞれ三九二万、一六八万、一四七万人と激減した。これにともない青少年就業者も四〇年の一、一〇四万人から五〇年七九五万人、五七年六七一万人に減っている。

就業状況等

これら青少年就業者（一五歳―二四歳）の就業分野にも変化がみられ、四〇年では第一次産業に一％、第二次産業に四〇％、第三次産業に四八％就業していたものがその後年々第一、二次産業への就業が減少、第三次産業への就業が増加して、五七年ではそれぞれ二％、三〇％、六八％と変わった。

産業別の青少年就業者は、四五年では製造業が三四％、卸小売、金融・保険・不動産業が二七％であったが五七年では卸小売業等が逆転して三四％、サービス業が二三％と続いている。職業別の青少年就業者では、四五年で技能工・生産工程作業員及び労務作業員が三九％でトップ、五七年で事務従事者が三〇％でトップという状況である。規模別の青少年雇用者（非農林）をみるといつの年代も小規模企業への就業が多く、一―二九人規模が四五年で三二％、五七年で三〇％でトップとなっている。

四〇年に入って経済の発展はさらにめざましく、若年者を中心とする労働力不足が続いた。新規学卒就職者の求人倍率は、四〇年で中学卒三・七倍、高校卒三・五倍、四五年ではそれぞれ五・八倍、七・一倍と上昇し、三〇年代から引き続きこれらの者は「金の卵」ともてはやされた。この求人倍率は中学卒が四六年の六・八倍、高校卒が四五年の七・一倍をピークに年々下降し、五八年三月卒では中学卒二・一倍、高校卒一・六倍となった。新規学卒者の就職者数は、四五年で中学卒二七万人、高校卒八二万人であり、中学卒は大幅減少で五八年では七万二千人、高校卒では五一年の五六万人を底に若干ふえて五八年で六三万人となった。

勤労青少年の高学歴化

四〇年以降も上級学校への進学志望がふえて高学歴化が進行した。四〇年の高校進学率は七一％、大学短大進学率は一七％であったが、この率は年ごとに上昇し、五六年でそれぞれ九四％、三七％となり、その後はほぼ横ばいに転じた。一方新規学卒就職者数は五八年三月卒では、中学卒七万人（四五年二七万人）、高校卒六三万人（同八二万人）、大学短大卒四十一万人（同二七万人）という状況で、高学歴化はおどろく程進んだ。

従来、技能工、生産工程作業員として中学卒者があてられていたが、中学卒者の減少、生産現場における高度の技

能・訓練の必要性からこれに高校卒者があてられるようになった。四〇年代後半では大学短大卒者もこのようなブルーカラー職種に進出するようになっていく。

勤労青少年の都市集中

日本経済を支える「働き手」として若年労働者が大都市、工業都市などへ就職したいいわゆる勤労青少年の都市集中は三〇年代からはじまり、四〇年代を経て今日まで続いている。四〇年には一五歳から二四歳までの青少年人口が都市圏において五〇%をこえ、その状態が持続した。新規学卒就職者の県外就職率に目を転じると四〇年では中学卒で三三%、高校卒で三〇%であり、四八年のオイルショック後、地方の時代といわれてUターン現象や地元就職志向の高まる中でも五八年、中学卒は一九%に落ちたものの高校卒ではほぼ横ばいに推移して二八%であり、勤労青少年の都市集中の基調はあまり変わっていない。

二 勤労青少年の職業生活

昭和四〇年代は技術革新の進展、産業構造の変化、社会の高度化・複雑化が著しく進んだが、この中において勤労青少年をとりまく環境も変わり、労働条件、福利厚生などの職場対策は充実した。しかしながら一方において離転職の数も多く、余暇生活の不全の問題なども生じて社会的な関心を引いた。五〇年代でも離転職の問題は継続したが、とくにこの年代では勤労青少年の意識の変化が大きく、職場と余暇の両方にわたる職業生活を営むうえで意欲、気力に欠ける面のあることが指摘されている。

勤務態様

三〇年代から引き続き技術革新は四〇年代においてもめざましく、これに対応する高度の知識、技術をもつ人材が求められるようになった。一方、生産工程などにおける急速な技術革新は作業の標準化、単純化、分業化、高速化をもたらし、単純・単調労働を助長した。この作業にたずさわる勤労青少年の中には歯車感、焦燥感、孤独感を覚える者もあり、職場不適応、精神疲労などの症状を示す者も現れた。技術革新は五〇年代になっても進展し、

コンピュータ技術の開発とともに五〇年代後半にはOAをはじめとするマイクロー・エレクトロニクス、バイオ・テクノロジーなどの研究開発が進み、勤労青少年に新たな勤務対応を求めている。

また、交替制勤務の形態をとる職場も増加し、勤労青少年の多くがこれに就業してきた。

労働条件

四〇年代以降、労働条件に対する社会の認識の深まり、経済の好調、労使の協調その他の諸条件の関連する中で労働条件はさらに向上した。

まず初任給をみると、四〇年では中学卒で一三、二八〇円（対前年比一九％増）、高校卒で一六、〇三〇円（同一七％増）となっており、五〇年では中学卒男子、対前年二七％、同女子二九％、高校卒男子二八％、同女子三一％の大幅増となったが、これをピークに上昇率は鈍り、五八年では対前年比がそれぞれ二％、六％、三％、三％の増にとどまっている。次に勤労青少年の平均賃金については四〇年以降大幅に延び、五〇年をピークに延び率は下がり、五七年で一八歳未満九六、二〇〇円、一八歳～一九歳一一七、五〇〇円、二〇～二四歳一四〇、四〇〇円となっている。労働時間については、産業、規模により差がみられるものの、四〇年代から大企業中心に短縮する傾向を示した。この傾向はかなりのスピードで進んだが五〇年に入ってからには微減の状態となった。五七年では労働者一人平均週所定労働時間は四一時間四七分となっている。

週休二日制の企業の実施状況を見ると、何らかの形（完全、月三回、隔週、月二回、月一回）で実施している企業は四五年度で四％、五〇年では四三％と急速に延び、五七年では四九％となつてほぼ半数の企業が実施するようになった。

離転職

勤労青少年に多い離転職は、三〇年代から引き続き高い水準にあり、非行化、転職にともなう下降移動などの問題をはらみ、社会的な関心事ともなった。就職後三年間の離職率をみると、四五年三月卒の者では中学卒四八％、高校卒四七％と就職者の半数に近い者が離職しており、五四年三月卒の者でもそれぞれ五二％、四一％と高い

率を示している。これらの離職者は全体的な傾向として、産業別では卸売・小売業、金融・保険・不動産業に多く、規模別では小規模の企業が多い。

生活意識

四〇年代以降の生活意識の変化も顕著なものであった。社会経済の進展にともなうて既存の価値観、慣習、行動様式、風俗などが大きく変わった。

四〇年代に入って、勤労青少年の生活意識は自由時間の増加、賃金上昇、生活の合理化など環境の向上にともなうて余暇志向を強めた。この時代、一般的に余暇に対する認識が改められ、余暇は人間性を発揮し、生活の充実をはかるために有意義な意味をもつものとして重視されるようになった。この中で勤労青少年は仕事と余暇の両立を望む者が多かった。五年の勤労青少年の意識調査においても「一生懸命仕事をし、思う存分余暇を楽しみたい」という者が五九%をこえている。五年の青少年の調査によれば「金や名誉を考えずに自分の趣味に合ったくらしをする」が五九%、「その日その日をのん気にくよくよしないでくらす」が一八%という結果も出ている。なお、生きがいを感じる時は四五年では「仕事をしている時」であったが、五年では「友人、仲間と過ごす時」に変わった。さらに近年では、個性的な豊かな人生志向の進む中で、物質的に恵まれた環境の中に生まれ育った青少年の中には人生の目標を失う者、自立心を欠く者、無気力な者も顕在し、また勤労青少年については意欲、気力、積極性に欠ける面のあることが指摘されている。

余暇の過ごし方

余暇の重要性がうたわれ、勤労青少年の余暇志向が高まるにつれてその有効活用についての関心も深まった。しかしながら実際には十分な余暇活動は行われなかった。四〇年代では、「旅行、ハイキングなどのレクリエーションやスポーツ」「気の合った友人と過ごす」「グループ活動」「読書・けいこ事」を希望しながら現実にはその活動は少なかった。五年においてもそのような積極的な余暇活動を望みながら、実際には「テレビ・ラジオ」「ごろ寝」「休養」など消極的な時間を費消してしまうケースが多かった。

勤労青少年の問題

四〇年から五〇年代にわたる時代の流れの中で勤労青少年をとりまく環境は着々と整備され、その職業生活も円滑に営まれるようになる反面、次のような問題も発生した。

若年労働力の需給のアンバランス 三〇年代から四〇年代に引き続き、若年労働者に対する極端な求人難は大きな社会問題となった。

職場不適応 急速な技術革新にともなう技術や機械へのアレルギー、単純・単調労働や交替制勤務への不適合、職場の人間関係や管理組織への不信・不満などによる職場不適応は四〇年代以降も引き続き、これによって離転職に追いこまれることも多いと考えられている。近年では職場不適応から神経性、精神性諸症状を示すケースも少なくないといわれている。

都会生活不適応は三〇年代から四〇年代にかけて年少労働者中心にみられた状態で、都会生活になじめない、適切な助言指導が不十分であった、などの理由で起こったといわれる。

安易な離転職 前述のとおり勤労青少年の離転職は三〇年代から今日にいたるまで多い。この中で将来展望のない、無目的で安易な離転職も少なくないと考えられている。安易な離転職は職業意識や生活態度に悪影響を与え、人間形成を阻害する恐れがある。

意識の変化 職場に関する勤労青少年の意識は、「仕事に生きがい」から緩やかに変化して自己の人生を大事に考えるようになり、職場は金銭を得るための場所と割り切る者も出てきた。最近では仕事に意欲の欠ける者、企業との一体感を弱めている者がふえつつあるといわれている。

余暇問題 勤労青少年の余暇活動については、四〇年代以降行政施策の推進などによってかなり充実したものとなったが、五〇年代に入っても未だ十分な活動をせず、消極的な余暇を過ごす者も多い。

三 勤労青少年福祉法の制定

勤労青少年福祉法制定の経緯

わが国の経済成長が華々しく進行する中で国民の福祉の重要性が次第に強く叫ばれるようになった。労働省は経済成長と勤労者の福祉の調和をはかる役割を持ち、これに向けた政策を展開したが、なかでも勤労青少年の福祉については社会一般からもその重要性が強調され、その対応が求められた。すなわち、わが国がさらに高度の産業社会として発展していくためには、その担い手である勤労青少年の福祉に留意し、その育成をはかることが極めて重要であると考えられた。このためこれら勤労青少年が職場に適応し、その有する能力を職場で十分発揮するとともに余暇活動によって個性の伸長・人格形成を行い得るよう配慮する必要性が力説された。

このような勤労青少年の福祉増進の気運が高揚する中で総合的な福祉対策の推進、とくに立法措置の要請が四一年以降澎湃として起こってきた。立法措置の要請は知事、市町村長、労使団体、勤労青少年団体などから六八件の多きにのぼった。立法の直接の契機となったのは四三年の婦人少年問題審議会の建議「今後における勤労青少年対策に関する建議」である。年少労働課ではこれらの建議、要請を重大に受けとめ、勤労青少年福祉法案の作成に着手した。四五年五月、勤労青少年福祉法は制定された。

勤労青少年福祉法の内容

勤労青少年福祉法は、その福祉の原理を明らかにするとともに職業指導、職業訓練、福祉施設などの措置を推進し、勤労青少年の福祉の増進をはかることを目的として定められたもので、その主な内容は次のとおりである。

- ① 勤労青少年の福祉の理念および関係者の責務の明確化
- ② 「勤労青少年の日」の設定
- ③ 勤労青少年福祉対策基本方針および都道府県勤労青少年福祉事業計画の策定
- ④ 職業指導の充実、職業訓練の奨励、余暇の有効活用に必要な措置

⑤ 勤労青少年福祉推進者の選任

⑥ 勤労青少年ホームおよびホーム指導員の設置

関係政省令の制定

勤労青少年福祉法の制定にともない、関係の政令省令の整備が行われた。すなわち、労働省組織令の年少労働課の事務に「勤労青少年福祉法の施行」の事務が、また婦人少年問題審議会令の所掌事務に「勤労青少年福祉法の施行及び改正」が加えられた。また、法第一三条第二項に基づく省令として四六年「勤労青少年福祉推進者に関する省令」が定められた。

四 勤労青少年福祉行政の展開

概観

昭和四〇年代の年少労働行政は勤労青少年の福祉行政として視野をひろげ、積極的にこれに取り組んだ。この年代では三〇年代から引き続き勤労青少年ホームと年少労働者福祉員制度を両輪に福祉行政を推進し、後半は勤労青少年福祉法の登場によって福祉行政の展開は一層強力なものとなった。

四〇年代前半でみると、勤労青少年ホームの増設につぐ増設、年少労働者福祉員制度の拡充強化に加え、四〇年からホーム職員の研修、四一年から勤労青少年の国鉄運賃割引制度導入（のち一部私鉄も適用）、集団活動団体に対する労働大臣褒賞（後のクラブ褒賞）その他各種の施策が次々と開始された。勤労青少年福祉法の制定は労働基準法の制定と並んで年少労働行政史上エポック・メイキングとなるものであり、同法制定後これを基本に各般の施策が積極的に打ち出された。その主なものをみても四五年「勤労青少年の日」の事業、クラブ・レクリエーション交流会、四六年勤労青少年福祉推進者制度、四七年福祉シンポジウム、余暇活動研究会、四九年、全国勤労青少年一〇マイル馬拉ソン大会などがある。なお、勤労青少年団体の設立もこの時期に多く、五団体が公益法人として認可された。

五〇年代の年少労働行政は、オイルショック後の安定基調の社会経済情勢に対応し、勤労青少年の状況および問題

を十分にふまえて効果的な福祉施策の推進をはかった。ホームの増設は急ピッチで行われ、諸施策もこのホームにか
らめて実施した。またホーム指導員、推進者、福祉員、勤労青少年指導者大学講座を軸とする指導者の養成に意を注
ぐとともに「勤労青少年の日」の事業などの行事を毎年盛大に挙行了した。新しい施策も次々に誕生し、その主なもの
としては、五一年スポーツ教室、指導者大学講座、ジャンボリー大会、五三年教養講座、五四年スポーツ交流会、五
六年日豪ワーキング・ホリデー制度、五七年魅力ある職場づくりの促進、五八年国際青年年の広報啓発などがある。

なお、関係省庁が協力して取り組む青少年対策にも参画し、それに基づく施策も実施してきた。

行政組織は四〇年代以降、本省、地方とも変らなかったが、四五年に婦人少年室において婦人少年問題の専門的な
事項を担当する特別協助力員制度が設けられ、当初は全国六〇名でスタートし、五八年では一三九名となった。また、
協助力員は五八年で二、九一〇名である。

勤労青少年の健全育成

四〇年以降の福祉対策は急速なひろがりをもって実施に移されたが、四五年の勤労青少
年福祉法制定以後は法律をバックに推進されることとなった。とくにこの法律では施策の基本的な事項を勤労青少
福祉対策基本方針で定めるよう規定しており、この規定に基づき四六、五一、五六年に基本方針を策定し、その時代
に応じた施策の方向を打ち出した。各種施策はこの方針に基づき企画、実施された。以下、施策の実施順にその経緯、
変遷を述べることにする。

勤労青少年ホームは、三二年の新設以来増設を重ね、勤労青少年の福祉の拠点として役割を果たしてきた。四五年
になって勤労青少年福祉法が制定され、ホームは法的にその位置づけが明確化された。すなわち、ホームは勤労青少
年の福祉に関する事業を総合的に行うことを目的とする施設と定められ、地方公共団体にはその設置について努力義
務が課された。国はその設置に際し補助金を交付してきており、四〇年当時で五〇〇万円、現在では三、〇〇〇万円
の国庫補助を行っている。施設内容は、四〇年当時、鉄筋コンクリート造り、延六五〇平方メートル以上、内部設備として

ホール、講習室、図書室、集会室、誤案室、休憩室、相談室、軽運動室などをもうけるようになっていたが、その後「勤労青少年ホーム設置運営基準」の改正および「勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準」（四八年告示）の制定により延面積六〇〇平方米以上などの改正が行われた。事業内容は第一章で述べたが、現在においてもレクリエーション、クラブ活動、ホーム相互の交流のための場と機会の提供、助言・指導、講習会、研修会、各種相談など基本的にその内容は変わっていない。ホームの事業として新しく実施されることとなったものとしては、クラブ体験等発表会（四六年）、スポーツ教室（五一年）、教養講座（五三年）、スポーツ交流会（五四年）などがあり、これに加え各ホームとも創意工夫を凝らし、さまざまな主催行事、講座、活動を行ってきた。

ホームの設置数は四〇年で三三所であったが毎年二〇―四〇所前後増設され、五八年度末で五〇四所となり、国庫補助によらない類似施設を含めると五四六所となった。利用状況は五七年度で全国推計七三五万人、一日平均利用者五三人となっている。

産業カウンセリング制度普及事業は三九年より年少者を雇用する中小企業、中小企業団体を対象に行われ、四〇年以降も制度普及懇談会、カウンセラー養成講習会が実施された。四四年になって、これを「青少年労働者育成指導者養成講習会」に吸収した。

勤労青少年のクラブ活動等褒賞 グループ活動など年少労働者の集団活動の育成をはかるため、四〇年、「年少労働者の集団活動団体はう賞要綱」を定め、その活動が優秀なものについて四一年から労働大臣褒賞を行った。四一年では一二団体がこれを受け、その後被褒賞団体がふえて四四年にはホームのクラブなど二四団体となった。四五年には対象を年少労働者から勤労青少年にひろげて「勤労青少年のクラブ活動等ほう賞要綱」を定め、「勤労青少年の日」の行事の際などにおいて褒賞を行うこととした。以後毎年四〇―六〇クラブが褒賞を受け、現在まで続いている。

旅客運賃割引制度は勤労青少年の福祉増進の一環として四一年から行われた。年少労働課では労働基準当局とともに

に勤労青少年が益、年末年始に帰郷する場合に運賃の割引きをするよう運輸省、国鉄に要望し、この結果、国鉄において「勤労青少年旅客運賃動引規程」を作成し、一五歳から二〇歳未満の勤労青少年にこれを適用することになった。この申請事務は労働基準監督署、婦人少年室、ホームで担当することになった。四二年には割引制度が一部私鉄、旅客船、帰郷バスに、四六年には沖縄航路に拡大され、五五年には民間航路は年間を通じて適用されることになった。その利用者は四三年で八万人におよんだ。

年少労働者の職業生活設計啓発事業は年少労働者の職業生活設計樹立の促進、援助をはかるため四二年からはじまった事業で、主な内容はその啓発のための懇談会で、婦人少年室、労働・教育関係機関、福祉員などが参加した。このほかパンフレットなどの資料の作成配付も行った。なお、この事業は四四年に「働く青少年講座」に吸収された、福祉施設開放促進事業は勤労青少年の余暇活動の場をひろげるため、民間企業や学校の施設の開放を呼びかけたもので、四三、四四年の二年にわたって実施された。その内容は施設の調査、開放促進懇談会の開催などであった。

勤労青少年クラブ体験等発表会は四三年の勤労青少年グループ成果発表会からはじまる。成果発表会はグループ結成の奨励、グループ育成の援助を目的に行われ、その内容は作品展示会、グループ活動発表会など多彩にわたった。四五年から「勤労青少年の日」を中心に各都道府県で行われ、四六年から勤労青少年クラブ体験等発表会と名を変えて現在まで毎年四六道府県で実施されてきた。

勤労青少年の日本万国博覧会見学のための特別措置は福祉増進の一環として四四年に行われた。措置の内容は一五歳から一八歳までの勤労青少年に対し国鉄旅客運賃および万国博入場料金の割引きをするものであった。

勤労青少年クラブ・レクリエーション交流会は、勤労青少年クラブ相互の体験の交流、親睦をはかるため四五年より実施されているものであるが、この際、優秀な成績を収めたクラブに対し同年以来労働大臣褒賞を授与している。その数は当初の四〇前後から現在は四七となった。

勤労青少年余暇活動研究会は四十七年から登場する。多様化する余暇志向をふまえ、勤労青少年の福祉行政を進めるために余暇の実態とそのあり方、進めるべき施策について専門的な研究討議が必要となり、このため学識経験者などから成る研究会を設置した。年少労働課では同研究会に対し、施設、指導者、スポーツ活動、余暇の意義、活動の方向などについて研究を依頼し、四十七年の「研究報告（余暇と勤労青少年の生活、その他）」以来毎年報告を得て行政に反映させている。

全国勤労青少年ホーム協議会の設立 四十七年度末ではホームは二二九所となったが、全国各地のホームの連絡提携とホームの振興をはかることを目的に四十八年、ホームを会員とする全国勤労青少年ホーム協議会が公益法人の設立認可を受けた。協議会はその後新設されたホームなども会員にして成長し、年少労働課の委託事業をはじめとする諸事業を行ってきた。なお、協議会の機関誌として四十八年「働く若人」が発行され、現在名称を「ヤング・プラザ」と改め毎月一回刊行されている。

全国勤労青少年10マイルマラソン大会 勤労青少年の体力・健康増進、友情の促進をはかるため、四十九年より長野県、富士見町、勤労青少年躍進会などの協力により長野県富士見高原においてこのマラソン大会を開始した。四十九年には全国から二〇〇名（うち女子三〇名）が参加し、男子は一〇マイル、女子は五キロメートルのコースを走った。その後毎年三〇〇名がこれに参加した。五十六年から特別参加選手を招待し、五十八年は開催一〇回目にあたるため記念大会として規模をひろげ、六〇〇名の参加をもって盛大に挙行政した。

勤労青少年生活設計講座は勤労青少年の職場内外における生活設計の樹立を目的に四十九年からホームにおいて開講された講座である。開講当時では四〇ホームで開催され、二〇〇〇人の受講者を集め、その後各年四六ホーム、二〇〇人前後の参加を得て講座が行われた。

勤労学生控除制度 所得税・住民税制度の中で働しながら学ぶ青少年に対する税の優遇措置として勤労学生控除制

度がもうけられているが、四九年以降この控除額の拡大などについて関係方面と折衝を続けた。

勤労青少年スポーツ教室は勤労青少年のスポーツの日常化をはかり、心身を鍛え、健全な余暇活動を促進することを目的に五一年からホームにおいて実施された講座である。その内容は、卓球、テニス、バレーボールなど希望の多い種目に関する基本ルールの解説、実技指導である。五一年度には四六ホームにおいて一、四〇〇人が参加した。その後数がふえて五七年では三三二ホーム、九、五〇〇人となっている。

勤労青少年ジャンボリー大会は、野外活動を通じて勤労青少年の協調、友情と連帯意識を培うことを目的に五一年度から全国一〇ブロックではじめたもので、ホームの勤労青少年を中心に盛大に実施してきた。

勤労青少年教養講座は勤労青少年の職業生活向上に役立つ知識、技能の習得を目的に五三年からホームで実施しているもので、その内容は英会話、簿記、書道など多様である。コースは一回二時間、一二回程度であり、五三年では一六二ホーム、その後は毎年二〇〇以上のホームでこれを開催している。なお、このほかホーム独自で実施する講座もある。

勤労青少年スポーツ交流会は勤労青少年の健康増進と相互交流の促進をはかるため五四年から実施しているもので、ホーム利用者などの参加の下に全国一〇ブロックで行ってきた。その内容はバレーボール、卓球、バドミントン、ソフトボールなどで、五四年以降毎年約二、五〇〇名が参加している。

勤労青少年の国際交流は勤労青少年の国際感覚かん養のため極めて有効なものであり、五六年の第三次基本方針においてもその重要性および対策の推進が強調された。これに基づく施策としては、国、地方公共団体、民間団体などの行う国際交流事業に広く勤労青少年が参加できるよう働きかけること、日豪ワーキング・ホリデー制度の推進などがある。日豪ワーキング・ホリデー制度は、日本とオーストラリアの青年交流で、観光ビザで入国しながら付随的に働くことができるという特徴をもっており、五六年に制度がスタートし、日本側の受入れには労働省の指導で社日本

勤労青少年団体協議会が当たってきた。この制度によって交流した青年の数は五七年までの累計で入国者五〇〇人、出国者二、二〇〇人であった。なお、五九年からアセアン青年招へい計画により都市勤労青年などの受入れを予定している。

勤労青少年のボランティア活動は勤労青少年が積極的に社会に参加することの意義を学ぶうえで重要なものであり、第三次基本方針においてもその活動を促進するための対策が重視された。これに基づき、五六年の国際障害者年を契機にボランティア講座、シンポジウム、研修会、ホーム指導員資格講習会などによってその促進をはかってきた。

魅力ある職場づくりの対策は、勤労青少年の職場における意欲を高めることを目的に職場参加制度、能力開発制度などの諸制度の普及をはかるもので、五七年から実施された。その内容は事例集の作成、推進者および福祉員による企業へのPR、働きかけである。

非行対策等 青少年の非行防止に関係する省庁の効果的施策推進を目的に総理府がまとめる非行対策関係省庁連絡会議（五〇年設置）などに参画し、その施策を勤労青少年の健全育成の推進、推進者・福祉員制度の活用によって実施してきた。また、総理府の青少年問題審議会など非行を含めた一般的青少年対策に関係省庁の一つとして関与してきた。

勤労青少年団体への援助 勤労青少年関係の公益法人の認可は三六年の勸根つこの家が最初であったが、四〇年代では勤労青少年躍進会をはじめとし八法人が公益法人として設立され、計一一団体となった。五〇年代では社日本勤労青少年団体協議会が設立されて合計一二団体となった。同協議会は右の公益法人を含め、勤労青少年の育成を行う一二団体（後に二三団体）の協議機関として五三年に設立され、各団体の連絡調整、親睦を行うはかみずから「勤労青少年の日」の中央大会、日豪ワーキング・ホリデー制度などの事業を行っている。年少労働課ではこれらの団体に対しその活動が円滑に行われるよう指導援助を行ってきた。

勤労青少年指導者の養成

四〇年代以降、勤労青少年の健全育成を進めるうえで勤労青少年の職場内外の生活について適切な指導、援助を行う勤労青少年指導者の重要性が強調され、その養成、確保のための対策が年ごとに充実されてきた。

勤労青少年ホーム指導員の養成

従来、勤労青少年ホーム館長会議を年一回行ってきたが、四〇年になってホーム職員研修会を実施し、以後毎年これを行って職員の資質向上をはかった。四五年度の勤労青少年福祉法によってホーム指導員の制度が法制化され、ホームには勤労青少年の相談指導を行う指導員を置くよう義務づけられた。四六年には「勤労青少年ホーム指導員の資格」（告示）が公示され、ホーム指導員の資格は労働大臣が実施又は指定する講習を修了した者に与えられることになった。これを受けて四六年から幅広い指導員活動を行うための知識、技術を付与することを目的とするホーム指導員資格講習会を開催した。四八年には「勤労青少年ホーム指導員資格講習要綱」が定められ、講習対象者、講習内容などが決められた。この講習会ははじめ年二回開催されたが、五二年から年一回となり、毎年一〇〇人以上受講しており、五八年までの受講者は一、五〇五人となっている。

勤労青少年福祉員制度

年少労働者福祉員は四〇年代以降も勤労青少年の保護、福祉に大きな貢献をした。行政では福祉員に対し、講習会、労働大臣表彰（五二年から福祉功労者表彰に改定される。）、連絡協議会設置勸奨などを行ってきた。五二年にはその名称を年少労働者福祉員から勤労青少年福祉員に改め、対象を年少労働者から二五歳未満の勤労青少年にひろげ、担当業務を余暇の有効活用、職場適応の促進、労働条件の改善などに拡大し、制度の再出発をはかった。その数は四一年に二万人となったが、制度改正時に少数精鋭の観点からこれをしぼり、五八年では三三〇〇人となっている。その活動は、五七年の調査によればスポーツ活動、講演会、能力開発、優良勤労青少年表彰など広い分野にわたっている。

青少年労働者育成指導者の養成は「青少年労働者育成指導者養成講習会」の名称で四四、四五年に行ったものであ

る。企業、育成団体、ホームなどの担当者を対象とし、指導援助に必要な知識、技術を付与しその資質の向上をはかった。なお、以前から行ってきた産業カウンセリング制度普及事業をこのコースに吸収した。

勤労青少年福祉推進者制度は勤労青少年福祉法によって生まれた勤労青少年の指導者の制度である。この推進者の担当する業務は勤労青少年の職場適応に必要な相談、指導、レクリエーションなどであり、四六年の「勤労青少年福祉推進者に関する省令」でこの推進者は二〇歳未満の勤労青少年が二〇人以上いる事業場に選任されることになった。また、その資格はこの省令で定められ、さらに四六年の通達によって資質向上のための講習が行われることになった。なお、同年「勤労青少年福祉推進者制度の普及推進について」の通達が出され、これを受けた都道府県は普及促進をはかるほか講習会、連絡協議会の設置勸奨を行ってきた。推進者の数は四八年で一万四千、五〇年で一万七千、五八年で一万九千人となっている。活動内容は多彩であり、五六年の調査によれば、職場の人間関係、福利厚生、寮、寄宿舎、人生相談、レクリエーションに関することなどとなっている。

勤労青少年福祉シンポジウムは、ホーム館長、福祉員などの指導者や育成関係者の資質向上、相互理解の促進を目的に四七年から開催された大きな会議で、毎年約六〇〇人の参加者を集め、労働大臣あいさつ、特別講演、研究討議などの内容で開催されてきた。

勤労青少年指導者大学講座は公共の施設などにおいて直接勤労青少年を指導するとともに勤労青少年の福祉に関する企画、立案を行い得る、また各種指導者を指導し得る専門的指導者の養成を行うため五一年から開設された長期養成コースである。この講座は新規大卒者などの受講生を対象に一流講師による講義、実技、外部研修を行うもので、期間は一年、人員は毎年一五人程度である。講座の修了生はホームをはじめ公共の施設などに勤務し、指導者として活躍している。

勤労青少年ホーム館長・指導員相談事例研修会は相談事例を中心にホームの運営などの研修を行うもので五一年か

ら全国一〇ブロックで実施されてきた。

勤労青少年指導者会議はホーム館長・指導員、推進者、福祉員の三指導者の連携をはかり福祉活動を一層効果的に行うとともに相互啓発を促進するため五七年から実施されたもので、都道府県レベルの会議を中心に毎年六カ所程度開催されている。

年少労働者の保護

四〇年代以降の労働条件はかなり改善向上がみられたが、なお最低条件を充たさない事業場もあり、年少労働者の保護は手抜きのできない重要対策であった。このため年少労働行政は労働基準監督機関と連絡を密にし保護対策を進めてきた。

労働基準法に基づく監督指導 労働基準監督機関では四〇年以前から「労働災害の防止」、「最低労働条件の確保」をとりあげ、年少労働者の保護を重点に監督指導を行っていた。四〇年代以降は、年少労働者の労働条件に関し違反のみられる業種を対象に、あるいは危険業務に対する就業制限や事業附属寄宿舍の安全衛生等生活環境の改善などを重点項目にとりあげて監督指導を行った。五〇年代に入っても年少労働者関係でまだ違反がみられ、五〇年で安全基準一、七〇〇件、労働時間六〇〇件、就業制限四〇〇件などの違反が発見されるような状況であり、監督機関ではこれに対応して毎年監督指導を実施してきている。

年少労働行政の保護対策 以前から行ってきた事業場の訪問調査については引き続き実施し、その結果に基づき行政指導を行った。また、中学生のアルバイト調査に基づき婦人少年局長、労働基準局長、文部省中等教育局長連名の通達（四一年）を出すなど年少者の就労の保護をはかった。四七年には「年少労働者保護対策推進要綱」（婦人少年局長通達）を定め、とくに問題のある業種につき実情の把握、指導啓発に努めることとした。その内容は事業主に対する説明会、年少労働者の座談会、事業場に対する指導調査で、この対策は現在まで続いている。なお、中学生、高校生のアルバイト就労にも引き続き留意し、懇談会を開くなどその保護をはかるほか、五二、五五年には実態調査も

行つて指導啓発に努めた。

通学のための時間等の配慮 勤労青少年の勉学に必要な配慮の措置がうたわれる中で、四一年、この勉学を容易にするための指導措置の指示を婦人少年室長会議で行い、以後重要な施策として福祉員などを通じて配慮の要請を行つた。四五年に制定された勤労青少年福祉法にもこの措置が明示され、これを受けて、毎年、地方における各種会議、懇談会などで教育訓練を受ける場合に必要な時間などの配慮を行うよう事業主に対し指導を行つてきた。五五年の調査によれば、夜間の高校に通学する場合の時間などの配慮は八八%をこえる状況になっている。

啓発活動の展開

以前から力を入れてきた啓発活動については、四〇年代前半では働く年少者の保護運動、後半以降は「勤労青少年の日」の事業を中心に中央、地方で大々的に行われてきた。

働く年少者の保護運動は四〇年以降も働く年少者の保護大会、働く年少者の生活文募集と労働大臣賞等の授賞、各種研究会、講習会などを内容とし、毎年定められる重点、目標、スローガンの下に実施された。重点、目標としては年少労働者の労働条件、適職、技能習得、余暇活動などがとりあげられた。生活文の応募は四二、四三年で八、〇〇〇篇をこえた。なお、四二年から対象者を二〇歳未満の勤労青少年に引き上げ、名称を働く青少年の福祉運動に改め、四四年まで右の内容で実施した。

「勤労青少年の日」の事業 四五年には勤労青少年福祉法が制定され、この中で七月の第三土曜日が「勤労青少年の日」と定められた。これを受けて四五年には東京で中央大会が、全国二六五カ所で地方大会が開催された。その内容は記念式典、勤労青少年のつどい、講演会、レクリエーション大会、研修会、座談会など多様であつた。中央大会の記念式典では働く青少年の生活文授賞、勤労青少年クラブ等褒賞、福祉員に対する労働大臣表彰が行われた。以後毎年中央、地方においてこの日の趣旨にふさわしい多彩な行事が行われてきた。中央大会は毎年参加者二、〇〇〇人の規模で行われた。なお、中央大会は五六年から労働省に代わつて社団法人勤労青少年団体協議会が主催し、非常に大

きな成果を収めている。

実態調査

四〇年代以降の調査も毎年全国規模で実施され、その調査結果は行政の企画、運営の基礎資料となるほか各方面にも配付され、関連分野でも活用されている。四〇年代の調査では中小企業に働く年少労働者の就労状況、青少年労働者の職業意識・余暇活動、アルバイト就労生徒の実態、業務上災害被災青少年などに関するものがある。五〇年代ではホームの利用状況をまとめたものをはじめ、災害関係、中学生・高校生のアルバイト就労、勤労青少年の職業・余暇・生活設計、夜間高校へ通学する勤労青少年の職業と学業、職場における勤労青少年指導などに関する調査がある。

婦人少年問題審議会

同審議会は二三年以降数々の答申建議を行ってきたが、四〇年以降の年少労働関係の主なものとして①今後における勤労青少年対策に関する建議（四三年）②勤労青少年福祉法案大綱答申（四五年）③勤労青少年福祉対策基本方針案大綱答申（四六、五一、五六年）などがある。

関連行政の展開

勤労青少年の職業生活に関する諸行政も四〇年代以降充実され、四七年の勤労婦人福祉法の制定をはじめ、諸法律の制定、改正が行われた。

勤労青少年に關係する福祉施設も四〇年代から整備された。すなわち、四三年から勤労青少年体育施設が設置され、以後毎年増設されて九五所を数えるにいたったが、五一年に勤労者体育施設に合併された。この施設はその後増設を続け五七年度末では五三二所となった。この施設の内容は体育館、プール、野球場、テニスコートなどである。また宿泊施設を備え、交流、野外活動を目的とする勤労青少年フレンドシップセンターも四九年から設置され、五七年現在四所となっている。

さらに、四四年から年少職者相談員制度が設けられ、この相談員は公共職業安定所において年少労働者の相談に当たったが、四七年から職業相談員に統合された。四四年には働く青少年手帳が作られ、毎年勤労青少年に配布され

た。

一方、四一年総理府に青少年局（四三年青少年対策本部となる。）が設置され、関係省庁の青少年対策の総合調整を行うこととなった。

五 むすび——今後の展望をかねて——

年少労働課は、昭和二二年九月一日、労働省の設置とともに婦人少年局の組織の中に設けられ、以後三八年の長きにわたり年少労働行政を推進してきた。わが国は、戦後の渾沌たる状況から高度経済成長の社会へ邁進し、やがて安定基調の経済社会に収まるという激しい変動をみせたが、このような激しい動きの中で年少労働行政は、年少労働者あるいは勤労青少年の諸状況をふまえてその時代時代に対応した施策をもって、働く青少年がしあわせに、たくましく、十分に明日の社会を担う力をつけるようひたすらその保護、福祉の増進に努めてきた。年少労働行政のあゆみをふりかえり、その長い歴史を通じて保護、福祉増進の努力の成果は社会の中に深く根づいているものと信じられる。

今後は、勤労青少年行政の基本となるべきものを再検討し、その方向をしかと見定め、職場、社会、時代その他勤労青少年をとりまく諸条件を考慮しつつ、これからの時代にふさわしい勤労青少年行政の体系を確立し、その福祉対策を新しい立場に立って新しい眼で新しい手で進めるべきものと考えられる。個々の施策については、一層推進すべきもの、新たに対応すべきもの、整理統合の可能性を求めるものがあり、これらを十分に検討し、施策を深め、あるいは関連性をもたせつつ効果的に実施することが重要であると考えられる。

第二部

座

談

会

年少労働保護行政の進展と 福祉行政の萌芽



△出席者▽

五十音順

少年局長
赤松婦人

元労働大臣官房審議官

谷野氏

工藤誠

那須氏

(財)婦人少年協会理事
元労働省婦人少年局長

谷野

せつ

堀氏

(財)婦人少年協会専務理事
元労働省婦人少年局婦人労働課長

徳永

はな江

工藤氏

中央大学教授
元婦人少年問題審議会年少労働部会長

那須

宗一

徳永氏

東京労働金庫理事
元労働事務次官・元総理府総務副長官

堀

秀夫

労働課長
川西年少

労働省婦人少年局年少労働課長

(司会)

川西

利興

司会（川西） 昭和二十二年に年少労働課が創設され、

年少労働行政が始まるわけですが、今日まで三十五年の歴史が経過しております。今回の座談会では、この三十五年を二期に分けてまして、それぞれの時期について関係者のお話をお伺いしたいと思います。本日はその第一期に相当する時代として、昭和二十二年、年少労働課が創設されてから、昭和二十年代の年少労働者の保護行政を経まして、昭和三十年代半ばの福祉行政の萌芽期までの十四、五年間を取り上げていただきたいと考えております。

さて、敗戦直後の混乱期を経ました昭和二十二年九月に労働省が設置されて、そこに年少労働課が誕生するわけです。まず最初に、年少労働課の創設の経緯などにつきまして、当時それに参画され、また、初代の年少労働課長になられました堀先生から口火を切っていただきしたいと思います。

—— 新生労働省 ——

堀 戦争直後の労働行政の体制は、厚生省の中に労政局と勤労局の二つの局があって、労働行政を担当していたわけです。これに対してGHQから、労働省を独立させて新設すべきであるという意向が示されました。それで、

政府としても労働省設置の準備にとりかかったのです。

省の新設に至る過程として、昭和二十二年五月に、まず、厚生省の中に労政局と労働基準局と職業安定局の三局をつくるのが第一段の制度改革として行われたわけです。私は、戦争中は海軍に召集されていまして、終戦と同時に、厚生省に戻り、最初は衛生局の医務課の事務官、いまでいう課長補佐をやり、三カ月ぐらいで大臣官房の総務課の事務官になりました。そのときに、労働省を新設するにはどうしたらいいかという問題が持ち上がったのです。

—— 労働省創設のいきさつ ——

堀 私は、「新設される労働省の中味はいかにあるべきか」について研究を始めるという特命を受けました。私も若い時代であつたし、そういう非常に意義のある仕事に参画することは光栄だという気持ちで張り切って仕事をやったわけです。その頃は、現在と違って内外の文献とか資料、統計などが整理されておりませんでしたので、大学の図書館とか労働行政、あるいは労働問題の関係者の先輩、学者等、あちらこちら回りをまして、いろいろご意見を伺いました。

労働省をどんな組織にするかということについては、

—— 婦人少年局誕生の経緯 ——

だいたい三つの意見がありました。一つは、ドイツのようないわゆる大陸型の労働省にすべきではないかという考え方です。当時のドイツ労働省は、一般の労働問題のほかに、社会福祉、生活保護、衛生行政、そういうものも引くくめてやっていたので、いわば大労働省的な考え方です。その反対に、小労働省と言いますか、当時、鮎沢巖さんという方がおられて、国際労働問題に非常に明るい方だったので、この方は、労働省というものは労使関係の行政だけやればいいではないかという考え方でした。現在労政局がやっているような仕事の他に、労使関係調整の労働委員会的な仕事、こういうもので小じんまりとつくっていく。フランスあたりがそうです。

そういう考え方がありました。

それからもう一つは、現在の労働省的な組織にすべきであるという考え方です。これがアメリカ型です。いろいろな議論がありましたけれども、GHQの意向が非常に重みを持っていた時期のことでもあり、アメリカの労働省の例に倣ったらいいのではないかという考え方が基本になって、結局いまの形の労働省をつくるということに落ち着いたわけなのです。

その第一段階として、昭和二十二年五月に、労働関係の部局を三局体制としてスタートしたのです。

堀　その際、GHQのほうから新設されるべき労働省の中に、是非婦人関係の部局を設置してもらいたいという強い意向が示されました。これについては、日本政府としても異存はなかったのです。当時は、いまのような設置法ではなしに、各省の組織は官制、政令事項で定められていたので官制の改正を行ったわけです。

当時の官房総務課長は、斎藤邦吉さんでした。労働基準局の所掌事務の中に、労働基準局が所掌する事項のほかに、将来新設されるべき婦人少年局の設置に関する準備事務を掌るといふ言葉を是非入れてくれという強い要請がGHQのスタンダーさん、ウィードさんあたりからありました。「それは当然考えているんだ」という説明をしたわけですが、やはり日本政府が本当にやるかどうか、信用ならんというので政令の中にあらかじめ書いて置いてもらえば間違いないという気分だったのでしょう。それは書いても差し支えないと申したのですが、しかし、そういう書き方というのは、当時の官制の書き方とすれば極めて異例だったわけです。初めての例ではなかったかと思います。

その際に、労働基準局の中に婦人児童課をつくること

になり、そのときに私も組織規程等をつくった関係で、谷野さんにもいろいろ経緯を説明した記憶があります。婦人少年局の前身が婦人児童課で、そのときの最初の課長が谷野さんです。

——年少労働課長の拝命——

堀 そのうえで労働省設置法案を国会に提出して、成立させ、いよいよ大手町の和氣清麻呂の銅像の前の旧労働省の庁舎で店開きをすることになりました。私は、労働省設置当日の昭和二十二年九月一日はまだ大臣官房の事務官だったのですが、二日目に、当時の吉武事務次官から呼ばれて、「婦人少年局の年少労働課長に君になってもらいたいからしっかりやってくれ」と言われまして、初代の年少労働課長になったのです。

——バラック兵舎での店開き——

堀 ところで、労働省の本庁舎は大手町の旧庁舎にあったわけですが、労働基準局や官房の会計課など入り切らないで、現在の竹橋を渡ってすぐ右側にある国立近代美術館と、隣りに国立公文書館がありますが、あの辺の敷地一带が旧竹橋連隊の跡で、木造のバラック庁舎があった、そこに押し込まれていたわけです。婦人少年局は、

さらにもう一つ差別されまして、竹橋の庁舎の前をもつと奥に入りまして、乾門の前を通った突き当りに北白川宮の銅像が建っていたのですけれども、旧近衛連隊の木造の庁舎がありました、「そこに入れ」ということで、谷野さんは婦人労働課長で、一緒に古めかしいバラックの木造庁舎に入ったわけです。

要するに兵營の跡ですから、行ってみたら部屋の中に銃座が突き出ていたり、ずっと棚がありましてぶつかって歩けないような状況でしたので、それは早速取り払いなんとか事務室らしくなって、そこに婦人少年局の三課、婦人課と婦人労働課と年少労働課が店開きをしました。そこに数カ月おまして、それからやっと竹橋の労働基準局の隣りの建物が空いて移転することになりました。開設当時の年少労働課は官庁の事務室というよりは、雑誌の編集室ともつかず、民間の現場事務所ともつかないような雑然とした状態で店開きをしたわけで人もあまりそろってなかったのです。

司会 職員というのは、どういう形で集めたわけですか。

——職員人材の確保——

堀 初代局長には山川菊栄さんがご就任されたわけですが

が、山川さんの所に各方面から推薦がありました候補者、それから厚生省や県庁あたりからの出向者ということですね。民間は雑誌の編集をやっていた女性とか、鉱山で勤務係をやっていた威勢のいい男性とか各方面から推薦があった人たちの中から適当な人を選抜して、入ってもらったわけです。そうやって店開きをしたのですが、やっている間に段々と曲りなりにも形が整って一カ月も経つとどうやら格好がついて来ました。

——なぜ婦人と少年が一つの局に——

司会 谷野先生は、先程の話ですと、婦人児童課長をなさったということですが、婦人と児童とが一つの課で、それがいずれ婦人少年局になるわけですけれども、婦人と少年と同じ組織であるのは外国ではあまり例がないということを知っているわけです。婦人と児童を一本にしたというのは、当時のいろんな情勢の中でなにか必然性があったのでしょうか。

谷野 私は、官制や組織規程の作成には、関与しておりませんのでわかりません。

当時、私は寺本広作先生の下で、労働基準法制定のための資料提供係のようなことをやっておりましたので、当時の事情からすれば私が婦人児童課長になるなどとは、

夢にも思いませんでした。ところが昭和二十二年五月一日に労働基準法が施行され、労働基準局が新たに発足しました際、私は婦人児童課長に任命されたのです。それで私はその後すぐに発足した労働省設立準備委員会にも、幹事として出席してきたのですが、労働省が婦人問題を所掌することについては、多少論議が交わされましたが、婦人問題と年少労働者の問題をあわせ所掌することについては、何の疑義も持たなかったように記憶しております。

堀 なぜ婦人の他に年少が付いたかという問題ですが、これは私も定かな記憶はないのです。労働省設置の構想を練って、当時の厚生省の関係者とGHQでいろいろ相談している間に、そういう婦人関係の部局を是非つくるべきだとGHQから非常に強いサジェッションがあったのです。その際に、年少者を一緒にするということは議論の過程で双方に意見の食い違いがなかったため、折衝の過程ででき上がったもので、特に私が定かな記憶がないというのは、極立った意見の対立はなかったということだと思います。

——婦人児童課での初めの仕事——

谷野 私が婦人児童課に入りまして一番最初の仕事は、

中西実先生が会計課長だったと思いますが「これから婦人少年局ができるので予算を作ってほしい」という話があったのです。ちょうど労働省設立準備委員会で委員の皆様が議論なさることの経過をうかがっていたその過程で、堀さんから御連絡があつて「従来の婦人少年局の構想はこういうことです」と官制から組織規程にわたって逐条説明をいただいて特訓を受けたわけなのです。ところが私は、法律を専門に勉強してきたわけではありませんし、監督官時代には、専門それ自体のことに深く携わっていて、官庁の庶務的なことは、何もやってまいりませんでした。それで私は大そう面くりました。幸い斎藤邦吉先生が、職業安定局から優秀な庶務の事務官をつけて下さいましたので、その方に教わりながら、堀さん御説明の構想を受けて、私は、婦人少年局の骨子となる予算の組み立てをやったわけでした。

婦人少年局の仕事の特色は、婦人の地位向上、それに労働基準法の施行について、特に婦人や年少者に特殊な労働保護規定の解釈、施行についての援助行政などを行うことにあります。そのために勧告権や調査権、啓発活動など特色ある機能が与えられているわけですが、それらの行政をすすめるためには、婦人少年局長に直属する地方機関が必要であります。それで一府県に七、八人程

度の規模で地方の婦人少年局職員室を置くよう予算を組んでみたのですが、吉武恵市事務次官のところへこの案を持ってまいりましたところ「小さすぎるよ」とおっしゃられて、倍にふやして提出したのでしたが、予算がついたのは、その約半分の五人から七人の規模でした。

そんなことをして、殆んど婦人児童課では仕事らしい仕事は何もしないでいました。寺本さんは、私が課長として勤まるかどうか心配になったのだらうと思いますけれども、非常に優秀な男性職員をつけてくれました。机は並んで、仕事をしない状態でいるうちに九月一日がくるということになったわけです。

九月一日は、「山川先生をお迎えに行け」という中西さんからの電話で、私は山川先生をお迎えに行き、竹橋の庁舎の屋上で、労働省設置の記念式典に山川局長と二人で、参列しました。堀さんはまだ官房におられたわけです。

堀 谷野さんが、私からいろいろ特訓を受けたと言われましたが、決してそういうことはないのです、私はただ説明しただけです。私は海軍から帰って三十歳になったばかりで若かっただけに元氣だけはありましたけれどもね。特に、この婦人少年問題については、谷野さんが労務監督官としてたいへんな経験を持っておられるので、私の

ほうが教えていただいたことが極めて多いわけです。

労働省ができてから数日経ちまして、労働省の局長、課長を集めて、初代の労働大臣が米窪満亮さんで、顔合せがあったのです。そのときに局長から課長まで吉武事務次官がずっと紹介していったわけですが、最後に「これは堀君、文字どおり年少労働課長です。」と言われたので、大臣はじめみんなが大笑いになったことを覚えております。

—— 年少労働課の仕事 —— 三つの柱

堀 最初の仕事は、基準法全体を十一月から、一部施行されたけれども肝心なものがまだ残っているから、十一月一日から実施しなければならぬので、規則をつくれという至上命令がありました。

谷野 私「あれっ」と思ったのは、年少労働課長の堀さんが、女子年少者労働基準規則の作成にさっそく手をおつけになったということです。正直言いまして、今日の女子年少者労働基準規則はほとんど堀さんと宮本さんの二人でつくられて、私に相談にきて「あれ、まあ」と思って私は自分でびっくり仰天するような状態で、私も意見を申し上げる形にはしていただきましたけれども、

実質は堀さんと宮本さんが非常によく練られて規則をつくって、十一月一日に間に合うようにしていただいたわけです。

堀 谷野さんの言われたように、女子年少者労働基準規則の草案をつくりました。婦人関係の問題は、谷野さんの意見をそのまま尊重して私は入れたつもりなのです。ただ年少者の関係は、谷野さんのアドバイスも聞きながら私達がつくったわけです。

その中の一番大きな柱になる問題は、一つは、十五歳未満は原則として就労禁止、特別な例外的な場合には許可を得て働かせることができるということで、その場合には使用許可証明書という制度をつくって、それを持っていなければ働けないようにしようというものです。十五歳以上十八歳未満のものについては、就労は禁止しないが危険有害業務には就かせない。やはりその場合に、年齢証明書というものを常に事業所に備えさせて、監督官が行ったらすぐにわかるようにさせる。要するに、証明書制度を創設して周知させる問題と、危険有害業務を指定して、周知徹底させるという問題です。三番目が啓蒙宣伝です。とにかく世の中がまだそういうことを全然知らない混沌とした白紙の状態でしたから、どうやってその啓蒙宣伝活動をやるかということです。

—— すんなり認められた予算 ——

堀 使用許可書、年齢証明書は、用紙の値段からいっても相当な予算が必要だったのです。それで補正予算を大蔵省に要求したわけです。

司会 証明書は、役所で作って事業主に渡したのですか。堀 そうです。申請書から証明書から全部です。相当たいへんな部数です。大蔵省の主計官が、防衛庁長官をやった大村襄二さんで非常にすんなりとこちらの言うとおりに認めてくれたのです。司令部のお声がかかりだっただけでもあるでしょうけれどもね。これはそう苦労しないです。実行できたわけです。

—— 美空ひばりや豆行司問題 ——

徳永 そのころ使用許可証明書とか年齢証明書を必要とするような子供たちの問題をつかんで、所轄監督署に使用許可証明書が出ているかどうかということで、調べてもらったりしましたが、九歳でデビューしたばかりの美空ひばりが対象になったりしました。とりわけ、豆行司などはそれまで義務教育も受けてなかったのです。巡業の中で習うだけです。それで出羽海部屋の理事長と木村庄之助さんの二人に会いまして義務教育の必要性を説き、

そのことを確約してきたものです。

庄之助さんは、「自分も義務教育を受けてない。子供のときは専らそれで訓練されてきたけれども、年を取るにつれて、やはり教育というものがいかに大切かということをも身につまされて感じている。労働基準法ができて、義務教育、最低年齢未満児童の使用禁止と合わせて、義務教育へ入れようとする考え方はとてもいいことだ」とたいへん賛成されたのが印象に残っております。

堀 いまの使用許可証明書の問題と、危険有害業務につきましましてはGHQではミス・スタンダーと何度もいろいろ相談したわけです。スタンダーさんというのは、アメリカで監督官をやっていたベテランで、非常に真面目で積極的な熱心な人で、私も大いに啓蒙されたのです。その代わりに、言い出したらなかなか聞かない人で、折衝にとめてくたがれたのです。日本で初めてこういう制度ができたのですけれども、熱心に相談にのり指導してくれましたけれども、国民感情の相違と風俗の相違というものがあつたわけです。

—— 酒屋の店員は危険有害業務か ——

堀 一番おかしかったのは、スタンダーさんは、酒屋の店員を有害業務にしろと言うのです。当時の年少者の仕

事としては、新聞配達、あとは酒屋の店員が非常に多かったですね。これを禁止されては子供たちも困ってしまうわけです。なぜ悪いかというと、アルコールに親しむようになる、だから有害業務だと言うのです。日本の場合はそうではないんだと。日本の酒屋というのは配達だけをやるので、酒屋の店員が酒を飲むというような機会はないんだという話をしたのですが、なかなかわかってくれなかったのです。アメリカあたりから言えばそうだったのでしょうかね。禁酒法の時代を経て、やはり酒を売っている所では酒に親しむということになるのでしょうか。これは最後まで問題になったのですが、やっとわかってくれて削除してもらったわけです。

逆にこちらから、屠殺場の業務については子供たちには残酷な仕事だから有害業務に指定する案を作って持って行ったわけですが、「どうして有害なのか、少しも有害ではない、肉を加工して販売するわけだから少しも有害と思わない」というわけです。「日本は仏教その他の宗教上の概念、それから昔からの慣習や伝統から言ってもそういうことを子供にやらせてはいけない。そういう国民感情が非常に強いのだから」という説明をして、やっとわかってもらった。いまになってみれば笑い話みたいなのが多いのですが、危険有害業務のところでは双方の

感情と風俗の違いからしてずいぶん時間がかかったことを覚えております。

—— 高所作業とサーカスの年少者 ——

堀 女子年少者労働基準規則では十八歳未満の者は高所で作業することが禁止されましたが、サーカスに年少者がずいぶん働いており綱渡りとか空中ブランコとか年少者がやっていました。高所の作業はいけないということ、一応禁止はしたけれども、高所とは何であるかと。これについては規則をつくってからあと、半年ばかりかかりまして、いろいろ実態を調べました。私もいその後楽園球場のある所で大きなサーカス団がときどき興行をしていましたから、そこへ何度も行きまして見せてもらったのです。サーカスのほうでも恐慌をきたしまして、どこまでがよくてどこまでがいけないか、はっきりさせてもらいたいということを向こうもこっちへ言ってきました。年を越して二十三年になってから実態調査をやりました。桑原敬一さんが見習いで年少労働課の勤務になって入ってきて、桑原さんにも手伝ってもらい、それから三浦さんという女性がとても熱心によく調べて、立派な調査報告を出してくれました。これを基にここまではいい、ここまでは悪いと、これをやる時には安全網を

絶対に下に設けなければいけないとか、そんな通達を出して解決しました。

—— 第一回年少労働者保護運動 ——

谷野 それともう一つ驚いたことは、女子年少者労働基準規則の施行に間に合わせて、堀さんが啓蒙活動に大きな手を打たれたことなのです。「男のやることはたいしたもんだな」と思いました。

堀 十一月にいまの規則が実施されるけれども、これをみんなに知らせなければいけないのです。それにはどうしたらいいかというので、若さに任せてめちやくちゃんハッスルして、課内にも元気のいい人がだいぶおりましたので、十月中旬からとにかくP・Rに取りくみました。いまならテレビがあるから、それでやれば一番いいのでしょうけれども、当時は、新聞ラジオぐらいでした。それだけではやはり普及しないというので、十一月一日から十日間、「年少労働者保護運動」というのを始めることにして、第一回を二十二年十一月一日から十日間やったわけです。

使用者やその他関係者を集めて大会をやるうというので、当時は、東京には日比谷公会堂と共立講堂しかなかったものですから、共立講堂でやることにしました。あ

そこは二、〇〇〇人ぐらい入りますので、あれをどうやって一杯にするか人集めに非常に苦労しました。ところが、晩ではありましたが、一階は全部満員で、二階も三分の二ぐらい一杯でしたから一、五〇〇人ぐらい入ったのではないですか。それで山川さんの講演、私の講演、それからミス・スタンダーもきましてちよっとした挨拶をしてくれました。そういうアトラクションなしの極めて硬い大会に、よくこれだけ集まったものだったのです。

司会 集めたのは、青少年ですか、事業主ですか。

—— 銀座のと真中で移動展 ——

堀 事業主です。使用者に知ってもらわなくては困りますので。それを中心にして、それからあとは官庁とか関係の団体の人たちということで始めたのです。そのときにはあまり有効な啓蒙手段というのがないので、威勢のいいのが課内において、「課長やるならね、銀座の真ん中でやらなくちゃいかん」と言うので、焼跡がまだ目につきましたが、移動展をやるうと計画をたて、パネルに漫画入りで、今度新しくできた制度と運用の解説をやることにしました。それを銀座の真ん中でやりましようというわけです。警察にも頼みましたが「まあ、結構

でしょう」と言うので、十月下旬ごろから一週間から十日間ぐらい連日やりましたら、通行人がみんな物珍しげにのぞいていました。たまたまその話をミス・スタンダーにしたら、「私も見に行く」と言うのです。「是非行って下さい」と言ったら「いまから一緒に行こう」と言うので、ジープに乘せられて行ったのです。私もどうかなどと思って心配しながら行ったのですが、割合に多勢の人がむらがって見ていてくれました。スタンダーも「これはいいことだ」と。ところが、その日はたいへん強い風の吹いている日で、パネルが飛びそうなのを課員達が一生命押えていた。そんなことがありました。そのうちに、当時三宅さんと言われた徳永さんが、女性には珍しく法律のベテランだということでお願いしてきてもらって、それで大いに補強されるわけです。その後、私が去ってから後も、徳永さんが年少労働課の事務の中心になっただけで、おやりになったので、非常に感謝しております。最初の苦労話をやや雑談的にお話しするとそのようなことでした。

司会 初期の年少労働行政を見えますと、使用許可とか年齢証明というのは重要なポイントだということ。それから街頭に働く年少労働者保護対策というのも出てくるのです。これは堀先生のところでですか。

堀 それは私ではないのです。あとですね。徳永 堀さんが去られてからですね。

私は二十三年四月に年少労働課に縁があって入りましたので、堀課長とは本当に長いお付き合いで、長く一緒にいたという感覚が抜けません。その年の九月には監督課長には五カ月ぐらいなのです。その間のいろいろな教育をされました。ときには桑原さんと一緒に工場視察に連れて行かれたり、手初めの勉強と、薫陶を受けました。

—— 離職する子供たちの保護対策 ——

司会 堀先生とご一緒に、何か印象に残っていることはありますか。

徳永 堀さんというのは油断のならないお人だなと思っただことが一度あります。と言いますのは最初業務係長を拝命しましたが、業務係長としては年齢証明書、使用許可証明書の普及と、労働基準法に沿った新しい体制にもっていかうというのが主な仕事でした。そのためには、関係省庁との連携とか、協力要請が必要でした。

労働基準法適用によって離職する子供たちの保護、福祉対策をどうするかということは当時生活問題と絡んで重大な問題でした。

この問題を解決するための通達を出すのに、厚生省に行って協議をしてこいと堀課長に命ぜられたわけだ。これは私に対する最初のテストケースと受け止めているのですけれども、厚生省児童局の養護課の内藤課長の所へまず話に行きました。しかし、児童福祉の面からだけでは何の解決の糸口も得られないことが分りましたので、厚生省社会局生活課長の小山さんの所へ足をのばしました。

そして、共同通達を出すことに協力を求めたのに対し、小山課長は「婦人少年局長より社会局長宛に依頼文書を出すように、そうすれば厚生省の末端機関に対し依頼文書を添付して流すようにする」との意向でした。私を取巻く男性事務官共々「駆ケ出し女役人が何をいうか……」といったムードがひしひしと感じられたのです。そこで「私は戦後の駆ケ出し役人で何も分りませんので一つお尋ねしたいのですが、末端に行った場合、共同通達と単独通達とはどちらが効果的でしょうか」と、即座に「それは共同通達だ」とのことでした。すかさず「それでは迂路を避け共同通達一本でいきましょう」ということで結着をみたのです。

この私の初接渉振りを心配してか堀課長は私が帰る前に内藤課長から様子を聞いて知らん振りをしていたこと

が後で分りました。これはいま初めて口に出したのですけれども、さすが人を使っていく課長ともなればそうでなければいけないのかなと思ひ知らされたことです。

司会 いまの話は、「労働基準法適用により離職する就学児童の保護について」の通達で、労働、厚生、文部の関係局長名で二十三年四月に出ています、この話ですね。

徳永 そうです。

堀 それはそれとおりなのです。評判がよかったので私も安心したのです。

司会 使用許可とか、その辺はかなり行政的な効果はあったということですか。

堀 確かに行政効果を果したと思います。

徳永 そうですね、例えば五十六条の「修学時間の解釈について」共同通達を出したときも、文部省中等教育課とかかなりはげしく渡り合って新聞配達児童を労働基準法の保護の網の下で就業できるようにしたのも、この制度があったればこそだと思います。

——労働大臣の出席——

アトラクションを入れた大会へ——

司会 時代を少し下って、工藤先生は二十四年から二十

八年まで年少労働課長をなさっているのですが、その当時のことで何かご記憶に残っていることがありますか。

工藤 堀さんが初代課長として非常に「苦労なさって、ルールを敷かれ、次の二代目の藤本喜八課長のとをうけて私が三代目ということになったわけです。したがって、私が課長を命ぜられましたときには、もう方向はだいたい決まって、既に滑り出しているという状況で、私としてはそのルールの上を課の職員と一緒に走っていたというのが偽らざるところだと思います。

働く年少者の保護運動、これは先ほどの堀さんのお話では、第一回の中央大会は非常に真面目な会だったというお話ですが、私が何度か手がけているうちに、やはり人集めをするのには、なんらかのアトラクションが必要だということになり、そうかといってその予算はないし、何がいいだろうということになりまして、当時はラジオ放送だけの時代ですから、NHKに頼むのが一番いいのではないかということで、NHKに協力を頼みに行ったこともあります。その結果、中央大会の第一部では労働大臣の挨拶や講演などのセレモニーをやり、第二部では「のど自慢素人演芸会」や音楽などのアトラクションをやるという演出がしばらく続いたように思い出されます。

――保護大会にキャラメル配給――

徳永 工藤課長の発令は、ちょうど恒例の十一月の働く年少者の保護運動のときで、保護大会の日だったと思います。キャラメル配給をやった年です。藤本さんがやめられる前に構想を考えておりました。当時は統制経済中だったわけで、タバコ一つ買うにもお酒を買うのでも、みんな並んで買わなければならない時代でした。戦後、物の不足の中で、十八歳未満の年少労働者は男女合わせて一二〇万人ぐらいいたはずです。甘いものは全然ありませんでしたから司令部のミス・スタンダーにお願いして、キャラメルの配給を申し入れました。

まず第一に寺本労働基準局長の所に相談に行きましたら、「労務加配米以外は絶対にミス・スタンダーは許さないから、おまえが行ってOKを取ったら協力をしよう」というお話でした。ミス・スタンダーに初めてお会いし「十一月の保護運動にキャラメルの配給をしたい」と言っている話を話したわけです。そうしましたら、「それはいい考えだ。司令部には砂糖もいっぱいあるし、とにかくおいしいのを作ってやったらいいだろう」と言って、即刻OKを出してくれました。あのころは、割当てキップというのがないと生産できない時代だったので。経

済安定本部から割当てキップをもらって、農林省からは鮎などをもらうことにし、関係各省を回って準備を進めていったわけです。経済安定本部では若い係官が森永、明治、渡辺、紅梅の四大メーカーに分割しないと殺されるというのです。それで私は政府としてやるんだから、北海道から鹿児島の手でまで同一品種の物を配給しなければ責任を持ってないから一社にしなればいやだと言って散々喧嘩したあげくに、とうとう一社に絞ったのです。我が国でキャラメルを初めて製造した森永に二十日間の日程を組んでもらい一二〇万のキャラメルを作る準備が始まったのです。そこへいきなりミス・スタンダーから「まかりならん」とストップがかかったのです。理由は「日本の役人は業者から賄路をもらうくせがある」と聞く、若しそんなことがあれば婦人少年局に傷がつく」というのです。「昔から役人の中にはそんなことをした人があったことは否定できないが、女である三宅（徳永）を信用できないか、どうしてもだめなら、私の責任は腹を切ればそれで済む。けれど労働省の責任や対農林省や又民間といえども森永に対する損害賠償を誰が負うのか、また、どこがいっぱい責任をもつんだ」等、相当のやりとりがあり、結局は、ブライス・コントロール・セクションに下駄を預けようということになりました。私の出張

の間に、やっとOKが出て、キャラメルの配給をするこ
とができたのが十二月に入ってからのことでした。

喧嘩するときには、こっちもむきになって「腹を切る」
などと言いつ張ったのですけれども、成功したという情報
が、全国各地から全部司令部に入っていましたのでミス
・スタンダーから「成功してよかった、おめでとう」と
言って、向こうから握手を求められたときには本当に感
激しました。それで労働省の内部で誰言うともなくキャラ
メル事務官というあだ名が一時通ったというわけなの
です。

—— 海外出張と青少年施設の視察 ——

工藤 私が課長をしている間に、司令部の幹旋でアメリ
カに行く機会がありました。それは昭和二十五年十一月
から三ヶ月間アメリカにおける青少年問題の見学視察と
いうことで一行は労働省関係が二人、厚生省が二人、文
部省が二人の六人が一チームとなって行きました。労働
省では私と北海道の職員室長の上田敏子さんでした。最
初に参加した会議は、ちょうど一九五〇年で、二十世紀
の真ん中でしたので、ミッド・センチュリー・ホワイト
ハウス・カンファレンス・オン・チルドレン・エンド・
ユース（Mid-century White House Conference on

Children and Youth)と呼ばれる「青少年問題の白亜館会議」という参加者が一万人を越える非常に大規模な会議でした。そういう会議に初めて接するので、その規模の大きさ、それから進行の円滑さというようなことに圧倒される思いでした。その会議のあと、アメリカ各地の児童関係、勤労青少年関係の施設を若干視察したわけですが、そのときに非常に印象深かったのは、青少年に対する施策が単なる啓蒙活動だけではなくて、実際に施設が備えられていて、そこで具体的な日常活動をしていること。例えば、夜、体育館がオープンされて、そこに青少年が来て、バスケットボールをしたり、水泳をしたり、あるいは技能を勉強しているというような活動をしており、そこに働いている人たちは、かなりボランティアの人が多いというような実状を見まして、なるほどアメリカにおいてはボランティア活動が盛んだなという印象を強く受けました。それと同時に、将来日本においても、やはりこういう施設があって、それを活動の根拠地にしたならば、年少者の保護という問題も一層実効が上がるのではないかという感想を持ったのですけれども、当時の日本の実状は、そういうことをやるのにはほど遠いころでして、あとから考えてみますと何年かのちに、勤労青少年ホームというのができるヒント、モデルとい

ったものがそこにあったのではないだろうかとも思います。当時はそこまで思いつかなかったですけれども、辿ったコースからいえば、そういうことも言えるのではないだろうかというふうに思っております。

——「年少労働の諸問題」刊行——

工藤 またいろいろ調査活動も行っているうちに、かなりの調査結果がまとまってきたということもありますし、もうここら辺りで年少労働課の歩んできた道をまとめておくのも必要なのではないかという感じもしたわけです。そこでみなと相談した結果、年少労働の諸問題についてこの際網羅的にまとめてみようではないかということになりました、課員それぞれが分担して、テーマを持ってまとめることに努力した。そしてまとめたのが『年少労働の諸問題』です。当時の年少労働課のそれまでの歩みを総まとめにして一覧できるようにしたわけです。昭和二十六年の印刷ですが、当時の用紙を見ると、現在では思いもつかないような非常にお粗末な紙でしたけれども、当時のスタッフ一同が力一杯まとめた記念誌という意味において、私としては忘れ得ない記録です。

——働く青少年少女の生活文の募集——

工藤 二十六年には、年少者の保護運動の一環として、全国で働いている人たちの間から、作文を募集したらどうだろうかという考えが起ってきました。それで、働く青少年少女の生活文というのを広く募集し、それを審査して、まとめたわけです。非常に心打たれる文章がたくさんありました。折角まとめたのだから、これを文集にしようということになり、当時、平林たい子さんが、婦人少年問題審議会の会長ではなかったかと思いますが、「それでは私の知っている中央公論社を紹介するから、行って話をしたらどうですか」ということで向こうの編集の人にお目にかかりました。経緯を説明して、生活実態が非常によく出ていて、立派な、胸を打たれるものが多いから、これをなんとか文集にしたいと思うので、一つご協力をいただけないかということをお願いしました。これに対し先方では、「しばらく預からせてくれ」ということで、しばらくたってから向こうから連絡がありましたので参りました。その方は著名な編集者ですけれども、その時言われるには「読ませてもらって、いい文章が多いけれども、実はこういうものを文集として出すのにはちょっと個々の文章が短かすぎる。こういう短いのでは

十分気持が表われていないので、これを出版することについては頭をかしげざるを得ない」ということで、中央公論社には断られました。さてどうしたものだろうと思っておりましたところ、どういうルートだったか忘れましたけれども、法政大学の出版局長の相島さんがその話を聞きつけて、「うちで出すようにいたしましょう」ということで話に乗ってくれました。それで第一回目の文集を出したわけです。相島さんは、その後ラジオの子供番組のレギュラーとして活躍されましたが、数年前お亡くなりしました。非常に積極的に取り上げていただきました。て、ようやく実を結んだことを今も感謝しています。

——生活文「雨の日も 風の日も」発刊——

工藤 それで題名をなんとするかということを課内で相談したときに、ある職員が、「宮沢賢治の、雨ニモマケズ、風ニモマケズ」という文句があるが、それから考えて「雨の日も風の日も」というふうにしたらどうでしょうか」ということで、「それはいいではないか」という次第で『雨の日も風の日も』という名前で出したわけです。

徳永 あのころは物が不足でインクもないような時代だったのです。最初のときは、私の知っている、俳句の石

塚友二、それから深尾須磨子さんに短詩の選考、俳句と詩と文をそれぞれ選考していただいて、一緒に載っているわけです。

——多彩だった選者——

工藤 深尾須磨子さん、中河幹子さん、石塚友二さん等の錚々たる人たちに協力をお願いしました。

徳永 みなさんに頼みに行ったり、選考していただきました。そのときに私が覚えてるのは、全国から何千通と集ったので課員が何百通かを受け持って、予選するわけです。私は家へ持って帰って六〇〇通ぐらい読んで予選をやりました。その中には、書くものがなくて、「これは赤インクではなく、赤チンで書いたんだ」というのもあったのです。私はそれを読んで感動したのを忘れられないのです。最初の頃にはそんなこともありましたが、司会 それはいつごろまで続いたのでしょうか。いまはないですね。

徳永 私がおりました昭和三十六年まで「雨にも風にも」という題名で続きましたけれども、その後「職場のこだま」とか「伸びゆく力」という題名で刊行されたようですが今はないですね。

工藤 初期のころはすいぶん反応もありました。この入

選作品を保護運動大会のときに本人に発表させたりしましたね。大臣表彰もありました。そういう意味で非常に忘れられない思い出の一つです。

一言にしていえば諸先輩の築いたルートに沿って、その方向に進んで行ったというのが私の時代です。

——サーカス調査で分かった養子縁組——

徳永 堀さんが去られたあとの昭和二十四年は、まだまだ混乱の時期が続いておりました。先ほど堀さんが言われた、桑原さんにやらせたサーカスの演技調査、これは技術的な面の調査だったわけです。二十四年の春まだ浅い頃、私が竹橋庁舎に出勤して間もなく、二十三歳の上田敏三君というのが広島から逃げて来たのです。サーカスの駆け込み訴えに来ました。それを私が保護をしたところがあるのです。訴えの理由は統制経済中で、お米が配給で、サーカスの子供たちがお腹が空くものですから、闇米（幽霊米）を取っているとか、教育をされてない子供たちの過酷な労働実態をきかされたものですから、それをなんとか救わなければいけないということで、各省に呼びかけ、又報道陣を集めまして毎日、新聞に書いてもらいました。「ジントに明け、ジントに暮れ」などという文句が新聞を賑わせたのです。それで、上田敏三君

は狙われて殺されそうになったのです。私は人身保護のためにうちへ帰ってもおちおち眠れないぐらい心配しました。何日かして屈強な五人の男が、女の子が指を切つて血で書いた脅迫状を私に突きつけて、「手を引け」と言ってきたこと等もあります。しかし、五月には一斉に全国調査をやったのですが、室長さんなどは相当苦労したと思うのです。サーカスの団員がドスをバツと前につきさして、「聞くんなんなんでも聞け」という態度で、そのサーカスの女の子たちのうち、質問しても一人にしか口を開かせないという有様でした。ほんとうに命をかけて調査をしたという話も出たぐらいです。それで調査を早急にまとめて、明るいサーカスをつくるための努力をしたのです。それでこのごろは、サーカスも子供たちを一個所に集めて義務教育をするようになりました。高玉サーカスがそのために潰れたのを後で知りました。私は、そのサーカスの人の戸籍を本籍地から取りよせて見たら、十三人の女の子が全部養子縁組みになっており団員の一部だけが雇用関係にあって、子供たちは家族労働の形をとっていました。よく私が子供の頃「サーカスにさらわれる」といわれたのですが、あれはまさにこういう仕組みでやっているんだという実態も分かりました。その後日談もありますが、長くなりますので――。

――前近代的な雇用関係

多かった駆け込み訴え・いか釣り児童――

司会 二十年代の年少労働行政はそういう問題もずいぶんあったのですね。

徳永 その時代に、本省にいながら、駆け込み訴えなどがありました。新しい行政に対する一般庶民の関心と婦人少年行政への期待の表われではなかったらうかと思うわけです。そういうことがかなりありました。

司会 その頃、いか釣り児童の問題があったように伺っておりますが……。

徳永 そうですね、ちょうど昭和二十五年が六・三・三制の完全実施の年に当りましたが、義務教育としての中学校は一部の社会にはなじまず、親としては早く技術を身につけて貰いたかったのでしょう。当時、北海道の渡島支庁管内には五十四名ほどの児童がいか釣りに従事していて問題になっておりました。十月下旬だったと思いますが、突然総司令部のミス・スタンダーからの命令で、その実態を調査し政府の見解を明らかにせよとのことでした。そして労働基準局監督課の法規係長辻英雄氏（現衆議院議員）と年少労働課の法規係長をしていた私が指名されました。当時は交通事情も悪く列車の中では通り

道や網棚にまで乗客が乗り込むといった混雑振りでした。早速二人で夜行列車に乗り込み現地函館に出発しました。雪のちらつく函館で私は本人から実態を聞き出すためたなご町の漁港近くに住むいか釣り児童の家庭を二、三訪ねましたが、いずれも母子家庭でした。一方、辻さんは舟に乗り込み海上でその実態を見届ける、一緒に漁業協同組合を訪問する等、それぞれの立場から意見を出し合います。図らずも労働基準法適用について意見の一致をみたのです。それを前提として児童の就学促進、生活保護法の適用等三年後には三五〇名程に減らすことができました。それまで、現地の監督署長の見解は、いわゆる村落共同体とみて労働基準法適用外のものとして扱っていました。従って児童福祉法の線に対処していたようです。いか釣りの内地船団の集結するたなご町界隈では船員の影響を受けいか釣り児童が煙草をふかしたり暴力など、不良行為が目立っていても、なかなか改められない状況下にありました。

帰京後私は文部省の検定課長を訪ね、当時中学生に用いられていた副読本（柳田国男編纂）に載っていた「いか釣り」の一文を削除するよう要請するなどきめの細かい配慮をしたものです。その一文は夜釣りの魅力がよく描写されており、児童の憧れをそゝるには十分なもの

でしたし、この事を文部省が容認しているかのような誤解を招く虞れを懸念したからです。これでいか釣り児童問題は一件落着くということになりましたが、労働基準法が解決した重要な事件の一つと言ってよいでしょう。

司会 那須先生は二十八年に婦人少年問題審議会の年少労働部会長になれるわけですが、二十年代の年少労働行政というのは、いまでもお話がありましたように、サカスの問題とか、いか釣り児童の問題とか、どちらかというと、近代的な雇用関係というよりも、むしろ前近代的な場面でいろいろ問題があったという感じがするのですが、先生の目から見まして、二十年代のそういう年少労働の問題でお気付きの点がありますか。

—— いわゆる人身売買の件 ——

那須 私は審議会の委員でしたので、行政のほうからいうと、いわば周辺のところで見ていたわけです。二十八年から三十七年まで審議会の委員をしましたが、やはり二十年以上たっていますので、だんだん忘れてしまいました、忘却のかなたにあるような気がいたします。

私が最初に審議会に関係しました動機といえますのは、徳永さんからお話があった、人身売買の対策問題がたいへん表面化していた時期です。私は大学だけではなく二

足のわらじを履いていました。衆議院の行政監察委員会というのが、国会の調査権に基づいてできており、その非常勤の調査委員で、第三部長というのをやらされておりました。

そこで問題になり、テーマに挙げられたのが人身売買の問題というか、不当雇用慣行の問題でした。山形県と神奈川県との間で、年季奉公が戦前からの慣習そのままに続いているということです。神奈川県の藤沢の農村の地主のところに、山形県の上之山温泉の周辺の農家から、口減らしで子供が年季奉公に行くという慣習が続いていたのです。ところが、戦後です。子供供のほうにも若干目覚めがあったので最初に連れてこられたときには、神奈川県横浜のお菓子屋で勉強をして、それでお菓子屋になれるというようなことで連れてこられたり、あるいは、自転車の修理をやって、将来は自転車屋を開業できるぞというような甘言によって、それで来てみたら農家に行つて、そして同じ年齢の者、あるいはその農家の子供は平塚の学校へ行ったり、あるいは平塚の工場に勤めていると。そういうふうな状況だったわけです。そこで、その問題を少し調べてみなければいけないだろうということで、実際に山形や、藤沢へ行きまして調査をし報告書としてそれをまとめました。それを徳永さんがご覧にな

って、「これは労働省で関心を持っている問題の一つなので、是非、審議会に加わってみたいか」ということで参加したというのがそもそもその事情だったわけです。

徳永 那須先生と知り合ったのは、たまたま年少労働課で、いわゆる人身売買の資料調査を二十四、二十五、二十六年とやりました。それで私が火つけ役といえますが、私は二度ぐらい参事官の代わりに司会をやりました、総理府の青少年問題対策協議会でこれを問題化したわけです。次官会議の決定まで持ち上げ、それで厚生、文部、労働事務次官が衆議院の行政監察委員会で証人台に立たされることになったわけです。それで「いわゆる人身売買対策について」次官会議決定の通達ができて、二十七



年に一通り行政の手が打たれてから、「年少者の特殊雇用慣行」を発刊しました。私は歴史として残したいと思

って、工藤さんに「予算がないから一〇万円ください」とお願いし、それで人身売買の歴史的なこと、地方の年季奉公などの特殊雇用慣行とか、いろんなものを一つにまとめて、収録することができました。それが売春防止法に繋がっていったというふうなことでこの仕事の過程で那須さんと知り合いました。那須さんは当時、行政監察委員会の立場から、婦人少年局の取組み方とか、室の取組み方に対して非常に高く評価してくださいました。

—— 非情な不当雇用慣行 ——

那須 そんなこともありましたね。人身売買というよりも、不当雇用慣行というようなことで、岩国のほうで、あの頃朝日新聞に取り上げられたのですけれども、岩国の労働基準監督署の管轄の中に入るのが情け島という島が瀬戸内海にありました。情け島というところは、四国の伊予のほうから舵子の子供のときに来るわけです。戦前はその舵子が土間に寝かされたり、育って一人前になって、船主になっていくというふうな慣行があったところなのです。戦後そこへ原爆孤児を厚生省が里親制度を適用しまして、送り込んだわけです。そこでは非情な不当雇用の状態が続いていたわけです。そのために子供が裸足で逃げ出したというのが警察で分かって、新聞に

出るというようなことがありました。それを見に行こうと思って情け島まで行きました。「これは情け島ではなくて、鬼ヶ島だろう」などという話をしました。そんなこともあって、不当雇用について、当時私は非常に関心を持っていました。ちょうどこの審議会でたいへんそれを問題にして取り上げていただいておりますので、積極的に参加したというようなことでした。

徳永 厚生省の里親制度については、里親が里子を労働力としてしか見てなかったようですので、里子の生活条件を上げるために、こちらから厚生省に申出て、里親制度の児童労働に対する基準といえますか、そういうものを作成し、監督署から監督してもらうような措置も講じました。

—— ユニークだった年少労働部会のメンバー ——

那須 あと私の記憶に残っておりますのは、当時の審議会には、平林たい子さん、山高しげりさんがおられ、藤田婦人少年局長の頃でした。谷野さんが婦人少年局長になられたときは私はいなかったわけなのです。

徳永 年少労働部会は最初の頃、俳優の杉村春子さん等も審議会の委員だったのです。非常にユニークな方たちがいましたのを覚えております。

那須 経営者側ではソニーの井深さんがいましたね。私の頃は、集団就職の問題が多くありましてソニーのような当時は新しい電気機器関係の仕事でも、十五歳から十八歳の間の若い人を集団的に就職させて、使っているというふうな頃でした。親元を離れて集団就職をしてきた年少者の生活保護といえますか、あるいは生活上指導という、そういうところに関心を持って審議会でいろいろな論議をしたことを記憶しております。

――街頭労働と長欠児童対策――

司会 長欠児童の問題についても何か。

那須 長欠の児童についても私は関心を持っておりまして、大阪の釜ヶ崎もそうですけれども、東京には山谷と高橋三丁目というところに大きなドヤがあるのですが、その二つを調査いたしました。そしたら、長欠児童が意外に多くて、当時、銀座に花売りをしていたり、ガム売りをしていたのはほとんど高橋の少年たちであつたわけです。東京駅で靴磨きをしていた少年がいたのですが、これが山谷のほうの勢力範囲になつていて、銀座は高橋が縄張りだったわけです。銀座には、数寄屋橋のところに乞食も出てきました。乞食の母親というのは高橋にいますして、子供を前に置いて、そして貰いをやるというふ

うなのがありました。まだそんな時期でした。

長欠児童問題というのはたいへん大きな問題でして、全く学校には籍がないわけです。それをなんとか長欠をなくしていくようにしなければいけないのではないかと、環境が非常に悪いですから、その中でなんとかやらなければならぬだろうということで、当時の労働大臣の石田博英さんのところへ話を持って行って、調査をしたり、それだけではなしに、「あそこにボランティアを出そうではないか」というようなことで学生ボランティアを出したりしました。それで黄十字会という会ができました、その会で塾を開いて、学校に行かない子供の勉強をみたり、学校へ行かせるように親を説得したり、学校側と連絡をとったりと、いったことをやったことがあります。その黄十字会には池田勇人さんが割合に関心を示してくれまして、池田さんと、大平正芳さんと、宮沢喜一さんの三人が黄十字会まで来てくれまして、「今後しっかりやってくれ」というような激励を受けたことがあります。そのときに事業としてのチャリティーをやることになり、大平夫人と、宮沢夫人が中心になって歳末に衣類を集めて、みんなに配るというようなことをやったりしたのです。

徳永 年少労働課の行政の面では、長欠児童対策の手引

を、堀利雄さんを指導して作らせたのです。この手引を基に室が関係省庁の下部機関と提携し大いに活躍しました。それが動機で、彼は厚生行政に興味を持って、「厚生省に移りたい」と言い出して、厚生省に行っていました。

——新聞配達少年——

司会 当時、長欠児童の問題とか、それから新聞配達少年の問題も相当ありました。谷野先生がちょうど局長になられた頃、新聞配達少年の問題で通達などを出しているというふうな記録があるのですが、何か記憶に残ることはありませんか。

谷野 新聞配達の少年は、ほんとうの子供が多いということで、通達を出す前に、年少労働課がぶいぶん調査をしていたのではないですか。

徳永 街頭労働の一環として戦災孤児の新聞売りや靴磨きなど、二十四、五年ころからやっていました。

谷野 ちょうど私が局長に就任したころは、新聞配達児童の問題について労働大臣石田博英先生が非常に熱心に考えてくれました。それから東京に高崎節子さんという婦人少年室長がおられまして特に熱心でした。新聞配達少年をいたわり、激励し、将来に希望を持たせて、働い

てもらおうと新聞配達少年の保護と同時に、激励するような、そういう感じで、秋の年少者の保護大会には、ほとんど東京地区の全部の新聞配達少年を招いて、東京では特別な大会を持たれたわけです。もう一つ東京地区には有力な協助力がたくさんおられまして、協助力さんに奔走していただきながら、高崎さんは新聞配達少年の像を作るための運動を進められました。朝倉摂さんに、塑像の彫刻をお願いし、国の予算は全然使わないで、協助力の集められた金を基本にして新聞少年の像が、東京の有栖川公園に建てられたわけです。

工藤 今の谷野さんのお話にもあったように、有栖川公園に建っている「新聞少年の像」は当時、東京婦人少年室長の高崎さんが非常に奔走されて実現をみたもので、その除幕式の時に新聞少年に囲まれた笑顔の高崎さんの様子が新聞に大きく報道されたことを記憶しています。これに関連して三年程前のことですが、私が京都の公園のなかを歩いている時、図らずも同様な「新聞少年の像」があるのを見て驚きました。新聞少年の朝夕の労苦に感謝する気運が社会的にその頃盛り上っていて、期せずして「新聞少年の像」が建てられたものでしょうか。その詳しい経緯を私は知りませんが、非常に興味深く感じました。

新聞配達少年の像

昭和三十年、南米ブラジルを訪れた東京婦人少年室長（故高崎節子氏）は、首都リオデジャネイロに建国の恩人ナイトの像のわきに、新聞少年の像が立っているのを見かけ、その像が次代を担う働く少年達のシンボルとして、国民の賞讃の的となっていたのを見かけた。

当時、義務教育課程中の十二歳～十五歳の新聞配達少年は、全国で二十万人、心からの感謝と保護育成の誠意を示したいと願って、帰国後、日本新聞販売協会、中学校長会、青少年問題協議会、婦人少年室協助力等、広く呼びかけ各界の賛同を得て、新聞を配る少年保護育成の会が結成され、当会の事業の一環として銅像の建設が具体化されたものである。

次の地点に「新聞少年の像」が建設された。

仙台市河北新報前（三二年）

東京都港区有栖川宮記念公園（三三年五月三一日）

岡山市（三三年一〇月二四日）

京都市円山公園（三七年一月三日）
広島市児童公園（三八年一〇月八日）
神戸市王子動物園前広場（四〇年五月二三日）
そのほかに、個人的な努力で、和歌山市等にもできていることである。
（本資料は、（社）日本新聞販売協会副会長、花田辰信氏の御提供による。）



——日曜休刊に成功——

谷野 新聞配達の少年は、だいたい学業をしながらの朝刊と夕刊一日二回にわたっての労働であります。そこで体を守りながら学業に差しつかえないように、そのためには十分な余暇時間を与えてほしいというような観点から、できれば夜の配達をせめて一週間に一度ぐらいはなくしてあげたいというような話が起りました。東京の新聞販売店同業組合の専務理事であった田沢新吉さんが非常に熱心に、私のところにも働きかけられました。その頃、東京の婦人少年室長は木下雪江さんになっていましたが、できれば日曜日の夕刊の配達は休ませて十分に休養を取らせたいということから、田沢さんが中心になり、東京の新聞販売店主を集めまして、日曜休刊日を設けることに対してのPR活動を始めたわけです。この動きについて新聞社でも理解を持たれたことで成功しました。

日曜夕刊廃止ということは、社会的にも影響することが大きい問題だと思いましたので、労働大臣は大橋武夫先生になっていましたが、「新聞社も販売店主も賛成していて下さいますが、大臣どういたしましょうか」と私はおそろおそろお伺いをたてにゆきました。ところが太

臣は、「それは谷野さんやろうじゃないか」と言って、私を激励して下さいました。日曜休刊日をつくる事例を開いたわけです。全国的に日曜休刊をやるということになったのはやはり新聞少年に対する愛護の気持ちから実ったのではないかと思うのです。

——夜間中学のコッペパン——

谷野 私の在職中での年少労働問題としていくつか考えてみますと、私はコッペパンで思い出すのですけれども、夜間中学の問題。あれがずいぶん問題になっておりました。協助員の活動により、夜間中学に通う少年にコッペパンの配給を行ったことを覚えていませんか。

徳永 さあ、はっきりとは覚えていません。

谷野 夜間中学に通う少年達に、業界から寄付をしてもらって、そしてパン一つを食べながら、夜間に勉強ができるようにという援助活動が東京の協助員活動によって進められました。義務教育期間中の児童を働かせることは出来ないのですが、といって自然発生的に出来た夜間中学生の登校を禁止することはできないのです。そこで健康を保ちながら何とかして就学の機会を与えてあげたい、そういう願いと矛盾に悩みながら、結局コッペパン程度をあげることで、激励しながら見て見ないふりをす

るといふような形で収めたことを私は覚えております。

——名古屋に勤労青少年ホーム第一号——

谷野 最初の勤労青少年ホームの予算獲得は、私の局長時代です。それは年少労働課から出された予算を、斎藤邦吉先生が次官のときに、ご理解をいただいたわけなのですけれども、初めて一、〇〇〇万円を一個所だけいただいたのです。

徳永 勤労青少年ホームについての構想は、その前からあったのですが、竹内外之さんのときに一、〇〇〇万円、三分の一補助ということで名古屋に作ったのです。

谷野 そうですね。それも斎藤先生がとても大きな理解を示されて、私はたいへん気の毒な思いをしたのです。というのは、ほかの局にしていた予算を、斎藤先生がこちらにぶん取ってきて、つけてくれたわけなのです。ですから勤労青少年ホーム第一号の一、〇〇〇万円の予算というのは、職業安定局にたいへん迷惑をかけたのですが、私は感謝感激で、斎藤先生が「谷野さん、目頭が熱くなったんじゃないか」などと私のことを冷やかしていました。そういうような劇的なことがありますて名古屋にできました。第一号のホームをどこに願ひするかということは大変なこととして、私一人の手では非常に

難しかったと思うのですけれども、斎藤先生が愛知県の桑原知事に話をつけてくれまして、向こうではとても大きな予算をつけて、勤労青少年ホームとしては非常に立派なものを作っていたいただいたわけなのです。それが私の時代の勤労青少年ホームの発端です。

——福祉員制度発足——

谷野 それからもう一つ、これも徳永さんのアイディアで、中小企業対策として、年少労働者福祉員制度を作りました。中小企業に働く年少者の状態をよくしてゆくことは、大変に困難なことでした。そこで地域の企業組合毎に、せめて一人づつでもよいから、年少労働者福祉員を置いていただいて、年少労働者の働く場を良くするための理解を深めながら、企業組合の実情に即して福祉員自らが中心になって、福祉活動をしていただくというものでした。これは中小企業の年少労働者の労働条件をよくし、年少労働者のための福祉行政をすすめる上から、大きな意味があったと思うのです。

——室長、余暇指導に全力投球——

谷野 私の時代には、労働基準局が商店とか、中小企業に対して週休制あるいは休日、労働時間の短縮というこ

とを非常に熱心に奨励していました。婦人少年局では年少労働者が、働きながら教養を高め、そして満足な勤労生活を通して大人への人格形成の段階にまで発展するよう、そういうような勤労者の生涯を通しての大事な成長発達期にある者に対する配慮として、余暇指導ということを考えてゆくようになりました。それで余暇指導のうえから、労働基準局の週休制、その他については婦人少年室長が援助をしたことはもちろんですが、婦人少年局としては年少労働者のグループ・ワークを奨励したわけです。私の在職の末期の頃には、小規模グループが地域の婦人少年室にいくつもできて盛んな活動をしていました。つばみクラブとか、ひまわりとか、名前はいろいろですが、七、八人、或いは十人程度のグループができてゆきました。

そしてグループ毎に、野外活動をしたり、ダンス、読書会、討論、映画鑑賞など、自主的なアイデアで集まりが持たれました。そしてそのよりどころとして、大切な意味を持ったのは年少労働者福祉員の方々と勤労青年ホームだったのです。室長はグループからの訴えを聞いたり、相談ごとに応じたり、指導したり、激励したりで、とても忙しかったのですが、予算がついていなかったで、グループの育成には、大変苦勞が多かったと思

うのです。その後室長が昔のグループから「お嫁さんをもらうから来て下さい。」など、招かれたり、退職したあとも招かれて、感謝の胸上げをされたなどという、嬉しい話も私は聞いています。親元を離れて来て苦勞をしている時代に、室長から、おかあさん、お姉さんみたいな気持ちで激励された。そして曲らないで、いやな環境でも一生懸命働いてこられたのは先生方のお陰ですというようなことで、いまでも感謝していると。そういうような実績があるのです。

—— 海外派遣 “女は乗せない青年の船” ——

司会 時期はそのあとになると思いますが、堀先生は佐藤内閣の副長官をなさっていました、総理府青少年対策本部というのは副長官の所管ではなかったかと記憶しているのですが、青少年関係では何か記憶に残るようなことはありませんでしょうか。

堀 それはだいぶあとになります。私が総理府にいるときに、佐藤内閣のときですが、青年の船というのをつくって、東南アジア各国の青少年と、日本の青少年とで大いに親善・交流の実を上げようではないかという話を持ち上げました。それを実施に移したことがあるのです。それは昭和四十三年ごろです。それで第一回の青年の船

として出したわけです。船は、国際見本市船のさくら丸を借り上げることにしました。当時の青少年局の局長は、いま東宮大夫をやっている安嶋さんでした。そしたら、非常に国内で反響が出てきまして、新聞等も大いに書き立ててくれたわけです。ところがいよいよそれを実施に移す段階で、一つ困った問題が起きたのです。青年の船を出すのはいいけれども、その団員は、初めは総理府の計画では、もちろん男女双方を団員にするということだったのですが、途中で佐藤総理から横やりが入りました。「男子はいいが、女子はいけない」という話だったので。それはなぜかというと、佐藤さんのところに出入りしていた有力な人たちが、これは重大な風紀問題だ。男女を長い間同じ船に乗せて航海させ問題が起きたら総理の責任だというようなことを、だいぶ進言されたらしいのです。それと、女性を入れたときに、長い航海でもあるし、何か危険な事故でもあったりしたらというので、どうしても許可してくれないのです。それで安嶋局長が一生懸命説明に行ったけれども、「だめだ」ということで取り上げてくれないわけです。そのうちにその話が新聞に漏れまして、「女は乗せない青年の船」というトッブ記事を出されてだいぶ冷やかされました。当時の総務長官は、のちに労働大臣もやられた塚原さんでした。

塚原総務長官も何度か行っただけでもどうしてもだめで、最後は、「堀君行って、総理をもういっぺん口説いてみてくれ」というわけです。私も困ったなと思いましたけれども、意を決して、一人で面会を求めて総理のところへ行っただけです。総理室へ入って行ったら、一人でおられました。そのときには佐藤さんは、「堀君、この問題について君はほんとうにどう思っているんだ。一つほんとうのところを聞かせてくれ」と言われるのです。「風紀問題とかいっても、それはちょっと古い考えで、ちゃんとしたしっかりした団長がつき、船室等も別々のところにあるので引卒者が気をつけて行けばそういう問題はない。それからいまの若い連中はしっかりしているからそういう心配はありませんよ」という話をしたわけです。そしたら「君はほんとうにそう思うか」というので、「そう思います」といって、「じゃあまあ分かった」という話だったのです。それで問題は解決したのです。思うに、佐藤さんという人は非常に聡明な方で、いろいろ各方面の反応に気をつけておられたので、やはりマスコミ等ではやし立てられ、総理も差別しないほうがいいのではないかという気分になってこられたのだと思います。そんなことがあって、第一回の青年の船をめたく出航させたわけです。その後も、もちろん危惧されたような

心配もなくて、無事いまでも実行されております。これは表てに現われざる付録みたいな話です。

——先どりした婦人少年行政を評価——

那須 協助員制度やのちの年少労働者福祉員、これらは婦人少年局の一つの行き方といえますか、いま各地方自治体でもこういうのをモデルにしているように思うのです。ですから、この頃の現代的評価ということできますと、私共は婦人少年局が余り金を使わないで、そしていわゆる民間のボランティアを組織化するという方式を非常に早くから取っていたという点は非常に評価すべきではないかと思っています。行政がなんでもやるというのではないし、そうかといってすべて企業に押しつけるというでもない。その間をちゃんとうまくコーディネートするよう、そういう組織を婦人少年局のほうでいろいろお膳立てをして、そして作っていったということです。今後共こういうふうな組織づくりというのは、婦人少年局の特徴でもあるし、生かしていただきたいと思うのです。

私は他省の審議会の委員もやっておりますが、他省と比べて婦人少年局の際立っていたと思うのは、かなり国際的な感覚をみな持っていて、いつも国内だけの問題で

はなしに、国際的なものと比較しながら、行政をやっているとしていたところで、これもやはり今後ずっと続けていっていただきたいと思うわけです。

先ほど長欠のことをお話しましたが、私がボランティアの団体と関係したときに会長の池田勇人さんに「なぜ長欠児童の問題に関心をお持ちになったのですか」と聞きましたら、あの人は三原の出身で、海岸で育っているわけです。漁家の子供たちは小学校へ行っていると漁業が覚えられないというので、早くから漁業で沖に出てしまふ。それで学校には出てこない。そういう現状を見て知っていたので、それがいろんな形は違ふけれども、戦後にもあるというので、そこに非常に関心を持ってんだということなのです。やはり自分の周辺の体験というのが一つのきっかけになるんだということを痛切に感じました。青少年時代の体験を語れる人には説得力があります。

——勤労青少年行政の今後に——

司会 それでは最後にみなさん一人一人にこれからの年少労働行政、勤労青少年行政についての注文なり、期待なりをお聞きたいのですけれども、そういう面から何かお話がありましたら。

堀 私が年少労働課長をやらせてもらったときは、戦前から戦中にかけてのいろいろな残滓が尾を引いていた時代です。年少労働課の仕事も、やはり年少労働者の危険有害業務の禁止とか、最低年齢の徹底とか、監督・取締りを主体にして、それをみんなに分からせるという啓蒙の時代であったと思うのです。それからその後ずっとたつて、現状に至っているわけですが、私は、先ほど那須先生も言われたように、やはり勤労青少年の福祉、教育、職業訓練行政を労働省が中心になって、民間と協力して積極的に進めていく時代になっているのではないか。だからその方面に切り替えて大にそういう積極的な面について力を伸ばしていただきたいと思います。そうなる」と青少年問題は、職業訓練、労働基準あたりと更に総合的に考えて、課のあり方、それから置く場所等についても再検討する時期にさしかかっていると思うのです。とにかくそういう積極的な面は大に力を入れて、しかもお役所仕事ではなしに、民間との総合的な協力のうえに立ってやっていくと。こういう時代ではないかと思うのです、是非その方面でご努力をお願いしたいと思います。

谷野 いま、堀さんのお話がありましたけれども、また別な意味で考えています。というのは、いま勤労青少年の状態も変わっておりますし、時代から要請される勤労

青少年の人間としての像も、昔とはだいぶ違った意味があると思うのです。そのことはよく理解するのですが、ただ、その勤労青少年の中には、まだ二十歳未満が相当いるわけですから、その点のことも考慮の中に十分入らなければならぬし、それから福祉ということが必要な時代に入っていることは私の体験で分かっているわけです。ただ、行政として、保護と福祉と監督というものを「ごちゃごちゃにする」と非常におかしいものになる危険性があると思っております。私がなぜそんなことを言うかというところ、戦前の体験があるものですから、日本の工場法時代は保護ということを重視してやってまいりました。しかし、だんだんそれが進んでくると、福祉一点張りになった時代があるわけです。勿論私も福祉のために働かせていただいたのですけれども、年少労働者が絶対多数の時代であったにもかかわらず福祉を重視する余りに、保護のことなどあまり考えない時代がきてしまったことがあるのです。福祉ということを考えるについても、保護のことを十分に考えていかないと、どちらも特色がなくなっているのです。勤労青少年には十八歳未満とか、あるいは二十歳未満とか、人生の成長段階では特別なダメージのついた人たちです。その人たちに対する行政というものに対する考え方が薄れてしまつては行政の効果

がメチャクチャになってしまふ心配があります。やはりダッシュのついた人たちということをも十分に考慮に入れたうえで、福祉並びに保護ということを充分考えていくやり方を継続してやっていただきたいというのが私の願いです。

工藤 昔と、時代も環境も変わってきました。これからの大きな流れとしては福祉の推進ということだと思えます。幸い現在は五〇〇以上の勤労青少年ホームがあり、そういう拠点があるのですから、その拠点を十分生かして行政を進める。むしろ行政の推進に際しては、勤労青少年の自発的意思を喚起し、尊重するということも含めて、全国に跨がるネットワークにいい内容を盛り込むということをやっていたならば、年少労働者の福祉の増進に実質的に寄与できるのではないだろうかと考え、これを期待したいと思います。

司会 徳永先生、何か一言お願いします。

徳永 諸先輩の方々がそれぞれの立場でおっしゃっていますから特別言うこともないのですけれども、私は、行政に直接携っていたときは、それこそ髪を振り乱して仕事をやってきたという感じは拭えないのですけれども、それが果たして行政の効果、もちろん行政の効果によって解決した問題もずいぶんあったと思います。と言いま

すのは、法律を持たない唯一の行政機関だった婦人少年局の特殊性から、目的のためには、天衣無縫に幅広く働けたのは何よりの魅力でした。私の個人的考え方からは常に「行政とは何か」又、「行政でなければ解決できないものは何か」を追いつけてきた中では、それは自ら行政指導がその中核をなしたと思いますが、しかし一時は年少労働者は、「月の石」だとか、「金の卵」とかいわれた時は、あっという間に大きな時の流れに問題を流し去ってしまったように思えます。それは産業社会の移り変わりといえますか、激しい変動の中で問題が解決されたかのようにみえます。

何か放っておいてもそれなりに落ちつく所に落ちつくといった感がなくもないのです。

ただ、流れの底に残されている問題は依然として存在しているとも言えますので、これらを見失うことのないようお願いしたいと思います。行政面のことを期待してのお尋ねと思うのですが具体的な答えにならないで恐縮です。

司会 那須先生は先ほどおっしゃっていたのですすが、何かつけ加えることはありますか。

那須 いま、たいへん厳しい批判がありました。やはり私なども自分で学問をやっていて、調査をしていて、も

し、我々のようなことを研究する者がいなかったときに、例えば非行少年はなくなるのか、犯罪は減ってくるのかということを考えますと、内心じくじたるものがあるわけです。一生懸命その事実を発見しようとして、いろいろやるけれども、いったいそれがほんとうに非行少年が減ってくることに実際になっているのかどうか。いなくとも、減りもするし増えもするのではないかというふうな印象がありますので、その辺のところはこれからの婦人少年局のあり方にとっては大事なことでないかと思ふのです。

もう一つは、行政対象年齢がだんだん変わってきておられますので、先ほど谷野さんがおっしゃったように、例えば十八歳から二十歳というようなところ、この当たりもどういうふうに考えていったらいいのか。つまり私は、満二十歳までは学習年齢だというふうに規定しているのですけれども、まだモラトリアムの時代ですから、その学習年齢の中で、勤労していこうとするわけですから、そういうのが決してマイナスにならない、ノーマライゼーションであるというふうなところが出てきませんと、ほんとうの効果が上らないのではないかと。やはりいまは福祉がそうなのですけれども、福祉とは、対象者を特別に扱ってたんに保護していくというのではなくて、一

般の青少年と同じようなことができるように統合的に取扱っていくような政策がほんとうの福祉であり、ノーマライゼーションの原理なんだというふうにいっておりますので、その辺のところを積極的な年少労働行政にしたいだきたいと思っているわけです。

司会 これをもちまして、年少労働行政三十五年の歩みの前半部分を終わらせていただきますと思います。ありがとうございました。

勤労青少年福祉行政の拡充



《出席者》 五十音順

加藤氏

昭和女子大学教授
元婦人少年問題審議会年少労働部会長

加藤 地 三

和田氏

労働省職業訓練局訓練政策課長

金 平 隆 弘

山田氏

(財)名古屋勤労者福祉センター管理公社理事長
元愛知労働基準局長

山 口 政 治

山口氏

参議院議員
元群馬労働基準局長

山 田 讓

金平氏

全国勤労青少年会館館長
元労働省労働基準局長

和 田 勝 美

労働課長
川西年少

(司会) 労働省婦人少年局年少労働課長

川 西 利 興

司会(川西) 前回の座談会のあとを受けて、昭和三十年代後半以降の年少労働行政について皆さんから話を伺いたいと存じます。高度経済成長期に入りまして年少労働者を取り巻く環境は従前と大きく変わるわけですが、そのあたりから和田先生に最初に口火を切っていただければと思うのですが……。

—— 高度経済成長期の

勤労青少年をとりまく状況 ——

和田 三十四、三十五年頃から高度成長期に入って第二次産業が特に隆盛を極め、大変な勢いになる。そうなるとしても勤労青少年が非常に不足してくる。特に知識、技能を持った年少労働者は大変な求人倍率でしたから、職業訓練との関連で職業訓練行政とのかねあいということも当時非常に議論されたわけです。私が職業訓練局長をやったのが四十一年から四十三年までの二年八、九か月の間でしたが、そのときどんなことを考えていたかということをお話すれば、司会者のご要望にお応えできるかと思います。

—— 人手不足と若者の能力開発 ——

和田 四十一年当時の婦人少年問題審議会の年少労働部

会長は、成瀬政男先生です。成瀬先生は、あの頃の中央職業訓練所の所長、訓練大学校になったときの校長先生なのです。その方が年少労働部会長をおやりになっていたのです。技能労働と年少労働者とかいかに結び付いていたかということを表わす非常に象徴的なできごとです。だから、そういう観点で婦人少年問題審議会の年少労働部会が構成されており、審議内容を拝見しますと、今私が極めて大ざっぱに申し上げたような観点に立って、年少労働に関する施策が進められていったと思うのです。訓練行政の方から言いますが、第二次産業がどんどん生産技術が改良され、改善されていきますと、それに応ずる技能を持った方を何とかして養成しなければいけないということ、職業訓練法は昭和三十三年にできたのですが、私の頃は、これを全面的に見直そうという時代でもっぱらそのことばかりを職業訓練局長としてはやっていました。

もう一つは、学校教育との関連で認定職業訓練と定時制高等学校とをどう連携させようかということが三十七年頃に出て参りました。要するに、科目が重複するような面があるところは、是非認定職業訓練の科目が定時制高等学校の科目と同じ扱いを受けるようなことを考えろということ、これに関する通達が三十七年頃に出ているの

です。しかし、これはなかなか一朝一夕にいかなくて、非常にめめたのです。この訂正的な通達が昭和四十三年に、職業訓練局長から各都道府県知事と雇用促進事業団と両方に出されておりますが、いずれにしてもできるだけ両者をかみ合わせて、職業訓練というものを学校教育とパラルルとまではいかないけれども、同じものとして認識させていくではないかということをやったのです。

あの頃は、中学校を卒業してすぐ実社会に出る方が、六割ぐらいおられたのではないかと思います。その方達に職業訓練を事業内とかあるいは公共職業訓練校でやるということですから、非常に大きな問題なのです。中学卒業生に対する求人倍率は四十年頃で、確か四倍近かったと思いますが、この中学卒の人をどのように健全に見守り、知識、技能を付けるかということが労働省にとっては大変な問題だったし、日本の産業界全体にとっても大変重要なことであつたと思います。言ってみれば中学卒業生の人達が少しちやほやされる時代だったわけです。しかし、ちやほやされるだけではどうも具合が悪いというのが、非行などいろいろの面に出てきたのです。そういうことがあって、先程申し上げた婦人少年問題審議会の年少労働部会から「年少労働に関する施策について」というものが出され福祉員制度が既にできていたので、

これをどんどん充実することによって健全な勤労者を育成していかなければいけないというムードが出てきたように思います。今はUターン現象などということが言われますが、この頃は全部田舎から大都会へ、大都会へと流れたのです。しかし、田舎の中学卒業生ですから大都会へ出てくると見るもの非常に珍しいわけですから、一方、また誘惑はある、好奇心はあるということで妙なことになっていっては大変だというのが審議会の建議の趣旨だろうと思います。そういう中で勤労青少年福祉員の配置とか、あるいは勤労青少年ホームの増設とか、勤労青少年をいかに有能な人として成育していくかに重点を置いたのではないのでしょうか。

司会 加藤先生は、当時確か読売新聞の論説委員をなさっておられたし、年少労働部会の部会長をなさっております、そういう観点から勤労青少年問題をずっとご覧になっていたと思うのですが、いかががございましたか。

—— 勤労青少年福祉対策へのスタート ——

求人難と金の卵の時代

加藤 高度成長というのは、昭和三十年頃から始まったのですが、まだ昭和三十年代の初期は求職者が求人を上回って就職難時代だったのです。それが逆転したのが

三十二年頃から「金の卵」とか、「ダイヤモンド」などという言葉で中卒者がもてはやされたのですが高度成長というのは、高学歴社会とつながっていった面がありまして、金の卵ともてはやされてきた中卒者がだんだん減ってくることになり、高卒者のブルーカラー化が三十年代の後半から言われ、四十年代に入ったら、もう決定的になってしまったということがあるのです。初期の勤労青少年対策というのは、主として中卒者対策で、しかも離職者が多いということ、田舎から集団就職のような形で東京へ出て来て孤独な寮生活、下宿生活、あるいは住込み労働のようなことを行っている、高等学校に行けない気の毒な子供達のために福祉の手を差しのべたというのが、そもそもの勤労青少年対策の発端だったのです。しかし、高度成長によって高学歴社会が出現し、中卒者が減ってきて高卒者が増え、最近ではブルーカラー化というのが大卒にまで及んできたわけです。そういう状況の中で中卒の勤労青少年が、オートバイを好きになってカミナリ族になったり、シンナー遊びなどをやるようになったり、性風俗の退廃で困ったことになったり第二の少年非行の山というのが昭和三十年代にやって来ます。空前の刑法犯少年の増加というようなことで、勤労青少年をめぐる問題が非常にエスカレートしたことがあります。

労働省では婦人少年局を中心にして、ちょうど私が四十年から婦人少年問題審議会のメンバーになりまして、先程和田さんが述べられた通り、「年少労働に関する施策について」という報告を四十一年に出しています。これは福祉の手を差しのべると同時に、働く若者達を過保護にするのではなく、自立心を養い、自分の力で未来を切り開く、たくましい若者に育てようというねらいが盛り込まれていまして、それがずっと法律にまでつながっていくわけです。同時に、中卒者に対しては後期中等教育というか、高校全入時代が到来する中で、何とかして高等学校までは卒業させてやるのではないかとということで技能連携もありますし、定時制高校に子供達を通学させるために雇用主が面倒をみなければいけないなどというようなことも盛り込まれるわけなのです。しかし、中卒者が減り、定時制高校自体がだんだん下火になって来まして、最近では昼間の学校に行かないものが行くという傾向になっていきます。勤労青少年対策のスタートが高度成長期だったということから、非常に複雑な問題が出て来るわけです。個々の問題については、あとから申し上げたいと思います。

司会 今のようなお話が、当時の状況だったと思うのですが、高卒ブルーカラー労働者がクローズアップされて、

何とか対策を立てねばならないというのは、実はそのような青少年が結構いたということだったと思います。今、国際青年年を控えて国際交流が問題になっているのですが、年表などを見ますと、当時ブルーカラー労働者の日米交流というのがあったようです。和田先生は、確か訓練局長の頃ではなかったかと思うのですが、もし記憶に残るようなことがあればお話ししていただきたいと思います。

——ブルカラー青年労働者の日米交流——

和田 私が職業訓練局長のとき日米経済合同委員会の第一回目を日本でやる予定になっていたところ、ケネディ大統領が暗殺されてとりやめになったのです。その後日米経済合同委員会を四十二年にアメリカで開催したとき、青少年労働者の日米相互交換ということで、交流を図ろうという申合せができ、それに基づいて四十三年頃からしばらくの間毎年やったものではありませんか。そのうちに、アメリカから来る青少年がだんだん減ってきて、日本から向こうへ行く方が非常に多く中には訓練の指導員というような、既に大人の人もありますけれども、青少年諸君の交流ということで、向こうへ行つてホーム・ステイをやったりするというようなことがありました。

もう一つは、ドイツが主体になったり、それからヨーロッパとの勤労青少年の交流というようなことがありました。それは勤労青少年に視野を広げ、世界を理解してもらふことによって、自分の立場と技能の姿を理解させるということで、あの頃は、そういう国際交流をやるほど勤労青少年に対する関心と、それを大事にしたいという空気が非常に強かったのではないですかね。

司会 勤労青少年の国際交流のはしりのような感じがします。

和田 はしりでしょうね。しかも、それを勤労青少年を前面に出してきたというところが特徴ですね。それ以前には、フェローシップだとかフルブライト基金とかいろいろなものがありましたけれども、働く人を対象にしてそれを勤労青少年というところに、当時の我が国の意気込みというのが出ているのではないですか。

——勤労青少年育成団体の海外派遣事業——

司会 それとの関係で、原健三郎先生が会長をしている勤労青少年協会の中小企業に働く青少年の海外派遣というのが四十四年に始まっております。現在、既に十三回、毎年続いており、三十人程度が海外に派遣されておりますが、あれはたしか山口さんが、かなり側面から援

助なされたと聞いていますが……。

山口 私 の在任は田辺繁子さんが婦人少年問題審議会の会長の頃でした。今まで話されたような時代の要請をうまくまとめた大臣に建議したわけです。その中に、今の国際交流などが全部入ってくるわけです。勤労青少年が、中小企業の中だけに閉じこもらず、オン・ザ・ジョブからオフ・ザ・ジョブ、そして更に国際世界に目を向けるということです。原先生は、たまたま昔アメリカに留学されたということでブルーカラーの若者に視野を広く世界に求めようという意味で、最初は韓国に行き、次にドイツ、そしてアメリカへ行き、若者を派遣させました。必ずしも英語ができなくてもよい、英語ができる大企業は自分で行きなさいと中小企業で汗水を流して働いている人達を各県の勤労青少年ホームから募ったわけです。もっとも、何も活動をしていないものは駄目で、グループ・リーダー等ホームの中で皆のため貢献している者の中から推せんをさせ年少労働課で絞って派遣するというところで、費用は補助金が半分と本人が半分持つということになりました。全部補助しては過保護だという考えで実施をみたといういきさつです。

司会 当時、総理府で「青年の船」、その前に皇太子殿下ご成婚記念の派遣団が出ましたね。

加藤 私が派遣団で行ったのは四十一年で、アフリカのタンザニア、ケニア、ウガンダ……。

山口 僕が行ったのは四十五年南西アジアです。

山田 私は北米班で行きました。年少労働課長は一年足らずしかやらなかったけれども、そのときに決まっていたので、実際には群馬の労働基準局長になってから行ったわけですから、あれは四十九年でしよう。

司会 何かその頃のことをご紹介いただけますか。

—— 国際交流事業のかずかず ——

青年たちの民間外交

—— アフリカ班 ——

加藤 日本政府のアフリカに対する認識に問題があったとみえて、青年たちの中で一番英語の弱いのが集まって来たわけです。高校出で県庁に働いていた人、農業青年、運輸会社にいる青年、それに団長、副団長ですから全部で五人で、ほんの少数メンバーだったのですが、語学ができないのでノイローゼみたいになりました。肝心なアフリカに行ったら、ちょうど日本の勤労青少年に見合う青少年が向こうにいないということで、成人労働者のような人と、あとはエリートの青少年でイギリスやアメリカの一流大学を出てきたというような人で、も

つばら動物ばかりを見て歩き、帰ってから皇太子様に報告するのに大変苦労しました。

—— 南西アジア班 ——

加藤 それから十年あとに、私は青年の船の団長で今度は南西アジアに行ってきたのです。五十一年ですが、このときは三百名ばかりの中小企業に働く人、警察官、税務署員、税関に働く人達と一緒にだったのですが、このときの印象はインドの青年やパキスタンの青年などに比べると日本の青年は、愛国心というか国家意識が全く足りないということをや彼等自身がよく理解したのではないかと思います。買物に行くような感じでフワフワしているのです。そういう意味で海外に出かけるということは、彼等にとって身が引き締まるような思いだったと思います。ちょうど印パ戦争のあとで、パキスタンの青年とインドの青年が同時に船に乗れないなどという事態もありまして、インドの青年の口から出て来ることははちやうど明治維新の頃の日本の青年のような感じがしました。

司会 山田先生は四十九年頃にいらっしゃったのですか。そのときのご印象は。

—— アメリカ・カナダ班 ——

山田 在任は一年足らずでしたけれども、あのときの一年間というものはその後に非常に大きな影響を、私自身にも与えてくれていると思うのです。とりわけ青年を連れてアメリカとカナダに一月ばかり団長として行ってきたのですが、男六人、女四人という構成で団長、副団長を入れ十二人で非常に楽しかったのです。

詳しいことは申し上げませんが、加藤先生が言われたように、日本の青年は国家意識というようなものが全然ない、しかし行ってみて、アメリカなり、カナダの人達というのは、非常にちゃんと持っておられるということがよく分かったのではないかと思いますし、もちろん見聞を広めたということも良かったと思うのです。

それよりも何よりも十人のコンビが非常に良くて、事後研修ということで、毎年一度ずつ持ち回りで、そのメンバーの居住地、例えば仙台であれば松島とか、名古屋では大垣などで集まっているのです。ついこの間は、東京でやりました。ところが、女子四人のうち三人までが、今海外の生活をしており、国際派なのです。男子は、それぞれ子供も三人ぐらい持って、それなりに職場の中堅で頑張っています。全員というわけにもいきませんけれ

ども、皆集まって、楽しかった当時を偲んだり、現在の青年の在り方について議論したりということが、毎年秋にあり、これは私にとってもいろいろな意味で楽しいし、勉強にもなるわけです。あれは、本当に年少労働課長をやったお陰だと今だに感謝しているわけです。

金平 今の海外交流に関してですが、先ず原健三郎先生の勤労青少年協会がやってこられた海外派遣の関係では私が担当したのは十回目ぐらいのときでした。そのとき原先生は国土庁長官をされていたのですが、私におっしゃったのは、「本当を言うとやめたいのだけれども、どうしてもやめられない。もう十回になったから、本当はやめたいのだけれどな」とおっしゃっていましたね。青少年が海外で得てくるものを、個人的にも非常に高く評価しておられるという感じでした。

—— 原先生と派遣団員 ——

山田 原先生は面白い方で、立派だと思ふのです。私の頃から「俺はもうやめたいんだ」ということは言っておられたのです。青少年の海外派遣でオーストラリアに行き、帰国した際朝五時頃、車で羽田まで迎えに行ったのですが、羽田で皆が手を組んで別れの歌を歌ったりして解散したのですけれども、その帰り、神宮前の原先生の

家へ皆を連れて行って、御飯を食べさせるのです。私も一緒に喰えと言うので一緒に食事をしながら、いろいろ楽しかった話を皆が先生にするのです。先生の家には世界の名酒がいっぱいあるバーがあるのを知っているものだから、原先生が喜びそうな向こうの酒を買ってきたりします。それからハラケン山荘のある那須に毎年皆が集まるのですが、そのときは先生自らテーブルなどをあちこち運んだりするのを率先してやられるのです。原先生独特の良さがあるなとしみじみ感じましたね。あの朝の早いときにちゃんと羽田まで出迎えに行って、皆と一緒に歌を歌ったりするのです。

山口 私も団長でした。あれはものすごく感激しましたね。原先生がああ時の感激が忘れられないというのが、その後続けようとされた動機で堅い意志ですね。選挙等と関係なく全国の青少年のためなのです。

和田 毎年海外派遣の結団式はサン・プラザですのです。そのときに原先生のお話を聞いていると、いわゆる躰、規律とかお礼はきちっとしろとか、例えば、我々が激励をして見送ると、アメリカへ着いたら必ず団員からお礼のハガキが来るのです。日本へ帰ったら、ホームステイでお世話になった家族に礼状を書けと言うのです。こういうことは非常にやかましく人間として当然のこと

なんだ。これは洋の東西を問わないというようなことを教え、非常に豪放でありながらきちっとしています。

金平 当時の年少労働課の対応はどうだったのでしょうか。

——若い根っこ丸洋上大学——

山口 大蔵省が非常に厳しくてね。仕方がないから原先生が勤労青少年協会の仕事として、労働外交という考えで始めたのです。また、「若い根っこ子の会」の「若い根っこ丸洋上大学」は僕も一緒にアイディアを出したのです。というのは、鉱石専用船が南方に空っぽで行くのですから、一〇〇〇人ぐらいいは乗せてもいいではないか。

乗せて行つて向こうで働いてみようではないか。高度経済成長になって、皆「金の卵」とか「月の石」とまで言われるようになったが、働くということがどんな大変なことをかを知るためにやったらどうかと、こんな思いつきのアイディアを若い根っここの会会長の加藤日出男さんに言ったら、すぐ実行したのです。それで、あの事業が始まったのです。加藤さんは戦中派ですから、観光ではなくて、南方の暑い所へ行つて大東亜戦争の戦跡を彼等にも知ってもらいたい。ただグアム島のいい所だけを見るのではなくてという考えがありました。

——グアム・サイパン洋上研修——

山口 もう一つは、青年の船の小型ともいえる宮川貴善さんの勤労厚生協会がやっている洋上研修ですが、これも年少労働課ではできないことを補つてやったわけです。高橋展子局長は国際派ですから、アイディアがなかったわけではないのですが、婦人少年局には予算が取れないので、これも協会の協力を得たわけです。

山田 今の話はそのとおりだと思うのだけれども、私は青少年対策本部がやっている海外派遣事業はご成婚記念で始めたのですが、あれは非常にいい試みだと思います。どこがやるかは別として、私がちょっと不満だったのは、少し堅いという傾向がありますね。

金平 総理府の事業の対象は、まさに勤労青年が中心なのです。皇太子成婚記念というなら、その時期に婦人少年局の発想として取り組んでいくということになぜならなかったのか、私が年少労働課を担当した頃、残念な気がしました。

加藤 総理府の国際交流事業で実際参加したのは、大企業よりも主として中小企業で働く青年達でしたしどこがやっても僕はいいと思うのです。

山口 国際交流は非常に有意義だと思います。私は南西



日本・インド協会による交歓風景

アジアに行かないかと言われたとき、台湾で二十年生活したから、大体東南アジアの生活を知っているしヨーロッパはILOの年少労働者コンサルタントの会議で行ったことがあるが、北欧とかアメリカは知らないからそちらへやらせてもらえないだろうかとお願ひしたところ、逆に東南アジアの事情に詳しいからこそお願ひするのだ、あそこは行く人がいないからと言うのです。それでは行こうかと言うことになって参りましたが、インドを始めとするアジアの人達の貧しい生活に強烈な印象を受けました。これは百聞一見にしかずです。そういう意味では、私は非常に良かったと思います。勤労青少年を一度連れて行くことは現在自分達がどんな生活状態にあるかを認識するという意味で、これは行政で進めてもらいたい重要なことだと思います。

加藤 山口団長というのは、なかなか熱血団長なのです。いまだに伝説になっているんだな。

——二十一世紀のための友情計画——

司会 五十九年度からアセアンからの青年招聘計画が実施に移される動きがありますので、これから年少労働課がかなりかんだ形で進んで行けるのではないかと思っていますが、尚一層私どもも努力したいと思っています。

山口 日本に來た若者を工場に案内し近代的な施設を見てもらうのもいいけれども、勤勞青少年ホームへ案内し通訳が付いて行けばいいけれども、通訳が付かなくてもよいからホームの利用者と一緒に歌うとか遊べばいいですよ。そういうことがホームの一つの仕事ではないでしょうか。名古屋サンプラザとか、中野サンプラザを使えば価値も大いに出てくると思います。

—— 勤勞青少年福祉法制定のきっかけ ——

司会 話を次に進めたいのですが、労働大臣だった原先生は、とりわけ勤勞青少年福祉法の制定についてご努力いただいたということを聞いているわけです。山口さんはそのときの担当課長だったということでしたが、福祉法制定のきっかけといいますか、どうしてそういうのを作ろうとなさったか、そのあたりについてお話をいただきたいと思います。

山口 大きく分けると二つあります。それは昭和三十八年頃から高度経済成長の過程において当時よく言われた勤勞青少年の今日的課題として、オンザジョブすなわち職場内とオフザジョブすなわち職場外の二つについていろいろな課題がとりあげられるようになったのです。この二つについて四十一年から四十三年にかけて婦人少

年問題審議会が何回か指摘したわけです。

職場内の問題としては技術革新や都市化の進展がめまぐるしく変動する中において勤勞青少年が十分な職業指導を受けられずまた職業生活設計の未来図が描かれないうということとで悩む者が増えてきたことについてです。更には単調労働の増大に伴って孤独感におちたり人間疎外の現象が生じたりしてきたことを内容としたものです。

そうした事が原因で金の卵と言われた勤勞青少年が安易な離転職を繰り返す過程で非行に走るというケースが新聞紙上世間にアピールされるようになりました。特に九州東北の中卒者で三大都市や太平洋沿岸ベルト地帯に流入する者に多かったのです。また離転職者の四〇％が住み込み者であるとかズウズウ弁や九州弁を使って笑われたとか都市の生活に違和感があって落け込めないということとを訴える者が多いという時代でした。

職場外の問題としては労働時間の短縮と余暇時間の増大に伴って、時間をもてあます者がでてきました。そこで職場外生活を充実し、積極的余暇活動を促進するためにもスポーツ、レクリエーション、文化教養活動、グループ活動が出来る場が必要であり勤勞青少年ホームの増設が考えられるわけです。

これらの問題を解決する為法律の制定を考えたのです。

ところで数多い諸問題を婦人少年局で処理することはできません。婦人少年局は問題を提起し各局の協力を得なければならぬのです。だから年少就職者相談員や働く青少年手帳、体育施設は職業安定局で、ブルーカラーの国際交流は職業訓練局で中小企業集団活動は労政局というように。そして婦人少年局はホームを拠点として積極的余暇活動を進めるというようにしたのです。各局の業務内容からしても当然でしょう。

問題は金の卵という時代ですから過保護になることを恐れました。だからばらまきの感のある福祉という言葉を使いたくなかったのですが、他に適当な用語がないため、また当時福祉社会に移行する時代でもあり、福祉法という言葉を使うようになったのです。時の原労働大臣はよく働きよく遊べと若者を激励していました。私は大臣をよくあちこちに案内しました。

—— 労働大臣、婦人少年局長も現場視察へ ——

司会 どういう所へ行くわけですか。

山口 ホームで若者と話をしてもらい、悩みを直接大臣に聞いてもらうのです。「悩みを言ってみなさい、恋人の悩みでも何でもいい」と。生の声を聞いて大臣に認識してもらったのです。

婦人少年局長だった高橋展子さんを、夜遅く新宿に連れて行き青少年がシンナーを吸っているところを見てもらいました。私が、いつも悲憤慷慨しているのはこんなこと、大臣にも、局長にも知ってもらったため、一生懸命やったのが一つのきっかけです。

—— 参考にしたドイツの青少年福祉法 ——

山口 もう一つ、全然別のきっかけから言うと、ILOの会議にドイツに行ったときドイツの青少年福祉法を見せてもらいました。これは勤労青少年だけではなく、全部の青少年を対象にしている法律です。それをレーパーアタッシュをしていた大坪健一郎氏（現参議院議員）に訳してもらい持ち帰ったのです。また、イギリスへも立寄り青少年施設も見て来たのです。そこでは、ロンドンの助役と青少年とが一緒に遊んでいるわけです。日本の勤労青少年ホームは夜九時になったら閉めると言ったら、「何を言っているんだ、十二時、一時でもいいではないか」と言っていました。考え方が全然違うわけです。いろいろな所を見て刺激されました。そうして、勤労青少年に絞って法律を作れないだろうかと考えついたわけです。それから婦人少年局には勤労青少年行政の根拠になる法律がない。施設を沢山作るためには、基本法的で

も良いから根拠法を作りたいと思いました。その内容としては指導者と施設というを中心にした法律にしたいと考えました。

司会 加藤先生は、その当時年少労働部会長でいらっしたと思うのですが、福祉法の制定絡みで、何かご記憶に残ることがございますか。

—— 福祉法制定当時の思い出 ——

加藤 福祉法の制定の前、四十三年八月に、「今後における勤労青少年対策に関する建議」が出ておりますが、この内容が大体福祉法に盛りこまれたのです。その頃、中卒者が少なく「金の卵」時代が続いていて、群馬県で職安汚職があり中学の校長先生と教師二人が逮捕されたことがあります。きっかけは、業者が職安を通さず学校に直接行って、教師にいろいろな贈物をして、「卒業生、頼むよ」というようなことで、それに職安の人もかんでいたわけです。教師がお金で縛られてしまって、卒業生を企業に送り込むというようなことをして、それをPTA連合会などがかぎつけて大問題になったのです。こういうように、中学校における職業指導も非常に遅れていました。企業から送られてくるパンフレットなどもいい加減なもので、「これはうちの会社だ」と、送られ

てきたパンフレットには大きなビルがあるけれども、実際はそのビルの隣りにある小さな家が職場だったということで、詐欺ではないかと騒いだことがあります。そういうふうの中卒者を送り込む中学校側が、業者に縛られて汚職を起こすというような空気があちこちにありまして、学校の先生を料亭へ呼んだり、アルサロに呼んだりというのが全国的にあったのではないですか。

もう一つは、勤労青少年が定時制高校に行きたくても雇用主の理解がなくてなかなか行けないというようなことがあった。学校に行く時間を気にしながら働いていても「行っていないよ」と言われないものだから毎日遅刻するなどという問題もあって、定時制高校の側からも、何とか雇用主にもう少し理解をしてくれないかというような話もありました。そういう背景があったわけです。もちろん非行問題、シンナーなどの問題もありました。

司会 定時制高校などへ行く場合の時間の配慮ということが福祉法に盛り込まれておりますね。

加藤 婦人少年問題審議会で法案の審議になりますと、労働側と雇用主側が対立して大変でした。職業訓練所と定時制高校はいいけれども、その他はまかりならない。例えば、若い女の子は生け花に行ったり、お茶を習いに行きたいと思っても各種学校は駄目だということで。

山口 生け花に行ったような顔をして近所の喫茶店に入
って行ったとか、それによって生ずる損失の金額を労働
省に補償しろというのです。一時間早退したから生産が
落ちたというわけです。

加藤 職業訓練所と定時制高校だけというから、そこに
「等」というのを妥協で入れたのですが、「等」が入るま
で大変だったのです。

金平 それは雇用主に対してかなり明確な義務付け規定
を当初考えられたのですか。

山口 義務付けにしたいけれども、なかなかさせられな
いのです。

金平 それでは後退して努力義務になったのですか。

山口 そうです。

加藤 西ドイツなどは義務付けされているわけでしょう
山口 そうです、そのとき説明しましたけど、日本の当
時の状況は、まだ経済の発展が大事という考えでした。
ドイツの話なんか、よそごとだというわけなのです。

加藤 西ドイツの場合は、定時制高校のような所へ行く
とマイスター制度につながっているからいいのですね。

—— 福祉法所管が地方公共団体になった背景 ——

司会 福祉法で、当時重要だと思いましたが、それま

では労働基準法を中心として、婦人少年室系統でずっと
やって来たわけですが、福祉法制定以後都道府県系統に
なりました。実は、今度の組織改革ではこのときに都道
府県系統になったから、今婦人少年局の組織から年少関
係は出て行くのだと言う人がいます。そのあたりは山口
先生、どうお考えですか。

山口 婦人少年室の職員数が結局数人でしょう。調査啓
蒙が中心です。機構が小さく人数が少いから行政上はや
りにくいのですから。あのとき行政機構の改革案があり、
私は婦人少年室は労働基準局に入って監督署を駆使して、
びしゃっとやろうという意見を主張しました。けれども、
この案が通らないのです。そうなると、現在のように国
と都道府県の両方でなく国一方ですっきりできたのです。
一方ホームは市を中心に設置されており、地方公共団体
に根をおろしているのが実態ですし勤労青少年の健全育
成は厳しい法的措置になじまないという視点からも幅広
く行政を行っている県の労政課に労働福祉の仕事として
進めてはと考えたのです。

和田 それと流れとして、年少労働者の保護問題とい
うのは、二十二年の労働基準法ができてから、法を守らせ
るところが年少労働者の保護問題ということなのです。
四十四、五年頃になると、保護よりも、今加

藤先生や山口さんから話が出たような健全育成とかいろいろな施策を展開していくことになってくると、やはり総合行政である県と労働基準局を比較してみると、基準局では狭すぎるという議論は省議なんかのときには出ましたね。

もう一つは、職業指導との関連が非常に多いでしょう。そうすると、職業安定関係、職業訓練というのは、まるまる県に入る。職業訓練とのつながりが非常に濃かったです。だから、総合官庁である県の行政の方に盛りこんだ方がいいのではないかという歴史の一つの流れではないかと思います。

山口 年少労働者の保護行政は労働基準法の第六章にあります。労働行政の歴史は正に工場法から始まっているわけですがもともと保護行政は、厳しい取締り法で非常に堅い法律です。しかし問題になっている勤労青少年健全育成は、その精神からしてもそういう厳しい法律にはなじまないのです。今、和田先生が言われたとおりでしょうね。しかし一方では、堅い行政だけが労働基準局ではなくて、福祉法のようなものを、また新しい法規として一本置いてもいいのではないかと考えも私にはあったのです。しかし、全体を眺めると勤労青少年の余暇活動とか就職指導の問題とか体位の向上とか、訓練の問

題とかいろいろな面を考えると、都道府県ということでしょうね。

山田 私はその頃の流れをよく知りませんが、今のお話を伺ったとおりだと思います。やっぱり都道府県にあった方が、何かにつけてこの問題はいいのではないかと思うのです。勤労青少年ホームなどは、市町村が作ったりしていますし、県が作っている所もある。だから、その方が活発に予算も取ってできると思うのですけれども、残念ながら現状を見ていますと、果たして県知事の中に勤労青少年の日があるということを知っている人がいるのかどうかです。各都道府県が、勤労青少年の日というものについてちゃんと認識を持って、何らかの行事をするという体制ができていくかどうか、非常に疑わしいと思うのです。労働省はせっかく作ったのだからもっと積極的に各自治体とか都道府県に呼びかけていいのではないかという気はします。

—— ホーム建てたら魂を入れる ——

和田 私は、全国勤労青少年ホーム協議会会長という立場から、現職の川西さんに注文を付けるようになって申し訳けないが都道府県が労働省にホームを作ってくれと言うときには非常に熱心に来られるのですが、できてし

まうとその後の運営に対して熱意が急激に冷めていくのです。ここら辺に、問題があるように思うのです。私は施設は、その中でやるいろいろの行事、その他によって始めて、本当の姿になって動いていく。施設ができてしまったらおしまいというムードを何とかしなければいけないでしょうね。

金平 そのときよく言われるのが、市町村からするとホームの運営費補助がないではないかという話ばかりなのです。これは魂の前に仏のつくり方に問題がある面もあるのです。

山田 信仰心のない者に、いくら仏の魂を作っても駄目なので、住民福祉の問題というのは、完全に都道府県なり公共団体の固有事務なのです。本来は文句なしに市町村なり県庁がやらなければいけない枠を、これだけはまず作ってやろうということなのです。

和田 魂を入れるだけではなくて、先生方のご尽力があって、今、雇用促進事業団を通じて、事業委託費ということでは年間四、〇〇〇万円ぐらいの金額が流れているわけですが。そういうことが市長さんとか、何とかというところにも伝わっていないのではないかと思うのです。だから、金額はそれで決して万全だとは言わないけれども、山田先生が言われるように、本来固有事務なのに国

が導入口的に教養講座等もやっているということが、もう少し市の上層部に伝わる必要があるように思うのです。**山口** この法律の構成は、国と県との分担について、第六条には「労働大臣は、労働福祉の基本方針を定めるものとする」ということが規定されており、これを受けて第七条には「都道府県知事は、勤労青少年福祉対策基本方針を参酌してあなたの所でやりなさいよ」というのを書いていくわけです。また、職業指導については、第八条に「職業安定機関は云々」とありますが、職業訓練については、勤労青少年が訓練や教育が受けられるよう、事業主に対し時間の配慮をするよう規定しています。国や都道府県も必要な措置を講じなさいと。

和田 山口さんが言われるとおりだけれども、勤労青少年ホームの第一号が昭和三十二年頃に名古屋にできたのです。それが今五〇〇を超えましたね。そして、我々が分かっているのは年間七〇〇万人の勤労青少年諸君が活用しているのです。こういう現実に対して、ここへ来て行革云々ということに関連して勤労青少年行政に対する評価がいろいろの仕事を切ってしまうばいいというような格好になってきたのと、昭和三十年代後半から四十年代にかけて盛り上がりしてきた勤労青少年を大事にしよう、健全にしようというムードが、今産業界全体の構造から

見て、そうやらなくてもいいというようなムードがあるのです。本当は青少年層から健全な層に育っていくというのは、国家、国民にとっても大事だし、市民にとっても大事なのです。そこら辺りに対する啓蒙がやりにくいご時世ではあるが、何とかやっていってもらいたい。七〇〇万諸君のホーム利用がもっと増えていき、労働省は更にホームを増やそうとなさっているわけですが、県もさることながら、今や市のランクの所に浸透していくことが課題だと思っています。労働省と市の職員とのつながりというのは行政的に非常に薄いものです。都道府県段階までは非常に濃密な関係を持ちますが、市になるとちょっと薄いものですから、市の責任者に対する啓蒙活動は是非なんとかやっていただきたいと思っています。

金平 和田さんがおっしゃるとおりだと私も思うのです。というのは、中味として今、ホーム協に四、〇〇〇万円ぐらいというお話もありましたけれども、それ以外に考えてみると、最近やっているかどうか知らないのですが、各ホームの館長がシンポジウムなどに出席するときに旅費を支給したりしていましたね。

和田 研究会という名目で入っているでしょう。

金平 とにかく、一ホーム当たりによれば数十万かも分からないけれども、そういう形で実質的にある程度予算

措置を行っているということを考えると、労働省というのは案外気が付かないところで非常に面倒を見ているですね、という話を、公民館長兼ホームの館長である数人の方々がおっしゃっていました。県庁所在地までという例はあるかもしれないけれども、東京までの交通費をみるというのは他ではあまりなく、労働省は本当はやっているのです。それを市長まで何とかつなげていく以外ないと思いますね。

和田 今、金平さんが言われたように、とにかくあいう金が運営費のために出て行くというのは、なかなか手厚いのです。文部省と市教育委員会とはいろいろつながりがありますが、労働省というのは、市とのつながりが非常に薄い所なのです。だから、そういう意味でPRをしていただきたいですね。

—— 年少労働課の事業 ——

司会 福祉法ができたあといろいろな事業が行われていますが、今、年少労働課でやっている大きな事業は三つございまして、一つは「勤労青少年の日の中央大会」、もう一つが「勤労青少年福祉シンポジウム」、第三番目が「全国勤労青少年一〇マイルマラソン大会」（五十九年度からロードレース大会と改称）です。



昭和49年度勤労青少年福祉シンポジウムの模様

まず、四十七年十月から勤労青少年福祉シンポジウムが始まります。昨年もそうだったのですが、司会者には例年加藤先生をお願いしているのですが、加藤先生何か印象に残っているようなことがありますれば、お願いします。

—— 福祉シンポジウム ——

加藤 今年は大変まいってしまったのです。「国際化、高齢化の進展と勤労青少年」がテーマだったのです。ちょっと抽象的で、あまりいい意見が出て来なかったような感じですよ。大体どんなシンポジウムをやっても、テーマが変わっても、ずっと同じような問題を追いかけて来たというような気がします。出席者は勤労青少年ホームの館長さんが一番多いのですが、ホームをどのように活用するかという問題が毎年出されます。僕の印象では最初の頃のホームの館長さん達と最近のホームの館長さん達と大分変わってきて、ポストに就いたから止むを得ずやっているんだというような館長さんが最近は増えてきたという印象です。

ホームの利用の延べ人員も、今から十五年ぐらい前の昭和四十五年頃、まだ全国のホーム数が一四二カ所ぐらいのときに、既に四〇〇万人ぐらいいたのですが、今はホーム数は五〇〇を超えて五倍以上になったにもかかわ

らず、利用延べ人員は二倍になっていないという現実があるわけです。ですから、非常にホームが多い県もあるけれども利用者が大変少ないというホームもある。山口さんが課長時代にお伴して一緒に回りましたが、あの頃のホームの館長や指導員は、本当に青少年のために粉骨碎身し努力して奥さんから「我が家の青少年をどうする」と言われたというほど熱心な人がいましたね。先程も、建物を作って魂が入らないということが出たけれども、私は魂を入れるのは館長の熱意だと思います。どのようにな活動を入れるかというのは、これからのホームの問題になると思います。シンポジウムでは、ホームを預かる人達の熱意というのが壇上に直接響いて来るといような感じがします。最近そういう意味では、ちょっと寂しいという気がしますね。

——〇マイルマラソン大会——

司会 非常に大きな問題なので、勤労青少年ホームの關係はまたあとでお伺いしたいと思います。昭和四十九年六月からマラソン大会が実施されましたが、マラソンは、昨年十周年の記念大会が盛大に行われ、今年もまたその準備をそろそろ始めるとい段階ですが、実施するに当たって山田先生が非常にご努力をなさった、と聞いてお

ります。そのあたりを少し詳しく、マラソン大会をやるうとした動機とかいきさつについてお話いただきたいと思ひます。

山田 私の一生の中で、あのくらい順調にすべてとんとん拍子に進んだ仕事はないのではないかと思います。そもそのきつかけをよく聞かれるのですが、当時の労働大臣は長谷川峻さんだったのです。あの方はどちらかというと、堅い方なのです。年少労働課の事業説明のときに、大臣が「近頃の青年達は、腰掛けの上に足を乗せて、ギターなどを弾いて喜んでゐる。あんなことばかりをやっていたのでは日本の青年は駄目になる。だから、勤労青少年を扱う君の所も、何とかいい事業を考えてみる」という一言を聞きまして、私もそのとおりだと考えていたものですから何かないかと思索していたのです。たまたま長谷川大臣というのはマラソンが好きで、いつも皇居の回りを回っていると聞いたので、マラソンを持ち出せば大臣はまず間違いなく賛成するに違いないと考えまして、「勤労青少年を一堂に集めてマラソン大会をやるうと思うのだけれどもどうでしょうか」と言ったら、「それは良い考えだから、お前やってみろ」ということで、やってみましょうということになったわけです。けれども、金が全くありませんから、どこから援助して

もらう以外にないということで、たまたま勤労青少年躍進会会長の小林平三さんが私と同郷でもあり、相談をしたわけです。ついては、あの人は諏訪の人で、私も諏訪だから、諏訪は日本の殆んど真中ですし、空気はいいし、景色もいいということで諏訪でやってみたいと言ったら、小林さんは喜んでやって、費用はいくらでも出すからやってくれというわけです。金の面は見通しがついたので、今度は地元が何と言うか問題ですから、ちょうど今日みたいな大雪の日だったけれども、すぐ汽車に乗って長野県に行って、今は亡くなりましたけれども西沢県知事と副知事、総務部長に会ったのです。知事はまず文句なしに「面白い、やってみろ」ということだったのです。あの知事もマラソンが好きな人なのです。今知事をやっている吉村副知事、総務部長も皆以前から知っている人だったので「それは面白い、県も応分の金は出しましよう」ということになり、あとは教育長とか陸上競技協会等にも全部連絡して「それはいいから是非やってくれ」ということになったのです。諏訪にちょうどいい陸上競技場ができたから、あそこを使ってもええいいということで、地元の諏訪へ行って、諏訪の全部の市町村長に会って、「諏訪でマラソン大会やりたいが協力してほしい」と頼んだところ「是非地元でやってくれ」という話

だったのです。また、実際にマラソン大会を開くとなるとドクターの協力を仰がなければいけないので医師会にも協力をお願いしたり、道路を使わなければいけないので警察署長の所へも行ったのです。特に開催地の富士見町は、町長以下助役などに話をしたら大賛成で、「いい機会である、金も出すから是非計画してくれ」ということだったのです。それで、競技場ができているから見てくれと言われて車で行ったのですが、雪が積もっていて途中から上がれないので車を降りて雪をかくようにして現場まで行ったら、非常にいい競技場だったわけです。それで大体自信がついて、帰って来て報告をしたら、それではやろうということになったのです。

ところが、労働省主催というのに金を一文も出さないというのはいないということを、石黒事務次官が言われて、現在参議院議員の遠藤政夫さんが労災保険の担当課長だったので、少し考えるという話になり失業保険と労災保険とで、両方の予算から各一〇〇万円出すことになり、二〇〇万円になったのです。片や小林平三氏は何百万でも、何千万でもいいと言ったのです。県も、町村も出すということで金があまってしまうくらいになったのです。本当に、あのときはうまく進みました。無から有を生じたというか、本当にうまくいったと思います。そういう

ことで小林平三氏の希望もあり来賓として三笠宮様にお出いだこうと宮家まで行ったら、「あの辺でいつも合宿をして、マラソンコースになる道を通ったことがある、それは面白いから是非私も参加させてもらおう」という話だったのですが、急に用事ができて、その日においでになれなくなって、代わりにメッセージを書いてくれたのです。そのメッセージを小林平三氏に白手袋をして読んでもらったわけです。だから、小林平三氏は諏訪で本当に貧乏して志を持って東京へ出て来た人ですから、その人が白手袋で宮様のメッセージを読むほどに出世したかということ、本人にとっても田舎で非常に名声を博したわけです。だから、すべてあんなふうに行くとは思わないけれども、マラソン大会は、そういう点で非常に良かったのです。マラソンブームに乗ったこともありましたが、

司会 毎回労働大臣が大会会長でまいりまして、あいさつをなさると聞いています。

山田 長谷川大臣はもちろん出席してくださったし、西沢知事も来たわけです。西沢知事は普通の背広で来たのですが、労働大臣はトレーニングパンツで来たわけです。西沢知事は、これはしまったと思って、急遽秘書に命じてあの辺を探しまわってトレパンを買って、参加したと言っていました。

金平 私が担当していたときに栗原祐幸大臣が参加されて、自らグラウンドを二周ぐらいされました。

山田 長谷川大臣はその後もちよいちよい来られますよね。そういう点では非常に良かったと思います。

司会 現在のマラソン大会のやり方も大体最初にやったような形で、ずっと踏襲してきているのですね。地元の協力なども当時から本当に完璧な形で、それが十年來基本的に殆ど変わらないで来ているということですから、当時山田先生は相当うまく手筈をなさったのではないかと感心しているのです。

山田 人間関係も、私の故郷だったし、いろいろ知人が多かったから、そういう点でもうまく行ったのでしょうか。
加藤 勤労青少年指導者大学講座の諸君も、あそこへ手伝いに行くのです。

司会 昨年からは、日豪ワーキングホリデーの関係でオーストラリアの青年なども入っています。最近では国際色豊かに行われております。

山田 あのとときの職員の旅費は予算から出しますけれども、選手の旅費は出せないのです。小林さんが出してくれたのです。だから、小林平三氏はあの行事は非常に喜んでくれているわけです。

加藤 最近何人ぐらい参加しているのですか。

司会 毎年三〇〇名ぐらいの規模ですが、五十八年は十周年記念ということで約六〇〇名です。大体五〇〇〜六〇〇人ぐらいの収容の宿泊施設があるのです。テニスコートもありますし。実際は一〇マイルロードレースということなのですが、公認記録も出てきちつとしたレースになっています。

——世界青年意識調査——

司会 山田先生はその他にも年少労働課長のときに、色々経験なさったことがあると聞いていますが。

山田 一年足らずしか居なかったのですが、いくつかのいい仕事をさせていただいたり、私自身にとって勉強になることをやったと思うのですが、そのうちの一つに、世界青年意識調査というのがあります。あの調査は総理府がやっているのですが、十一か国のプロテストメントの国とか、仏教の国とか、無宗教の国とか、いろいろ集めて、青年の意識調査をやっているわけです。その中で宗教観、恋愛観、学校観、友情、家庭環境等について、いろいろ満足しているかとか不満かとか聞いているわけです。各国の青年達の特徴が国別に表われてきて、非常に面白いのですけれども、その中で日本の青年が極端に他の国と比べて違う点は、何でもかんでも「やや不満」と

いうのが圧倒的に多いということです。「まあ満足」が多いということなのですが、何となくそうは書けないから、「やや不満」の所に回答する。やや満足していないが、やや不満に答えを書くというのが日本の青年の特徴で、変にすねたところというか、素直でないようなところあるいはまともに書けば何となくれ臭いという気持が非常によく分かって、それをめぐって私はあちこち講演に歩いて、大分稼がせてもらったのですが、あれは非常にいい材料になりました。その後も三年間毎にこの調査が実施されたのですが、それを見ても同じような傾向です。最近恋愛観というか、セックスというものに対する考え方はかなり変わってきているという感じがします。そういう点で、あれは今でも何かにつけて参考になります。加藤 今のお話に補足して私の感想を申し上げますと、日本の青年というのは、ああいう調査の場合には、不満と書かないと義理が悪いような感じもあるのでしょうかけれども、例えば、自分の職場や学校、地域についても皆不満が多いのです。しかし、職場についての不満が多いけれども、長くそこで働くかと言う設問に対しては働くと考えているのです。ところが、欧米の場合には、不満が同時に転職につながるのです。だから、日本の青年たちは職場に対していろいろな不満を持ちながら、この職

場で定年まで働くであろうという様な感じを持っています。それから、自分の住んでいる所に不満が沢山あるけれども一生涯ここに住むだろうというような意識があり、この辺が非常に特異です。

山田 そうです、そういうところが特異なのです。スカッとしないうのです。

山口 先日、成人の日に、あの調査結果と同じようなことをNHKで解説していましたが、今もいろいろな面に使われていますね。

山田 面白いと思ったのは、その調査を担当した世界の学者達を集めてシンポジウムをサン・ブラザでやりましたね。あのとき非常に印象的だったのは、スウェーデンの学者の話で、性の問題です。スウェーデンを見ると結婚前の性関係の是非については、さすがフリー・セックスの国、「是」とする意見が圧倒的に多いのです。日本はまだ少なかったのですが、その勢いでスウェーデンの学者は、こうなったのは、我々が努力してこういう風俗を作りあげたのだ。これは我々の非常にプライドとするところであると言ったのです。つまり、フリーセックスと言うけれども、それは乱行とかいう意味ではなくて、食べ物を喰べるのと同じように、したいときにする自由が男にも女にもあるということを我々は考えたのだ、そ

のために努力した結果だということです。ところが、どうも十年経った現在、日本の青年達の気持は、ややそれに近いものになって来ているのです。

山口 成人の日に発表された若者調査の解説でも、だんだん向こうに近くなって来ています。性に関するところはそれがはっきり出ていますね。他の部分はまあ毎年似たようなものですがね。それから、先程のイエスカノーをはっきり言わないのは国民性で、日本人は中途半端です。

山田 僕は現象的に見ていてもそういう感じがするね。あれは学者が努力してこうしたわけではないので、自然にそうなったのだらうけれども。

加藤 僕等が嬉しいというか、心強く思ったのは、日本の青年が非常に特異的にいい点というか、これは悪い点かもしれないけれども、働くことに生きがいを感じるということです。

山口 仕事に生きがいを持っている青年は、少なくともたと、我々の年齢の人は一生懸命力説して言うけれども、国際的に見るとやはり日本は高いですね。

加藤 これは世代の断絶をしていないでつながっています。

山口 一般に親父や先輩は、なにかと言うとすぐ「君達

若い者は」と言うけれども面白いことには今の二十代の後半の若い者までが、二十代の前半の者に、「君達若い者は」と言っている。二十歳の人が、二十四、五歳の人に「先輩、先輩」と言っているのだですね。いつの時も繰返しなのだろうか、これは日本だけののだろうか。

山田 しかし、この間大河内一男さんが、青年達を相手に話をしているのを聞いていたら、日本人と西洋人との勤労観、余暇観が全然違うということです。そういうこともあるのではないですか。

和田 やはり、それは儒教の影響ですよ。長い歴史の上に築かれているからね。

山口 外国では、労働時間が終了すると振り上げたハンマーを降ろさないという言葉があるそうだが、また、ネジをそのままにしてしめなかったので飛行機が事故を起こしたという話もありますが、あれは本当なのです。

—— 勤労青少年ホームの状況 ——

司会 そういう特徴を持った青少年を、私どもの行政の中では勤労青少年ホームで把握しているわけですが、ホームの問題についてお話を進めていただきたいのですが、ホームと言いますと全国的なホーム協議会があり、その会長をなさっております和田さんからお願ひいたします。

和田 中味は、ここにいらっしゃる皆さんの方がずっと詳しいから、概括論を申し上げて、あとは皆さんで内容を埋めていただきたいと思います。

勤労青少年ホームの第一号は昭和三十二年二月に名古屋市にできました。名古屋というのは、あの頃ものすごい勢いで経済力が充実していった地区なのです。それまで愛知県というのは、大体労働力は自給自足だったのです。岐阜県、三重県とのかねあいですんだのです。ところが、ものすごい勢いで経済が伸びて来たから、とても今までの自給圏内では足りなくなつて、よそから労働力を採らなければいけない。そういうことになってくると泊める所がないというのでできたのが勤労青少年ホームです。これは宿泊に非常に大きなウェイトをかけ、それに娯楽が楽しめるような施設ということでできたのです。ただ残念ながら今はありません。

—— ホーム協議会の結成 ——

和田 そういうようなことで労働省の方もだんだん施設を増やしているなことをやられ、十一年経って四十三年に全国勤労青少年ホーム連絡協議会というのができたのです。そのときのホームの数が一一〇です。ただしこれは任意団体だったのです。一〇〇も出来たのにつな



勤労青少年ジャンボリー大会の模様

がりがなければというような意味で恐らくできたのだと思います。これが今の社団法人として労働省から全国勤労青少年ホーム協議会という名称で認可法人になったのが四十八年一月で、今年は足かけ十一年になります。そのときのホームの数が二四六です。これを受けて労働省から「勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準」というのを告示でお出しになったのです。更に五十一年九月になって、ホームが健全に育っていくために労働省としては力を少し入れなければいけないだろう、運営に対する配慮が必要だというようなことで、労働省から雇用促進事業団に指示があつてホーム協議会に対して委託事業という格好で一、七〇〇万円の予算を付けていただきました。

—— 国際児童年の募金活動の成果と

委託事業のかずかず ——

和田 その中味は、ブロック別館長・指導員相談事例研修会とか、ジャンボリー大会等でした。二年後の五十二年には更に勤労青少年を対象とした教養講座を発展させようということになりました。ホームに対して労働省がじかに予算措置を講じて、施策を展開していこうというようなことで、この金額が今は四、〇〇〇万になってい



勤労青少年によるボランティア活動

ます。

勤労青少年ホームで、注目していいと思いますのは、五十四年の国際児童年の行事にホーム協議会として全面的に参画したことです。勤労青少年諸君にホームを通じてボランティア活動を会得してもらおうというねらいなのです。児童年を契機に勤労青少年ホームにもう一つ広がりのある運動をしたらどうかということで募金活動を一環としてやったのです。その結果九〇〇万円を超える金額が集まりまして、総理府の方に寄託したところ、総理府総務長官から感謝状をホーム協としていただいたわけです。今までのホームの中で一つの新しい試みとして非常に有効でした。世界に対する同胞愛というもののためのボランティア活動ということを勤労青少年ホームがやり、それなりの成果が上がった。こういうことは少しオーバーかもしれませんが、画期的活動がホームでできたということです。来年が国際青年年ですから、また何かやらなければいけないのですが、そういうことが一つです。

それから、先程申し上げましたように三十二年に初めてホームができてから現在まで五四六を超えるホームができ、利用者も七〇〇万を超えた。先程加藤さんからご指摘があって、倍になったのに数が合わないということ

ですが、確かに我々としてもその意識はあるのです。ただ、これだけはご理解いただきたいと思うのは、最初のうちは利用数の高い市、勤労青少年の多い市に沢山できたのです。今設置しているのは同じ市の二つ目とか三つ目、あるいは勤労青少年が非常に少ない地区にできていますから、ホームの数と利用者数とパラレルにはいかないのです。

そんなことで、ホームも皆さんのご支援で新しい行事をまたやっていくと思っています。若い諸君が朗らかにいろいろな行事をやっています。昔のように指導されて、行事をやるというのではなく、自主性を持ってやろうということなのです。もう一つは、こういう歴史を経て来たので、今ではもう勤労青少年ではなくなったOBがホームへ来ては非常にいい指導をしてくれるのです。こういうようなつながりもできています。労働省がお考えになっていた勤労青少年ホームのスタイルに徐々にではありますが、近付いているし、新機軸を出しつつあるという現状でございます。

—— 勤労青少年ホームの思い出 ——

司会 勤労青少年ホームについては、皆さん各々思い出があると思いますので、ご自由にお話しになってください。

い。

山口 私が年少労働課長になった時ホーム数は四七、すなわち四七士で数々の思い出があります。それから新規に五五カ所予算を取ったことがあるのですが「こんなに取るのは泥棒だ」と大蔵省に言われたこともあります。その前年に二七カ所だったのです。最初は札幌とか浜松とか仙台のように、勤労青少年数の多い所から、漸次三万人ちょっとぐらいの小さい市に落ちてきたとき、大蔵省へ行ったら、「そんな所は体操していればいいじゃないの、海へ行ったり、野原へ行って遊んでいればいいじゃないの」と言われたわけです。しかし、当時勤労青少年一千万人ですから、総人口の約一割で、三万の市ですと、三、〇〇〇人いるわけですから、一つの市に一ホーム必要なのです。

私が理想としたのは、ホームは小学校、中学校、高校とか郵便局があるレイアウトのスパイラルを作って、大体高校一カ所に一所ぐらいの割合で設置したいと考えました。そうしますと町にも作りたい。町の数が二、〇〇〇あって、二、〇〇〇カ所、それに市の大きさによっても違いますが、七〇〇の市に一、二とすると併せて三、〇〇〇ぐらいは必要だと大蔵省に言ったわけです。何を言うかとやられたことがあり話題に残っていますが私には根拠

あつての発言でした。私は大蔵省に対してドイツのゴールデンプランのことで、ILOの条約の話をして、ILOは余暇活動について一九二三年にすでに余暇の有効利用、指導者の養成が必要であることを書いているのに、日本は四十年も遅れていると主張したのですが、こういうことが効果的でしたね。

私はホームというものは職場から近い所であって歩いて行くのに汗をかかない距離にあり行ってから汗を流して帰るということが良いのではないかと思います。だからスポーツ場が必要なのです。特に男の若者にはね。それから気楽にしゃべることによってストレスを解消する雰囲気ですね。ただしゃべるだけではなくてみんなで料理を作って喰べられるようにするのが一番いい。特に女性にはね。現在五六カ所になったというのは本当に大したものですよ。私はあるとき監督署の数を抜いてみせますよ、安定所の数も抜きますよと言ったのです。

——ホームとボランティア活動——

山田 さつき和田館長さんがおっしゃったボランティア活動は、非常にいいと思うのです。私が指導の基本方針としたのは、ホームというものは建物の中に閉じこもってはいけない、ホームを根拠地にして外へ出て活動させ

るような運営の方法を考えなさいということをよく言ったのです。ボランティア活動は、正しくそれに近くなってきたと思いますね。

それから、館長の人事に対する市長の重点の置きどころがいい所はいけれども、そうでない所は囑託みたいな人、やる気がない人がいたり夜行ってみても、館長が居たり居なかったりなのです。しかし、館長がいなくても、そこを根拠地に青年達が集まってくる、自分達でうまく運営できれば、私はそれでもいいと思うし、その方がむしろ好ましいかもしれません。いろいろなことを計画して、ときどき労働省とか市町村あたりが適当なアドバイスをしながらか発展していくという姿の方がいいのではないのでしょうか。

和田 ホーム協の指定講座の中に手話があります。私は去年二か所のホームへ行ってみたのですが、「なぜ君は手話をするのにしたの」と聞いてみると、「デパートなどで手話ができないと困るから」という人もいますけれども、基礎は障害者に対する心遣いでこれは先程言った広がりです。

山口 私達の時代には、そういう講座はなかったですね。正に今日の問題でしょうか。

和田 これは山田さんが言われたものが発展をしている

ことだと思えます。

加藤 最近民間のスポーツ・レクリエーション施設が、特に都市においては充実してきたり新聞社等のカルチュア・センターみたいな所へ教養講座が吸い込まれてしまふという面があります。更に、日曜日はホームへ行かないで、他で遊ぶという傾向が増えてきて、日曜は閉館している所が増えてきました。こういうことは今後の問題として残りますね。

もう一つは、中小企業の勤労青少年のみを対象にホームを開いているということがいつまで持つかという問題があると思うのです。昼間は施設が眠っているではないかという指摘です。昼間は婦人会、子供達、老人にも利用させたらいいではないかということで、多目的利用というか、合築^{がっく}の方向が今後も出てくるでしょうね。コミュニティ・センターとしての機能で位置付けないと、だんだん予算が厳しくなるし、無理があるような気がします。

——ホーム運営の今後——

司会 現実には既に昼間は婦人が使っています。問題は、夜、勤労青少年が利用する時間帯を中心にした態勢をいかに組むかということで、いろいろやっていますね。

山口 勤労青少年の利用を圧迫しなければいいのではないでしょうか。空いているときは使う方が国家のためですね。

加藤 学生などの利用は困るけれども、農業青年などはいいではないですかね。

和田 今のお話に関連して勤労青少年ホーム協議会が毎年総会のとき労働大臣に文書を出すのです。そのとき必ずスポーツ関係の施設を是非ホームの予算の中に付け加えてくれということをお願いしているのです。室内の趣味講座だけではなくて、この頃の諸君は非常にスポーツというものに熱心です。ところが今までの予算申請の中には室内の狭い範囲のものがあがるが、もう少し広がりのあるものは入っていない。そこらあたりは時勢に応じてやっていたきたい。特に労働省には、スポーツ施設に対する別途の補助金があるので。勤労青少年の趣味が非常に変わってきていますので、それに対応するような手だてをホームがやっていくと活性化ができるのです。一つはボランティア活動的なもの、一つは屋外体育的なものが備わるようなホームです。その他に従来からの料理、お茶、お花なども十分あっていいと思うのです。それと運営する姿勢としては、できるだけ青少年諸君の自主性を高め自分達でやるんだという自前運動をやってい



勤労青少年ホームスポーツ交流会の模様

ったらいと思います。

加藤 雇用主はホームへ行くと、他の企業の情報が入って困るというのは、まだいるのだそうですね。

山口 私の頃は、一番それが問題でした。

和田 今山口さんが言ったような問題が、相変らず底辺にあるのです。

山口 私が課長をしていたとき、ホーム設置について、どう考えるかを市長さんや事業主に聞いたら、最初は勤務先の情報交換を一番心配していましたが、実際に運営してみると、そういうことはないということでした。また非行の巢にならないかと、男女の不良性行為の場にならないかいろいろ心配していましたが、実際利用者の実態をみると、むしろ、自分の企業にプライドを持って、第三者が心配するような問題はなかったのです。

青少年ホームに来てわあわあ遊んで、ピンポンをしたり、女の子と話をしたり、職場外生活を楽しんでおり、ホームは十分その目的を達していました。

司会 第三次勤労青少年福祉対策基本方針に基づいて行政を進めているのですが、その中で、社会参加とか勤労青少年ホームの新しい課題をいろいろ盛り込んでいるのですが、あれは確か金平課長のときですね。

金平 基本方針も既に第三次のものだということで、先

輩方のお話にすべて出てきたようなことを、とにかく集大成するということに意味があるということだったと思います。また、具体的なものを一つ一つ追加する必要もあるというようなことで、新しいものとしては、国際交流に関しては、例えば、ワーキング・ホリディ、それはたまたま起こってきた話ですが、法律論や経費問題など仲々むづかしい問題があったのですが、あえて年少労働課がやるうではないかとかいくつかあったと思います。加藤 勤労青少年ホームですが、ネーミングは何とかならないものですかね。例えば、サン・プラザと言いますが、ああいうふうに勤労青少年という言葉が、いかにも堅苦しい言葉だからサン・プラザ的な、ユース・センターのようなものではありませんか。

山口 それについてですが加藤日出男さんが曰く、日本人というのは英語とか、日本語だけのネーミングでは駄目だということです。ユース・ホステル、それから青年の家、何れもその一方だけなのです。日本語と英語とチャポンにしたのがあたると言うのです。青年の家などというとき堅く感じるし、ユースホステルというとき何かバタ〜くさい発音だし、勤労青少年ホームは日本語と英語を上手く組み合わせ使っているから実にいい。労働省は知恵があると言っていました、堅く感じますかね。

少し言葉として長い感じもありますが、私など慣じみある言葉になりました。

司会 勤労青少年ホームの名称は、法律で規定しています。

和田 愛称を付けるということでしょう。それについては、統一ではなくて、地方、地方の事情を勘案して付けることはさしつかえないとしたらどうですか。公団とか何とかは、実に勝手に、実に面白い名前を自分達で付けますよ。だから、ホーム全体を何かの愛称で呼ぶことに対しては、そんなに神経質に言わないで、自由に任せたらどうですかね。

——サンプラザと愛称——

山田 今の愛称のことで、大した問題ではないのですが、群馬あたりですと、青少年ホームと言う所が結構ありますね。勤労などと言わないでね。もちろん正式には勤労青少年ホームと言うのでしょうけれどもまだやわらかいかもしれませんね。

司会 サン・プラザと言え誰でも知っていますね。

和田 あれはテレビのお陰です。サン・プラザという愛称をつけるとき、私は準備委員長だったのだけれども、アイデアを出したのは中原晁さんなのです（最近亡く

なつてしまわれて残念ですが。) 中原君はあいうアイディアを出すのがうまいのです。愛称を公募したところ随分沢山来たのだけれども、サニー・プラザというのが本当の公募入選作品だったのです。サニーという英語としては正確だけれども、やゝむつかしいというので、サンに切り落としたのです。だから、英語では意味が分からないのです。あの人は英語ができるので、あえて愛称だから俗語にしたのです。サニー・プラザよりサン・プラザです。四十七年というのは公害とか大気汚染とかちやうど時世がそうだったのです。太陽の光ということなのです。確かサン・プラザというのを調べたら全国に二か所ぐらいあったのです。サン・プラザという名前を付けたら、テレビ局でいろいろ番組をやるようになった。それからですよ、サンとかプラザとか言われるようになったのは。しかしプラザというのはどういう意味なのか全然知らないのです。意味ではなくて言葉になつてしまったのです。ちっちゃな宿屋がプラザというくらい電波性があったのです。そういう意味で、愛称を大いに使うのと同じで、公式の名前は全国勤労青少年会館というのと同じで、法律上の名前は勤労青少年ホームでいいと思うのです。

山口 名古屋で困つたのはサン・プラザ、スーパ・サ

ン・プラザ、ホテル・サン・プラザ、サン・ホテル・名古屋、名古屋・プラザ・ホテル、ロイヤル・プラザ、太陽プラザなどいくつでも街を歩いていると目につきます。加藤 十年でこんなにポピュラーになったのは珍しいね。あれは中原君の功績ですよ。

山口 名古屋で「私はサン・プラザに勤めています」と言う。「ああ、中野のサン・プラザですかね」と言う。参いっちゃいます。

加藤 私はその当時総理府の青少年問題審議会の委員でサン・プラザは何をやっているんだ。結婚式とかじやりの集まりだ。何とかしなければいかんと話題になりました。

和田 ちよつとすると目に角を立てるんだな。だから青少年の方も反発してしまふ。

—— 勤労青少年育成団体について ——

司会 次に民間の勤労青少年育成団体の役割ですが、勤労青少年ホーム協議会以外に、いろいろなものがございます。日本勤労青少年団体協議会という小林平三さんが会長をしているものが全国的な組織としてあり、その傘下に二十三団体があるわけです。この日勤協の件で、金平課長からお話をいただきましたと思うのですが。一つは

ワーキング・ホリデイを日動協で行うこととなったあたりと、もう一つ勤労青少年の日中央大会が労働省主催から、日動協主催になったわけですが、そのあたりのいきさつとかお考えなどをお聞きしたいのですが。

金平 私は五十四年から五十六年まで二年間担当したのですけれども、二年間のベースとしてまずお話ししておいた方がいいと思います。先程来のお話がありましたような、産みの苦しみを皆さん方がされて来たあと、私が受け継いだということなのです。特に私が担当したときは例えば、勤労青少年福祉法制定十周年とか、昭和五十四年国際児童年であったとか、五十五年、「勤労青少年の日・中央大会」も十回目を迎えたとか、法律に基づく第三次勤労青少年福祉対策基本方針の策定とか、非常に節目のときだったのです。したがって、とにかくすべてのものを一回集合し、整理してみても、更に伸ばすものと、そうでないものとを検討しなければならぬという必要性があり、必死にやったということです。

また勤労青少年の状況が、従来と大分変化しています。勤労青少年の数が減ってきており、その定義を二十歳未満から二十五歳にしろとか三十歳にしろという話がわんわん出てきていたときです。他方でまた、非常に財政が窮屈になってきて、いろいろ工夫を凝らしていかな

ければならないような厳しさが出てきていた時代でしたので、一層そういう考え方をせざるを得ないということに拍車がかかったということです。

更に、当時の年少労働課に対する批判として、行事ばかりが多くて行事屋になっており行政をやっていないじゃないかという話がいっぱいあったということです。そこで、年少労働行政が行政として意義ある形で存在していくためには、さまざまな事業を体系化すること、また、関係施設や機関の力を最大限に引き出さなければダメだということでした。

そんなわけで、勤労青少年の定義年齢については、全国勤労青少年ホームに登録しているのは約二十五万人だが、全国で七〇〇万人いる中の三・五割ぐらいに過ぎない。これをせめて一〇割ぐらいに引き上げるぐらいのつもりで、もっと積極的な行政展開をし、それがお手あげ状態になるまでは安易に年齢を引き上げてこと足りるとするべきではないというようなことから始まって、全国勤労青少年ホームについても、いろいろおやりになるのは結構だが、毎年一つぐらいいは、一定のかなり、はっきりした統一運動方針を導入し、それによって大きな存在を示していくということも考えていかなければならないという感じだったのです。

そのためには、国際児童年というのは、もっけの幸いでした。全国的に檄を飛ばし、和田館長あたりに随分お世話いただいたのです。記念のハンカチをつくり、全国から一、〇〇〇万円ぐらい、勤労青少年ホームを中心として他の青少年団体にも募金活動をやっていただき、ユニセフから大変感謝されました。

それから従来から行われてきた勤労青少年の標語というものを、当該年のすべての事業に通ずる統一運動として明確に位置付けるとか、ホームに無料奉仕みたいな形で長年いろいろ講師がきておられますが、そういった先生まで、この際一回表彰の対象にしようではないかと、とにかく細いところまで、システムの掘り下げていくということを行いました。それから勤労青少年福祉員とか勤労青少年福祉推進者などについても、一層組織化や地域における横の連携をやってもらう、とにかく、一つの哲学なり、行政方針なりをこの際ははっきりする必要があるというところに重点をおいたわけです。

勤労青少年育成団体の関係でも、せっかく皆さんが取り組んで来られているわけですから、それを更に大きな力に発展させるのは何だろうかという、一方では財政的な問題もありましたけれども、おんぶに抱っこではなくて、自からどの程度やれるかというのを試してもらい

たいということとで勤労青少年の日中央大会を勤労青少年福祉法制定十周年記念に引っかけて、労働省、NHK等の主催、青少年団体の多大の協力で大々的にやってみました。約四、〇〇〇人を集める目標だったので、従来のサン・プラザでは入り切れないとか、全国放送のためとかでNHKホールになりました。その結果三、五〇〇人も入り、団体の方もぜひ分自信を得たようだったので、これからは団体自らやってみたらどうですか、というふうに話を持っていたということとです。しかし、やはり大切な大会ですから、十五回とか二十回とか区切りのときには、国も大いに一緒に頑張ってやるよう努力しましょうという話をしたということです。

日豪ワーキング・ホリデーの関係は、もともと当時の大平総理大臣がオーストラリアへ行かれたときに、そういう話を受けて来られたということで、外務省もこの省庁が受けてくれるか悩んでいたということを聞きまして、年少労働課自身ではなく、せっかく仕事をやろうとしている日本勤労青少年団体協議会があるのだからおやりになったらどうですかと話したわけです。ただし、最初のうちは、直ちに国が補助金を付けるなどということは無理だが、ある程度実績ができれば、また事態も変わってくるでしょう。苦しいだろうけれども頑張ってください。



日・豪ワーキングホリデー制度を利用して来日した

オーストラリアの青年達

さい、というような方向へ持って行ったのです。
司会 日本勤労青少年団体協議会が、本当に仕事らしい仕事を始めたというのは、金平課長の頃ではないかという気がするわけです。

金平 私が就任する半年ほど前に、日本勤労青少年団体協議会が社団法人になりましたので、いいきっかけではないかということ、とにかく説得したということです。
山田 私も年少労働課長になってびっくりしたのは、青少年を扱う団体が実に日本には多いということだったわけです。私は団体をまとめるとかということはしませんでしたけれども、基本的に考えたことは、全部の団体と仲良くしようということです。そして、いろいろな団体からいろいろな人達が来ますので、できるだけ理事長とか専務の話を良く聞いてやったことは事実なのです。それが一つにまとまったことは非常に結構なことだと思います。

山口 私がいるときには育成団体は十一でした。そのうち団体の結成に手を貸したのが四つ、五つあります。

司会 今は二十三団体です。年少労働課が認可しているもの以外にも、日本勤労青少年団体協議会に加盟しているのは合わせて二十三ということですが、中には大蔵省認可の、例えば「杉の子会」などがあるわけです。

山口 当時私は団体を全部回りましたけれども、吉田松陰の「松下村塾」と同じで、こんな施設で思うところ
で活動しているんです。ほんの小さな所で大きな仕事を
やっているのですね。

司会 昨年、十一月の勤労青少年福祉シンポジウムのと
きに、いろいろな意見が出たのですが、講師として出席
したグループワーク協会の堀添勝身先生が、「我々民間
人は、施設なんかなくてやっているの、あなた方は立
派な施設を持っていてやっているのではないですか」と
いうようなことを勤労青少年ホームの館長さん方に言っ
てましたが、あれが民間人の本当の気持ちだと聞きました
ね。本当によく頑張っていると思います。

山口 若い根っこの会の「根っこの家」などは、会員が
自分達で作ったのです。大工さんもあるし、左官屋さん
もいるわけです。

金平 「根っこの家」で思い出しましたけれども、私の
担当しているときに川越まで、当時の藤波労働大臣が日
曜日に行かれました。それもセーター姿で、皆と一日遊
んで帰られましたね。なかなかいいエピソードがいっぱ
いありますね。

山口 会長の加藤日出男さんは、若者同志話をさせるチ
ャンスを作るために塩と砂糖にレッテルを貼らないで置

いておく。すると、誰かが塩と砂糖を間違えるとそれが
話題の材料になるわけです。そういうところまで配慮し
ているわけです。味付けが間違ったところがかえって対
話をするチャンスをつくるということではないのではない
かと言っていました。

和田 「若い根っこの会」は三十六年にできたのだけれ
ども、これは衆議院議員だった石田博英さんが、心が太
事だと言うことで加藤君と意気投合してできたのです。

金平 「根っこの家」では是非お話ししておいたらいいと思
うのは、私がたまたま行きましたときに、浜松の自動車
会社に勤めていて両親がいなくて天涯孤独な青年が一人
で来ていました。時々浜松から川越の「根っこの家」ま
で来るのだそうです。とにかく自分にとっては、ここし
か憩いの場所がないということで、そういう人をちゃんと
泊めて面倒をみておられます。本当に感激しました。

加藤 加藤日出男君は、ちゃんとグループを作って活動
している青少年には、目もくれない。彼は一人ぼっちで
いるのを見て「おい」と声を掛けるのです。こういう配
慮をしているね。「一緒に入ろうよ」と言うのです。ホ
ームの館長にそういう精神があったらね。

山口 ホームで重要なのは、ホームの利用に来る青少年
はもう大丈夫なのです。ホームに来ないで、うろうろし

ている者に問題がある。ホームに引き込むのが指導員なんだよ。若者と話をするにしても自然にチャンスを描むことです。相談室などと書いてはかえって駄目なんです。

ピンポンをしながら、わざとミスをしたり、コーヒードも砂糖を沢山入れてみたり、塩と砂糖と間違ったとか言ってみたりして対談の切っ掛けを作った必要です。

和田 山口課長の頃、中央大会をやったとき、「労働省の課長は笛の吹き方がうまい」と言うんだ。「あの人誰」と言うから、「あれは労働省の課長だ」と言う、「役所の課長さんであんなにうまいのですか」とかね。

山口 実は勤労青少年の日中央大会に、始めは大蔵省が三〇〇万円の予算をどうしてもくれないんです。それでしょうがないから、私が司会をやったんです。大蔵省の主査を連れてきて見せたり。私の友達からお菓子や運動靴やライト等も頂き、レクリエーションの賞品にしました。

加藤 民間から寄付させるといけないんですか。

山口 寄付は大蔵省は厳しいですね。大会は会場費とか司会者とか俳優を呼んで来ると金がかかるのです。それで私は、全国からホームの利用者が代表を出して、自分達の発表会をする方がよいと思うのです。毎日テレビでみている芸能界の人を連れてくる時代ではないのです。

みずから進んで、自分達の芸を発表する。自己実現の時代ですよ。

和田 今は半々にやっているから、ちょうどいいのです。

—— 今後の方向 ——

司会 最後に、これからの年少労働行政、あるいは勤労青少年行政と名前が変わるかもしれませんが、いろいろ期待とか注文などがあるかと思いますが、そのあたりを出していただいて、座談会を終わりたいと思います。

和田 最後に山口さんから青少年の自発的なものを出す、いろいろ呼びかけてグループに入らなければならぬような者を入れる、こういう感覚を、これからの勤労青少年行政の中にもっと充実して行ってほしいし、そういうものが勤労青少年関係の皆さんの所に広がってほしいのです。そのためには、勤労青少年ホームとか、勤労青少年福祉員とか勤労青少年福祉推進者などせっかく同じ目的を持ってできた三つの線ですから、これにもっと活力を与えて、密着したものを作るようなことを、行政当局として是非指導していただきたい。共通基盤の上で議論ができるように、せっかくある制度を、もっと有機的に動かしてもらうことをお願いしたい。

もう一つは、金平さんからお話があったことですが、

勤労青少年福祉法の中には、主導性を認めているわけですが、民間の活力を得て行事を実施することでもいいけれども、世の中の印象が、労働省は法律にあるにもかかわらず引っ込んできているぞ、という印象がもしあるとすれば重要ですから、そこあたりの兼合いは十分考えて行かれた方がよいと思います。特に今度、機構改革で、形として年少労働課というのがなくなる可能性があるとき、こういう影響というのはこわいのです。是非労働省ではいろいろお考えをいただきたいと思います。

それから、先程お願いしたことなのですが、地方公共団体、特に市を中心とする勤労青少年問題を、もつと頭の中に入れてもらえるような努力をしていただきたいと思っています。極めて形式的なことばかりを申し上げましたが、そんなことを考えています。

山田 最近特に感じていることは、いわゆる成人の日の行事を各市が主催してやるわけです。そうすると、正装をして来るのはいいのですが、皆式場に入らないのです。外へ出てひなたぼっこをしていて、グループになって、ボーイ・フレンド等に自分の着物を見せ合うなどということ、騒いでいて式場に、本当に少ししか入ろうとしないのです。市長、市会議長、教育長の三人があいさつをして終わるのですが、その後のアトラクションになる

と皆入って来るのです。もう少し青年に対して元氣を持たせる話をしなければ駄目ではないかと思うような情けない内容なのです。

また自分の娘が、たまたま中学から今度高校へ入ったわけですが、中学の式に僕もときどき出てみて感じたことは、校歌を歌うのですが、中学三年生の者が出ていてタクトを振るのです。そうすると、音楽とタクトだけは一生懸命やっているけれども、誰一人歌う者がいないであさっての方向を向いているのです。これは普通の終業式ですが、皆同じなのです。あとで僕は校長の所に行つて話をしながら、「どうして歌わないのですか」と言ったら、「最近の子というのは大体校歌なんかは一生懸命皆で歌わないですよ。」と言うのです。僕は、どこか狂っている、そういうのはおかしいと思うので、まずその話をしておきます。

特に青年問題というのは勤労問題だと思うのです。労働についての日本の青年達の気持は、世界に冠たるものがあると思っています。労働というものを中心にして考えないと、これからの日本は駄目なのではないかと思うのです。そういう意味で、世界の青年と交流をするということは、非常に結構なことだと思うのです。そういうものを元に、勤労青少年対策をやっていく必要があるの

ではないかという気がします。

私が年少労働課長だったとき一つだけ非常に強烈に印象に残ったことは、荒川の方にある夜間中学を見に行ったこととです。三十歳、四十歳の年齢の者とか、あるいは若いものもいるのですが、中学はおろか小学校も出ていないような人が集まって、中には宇都宮から毎日通っているなどという人もいました。その連中は、大体親が浮浪者みたいなものです。あるいは、囚人などで親も子もない。あるいは親がかっぱらい専門で、ずっと橋の下でいつもあちこち暮らしたというような子供達が勉強しようということで中学に来ているわけです。ごく少ないかもしれないのですが、ああいうところにも目を向けていくように。小川平二さんが労働大臣のとき、是非あそこへ行って夜間中学をごらんになってくださいとお話をしたことがあったのです。

加藤 以前労働省で、働く青少年の作文コンクールのようなものをやっていましたが、止めてしまいましたね。高学歴社会の中で勤労青少年というのは、落ちこぼれみたいな感じを持っているのですから、そういう青少年に自分の意見を発表する場を与えてほしいものです。働く青少年の作文コンクールは、総理大臣賞や労働大臣賞があり、労働大臣賞は一人ではなくて、二、三人に与えて

いました。そして総理大臣賞はアメリカに行かせていました。私はその審査員をやったことがあります。そのとき読んだ作品がいまだに頭に残っているのです。ホームの講習会のときに毎年しゃべらせていたでいるけれども、生きがい、働きがいについて非常に確固たるものがあって、いいものがあつたのです。そういった青年の生きがいを発掘すべきだと思うのです。

金平 今、日本労働協会で、青少年に限らず、いろいろな方々を対象に募集していますけれどもね。

加藤 文集を出しているのですか。「二十の願い」とは別ないいものが出てきたのですか。（はたち）

金平 年配の人も入っていますけれどもね。労働協会の機関誌に発表しています。

加藤 かつては毎年一冊単行本にまとめたのです。

山口 素晴らしかったですよね。中学校や高等学校を出た人があんなに素晴らしい発表能力があるとはね。大学を出たらあんな作文にならないんじゃないかと審査員が言っていましたね。

加藤 学歴がないひがみをどうして乗り越えたかなどというのが書いてあったのです。左官屋になって毎日汚い顔をして帰ってくるときに、高校へ行った金ピカの連中と会うと恥ずかしくて裏道を歩いて帰ってきたけれども、

立派な左官屋になったら、堂々と汚い顔をして同窓会へ行くようになったというような作文もありました。僕は、ああいうのをもう一度どこかでできるような気がするのですがね。是非考えていただきたいと思います。

山田 さつき和田館長さんがおっしゃったとおり、年少労働課の変革については、小川平二氏などはその影響を心配しているわけです。労働省の勤労青少年に対する姿勢が非常に弱くなっていったのではないかと。ますますそういうふうになって駄目になっていってしまう。例えば、勤労青少年の日の行事も我々がやらなければならぬ。どうして労働省はもっと積極的にやってくれないのかということがあります。その点は十分注意していただきたいと思っています。

山口 僕も本当にそう思いますね。

今後の勤労青少年行政に期待するものを二つ三つ申し上げたいと思います。その一つは、福祉法の内容と法改正についてです。この法律は何べんも出て来ましたが、やわらかい法律で、労働基準法や安全衛生法のように厳しくありません。中西先輩からも指摘を受けました。私は作った時からもっと内容を豊かなものにしたと思うていました。その一つとして十八条の「指導、その他の援助」の部分の改正して、例えば指導員の人件費の一部

補助を出してもらいたいと思っていました。今でもそうすべきではないかと思っています。不必要な補助金は切るが、必要な補助金は出すべきではないでしょうか。勤労青少年の全国的立場から考えても。現役の課長さん、それに国会議員の先生に是非お願いしたいと思います。施設は若者の自分の金ではできません。国や地方公共団体が設置するのが当然です。ドイツのゴールドプランは素晴らしい計画です。

次に勤労青少年に対してですが、閉鎖的にならず、ホーム間交歓をどんどん行い、更には本日最初に話のあった国際交流を行って、視野を広め、原大臣のアイデアである労働外交を進めてもらいたいと思います。

もう一つは自ら進んで社会奉仕をすることです。青森のねぶた祭りなど、市長さんがホームの若者に協力を求め若者も積極的にとりくみ経営をうんと安くあげたと聞かれています。

これは一つの例ですが、青年団が減少してきた今日、これに代るのが勤労青少年ホームで地域社会の一つの核になってもらいたいと思います。勤労青少年の日の行事のところで私が述べたようなことをどんどんやってもらいたいと思います。ロータリー、ライオンズ、キワニスなどはきつとこれをバックアップします。

金平 今のと関連するのですが、とにかく急速な高齢化社会ということで、いろいろな施策がそういう方向に向かっていくということですが、高齢化社会の中で青少年が支える分野が一層大きくなる。また、青少年自身に考えていただきたいこともあるということを、審議会等でも、どういう分野で、どういう価値観で、どういうふうなことをやっていったらいいか、これからの担当者が是非まとめる作業をやっていただきたい。それがあってこそ、今、山口先生が言われたような話にも迫力が付くというものです。

私は本当はやりたかったのだけれども、時間もなくてやり切れなかったのです。そのとき思い出すのは、藤波労働大臣の私的な懇談会で、「日本人の職業生涯の在り方を考える座談会」というのがありましたけれども、その会で私が青少年関係で入れていたのは、やり直しのきく人生、やり直しのきく社会といいますが、社会構造を柔軟にして、青少年というのは試行錯誤をするわけですから、そういうものを暖かく見守る社会、過保護じゃなくて、それを生かすというような仕組みを、きちんと考えていかなければならないのではないかとということでした。こういう発想なども参考にしていっていただきたいと思います。

それから出る話として、今までせっかく皆さんが努力されてきたいろいろな方法、手段、それを実施する末端の組織があるわけです。先程和田館長が言われたように、現場で横につなげるということはもちろんやって行かなければいけないのですけれども、それにプラスして、やはり本省あたりの担当者が一生懸命勉強して、毎年度この方針で全国的に何か一つは徹底してやり、世間に勤労青少年の力を大きく印象付けることが必要だと思います。青少年運動を展開させると言いますか、青少年自身を使って運動を展開することによって、社会の中に有意義な位置を占めているんだという認識を盛り上げていく必要もありますし、そういうやり方もしてもらったらどうかという感じがしています。

司会 第三次勤労青少年福祉対策基本方針というのは、昭和六十年いっぱいまでして、そろそろ第四次基本方針を決めていかなければいけないのです。本日お話があったようなことも踏まえて、これからの勤労青少年行政の姿というものを考えていかなければならないと思っております。本日は長時間にわたりまして、非常に貴重なお話を有難うございました。

第三部

年少労働行政に関する随想

婦人少年局長時代の思い出

その当時の思い出

藤 田 た き

「かげ口と、やきもちと
意地わるな心が
小さく、しかも根強く
はびこっている職場
職場になれてくるに従って
僕も

段々この職場の住人に。

ああ僕は

もっと正しく

もっと美しく

もっと真っすぐに

のびたいのだ。

この詩は、かつて私が労働省婦人少年局長の時、年少

労働課によせられた、一少年労働者によって書かれたものです。

また夜間中学に学ぶ一人の少年は

「ここは花園だ

この世で一番楽しく、美しいところは学校だけだ。」
とうたいました。

それに引きかえ、今日みられる学校給食のたべ残し、
登校拒否、校内暴力!! もったいないことです。

一方、私も時々お世話になる、働く若き人々の殿堂サン・プラザ! それに昨年、青少年ホームの数は四八八に達したそうです。本年度は更に二二が設立されるとかです。今昔の感無量です。あの頃の婦人少年局長年少労働課の死にもぐるいの活躍ぶりの一つを今思い出しています。調査、啓発の仕事だけでも大変でしたのに、年少労働課、また各都道府県の婦人少年室の上には、今日では思いもよらぬ仕事を押しよせてきました。

口べらしのための極貧農家の男の子が、人身売買ながら貴われていくなどは昔からよくあったことですが、戦後はいわゆる戦災孤児の不当労働雇用、すなわち体のよい人身売買の激増です。売春婦への転落寸前のかけてみ訴えもたえませんでした。夜間中学、定時制高校の諸問題への対処もなかなかの仕事でした。

たくましく若き力をますます必要とする今日の日本です。過ぐる三十年の年少労働行政の歩み、その記録はまことに貴重なものといわねばなりません。

(現 婦人少年問題審議会会長)

立法のあとさき

高 橋 展 子

私が年少労働行政に直接かわりを持つようになったのは、昭和四十年秋に婦人少年局長に就任した時からですが、その頃すでにわが国は高度成長のまっ最中でした。

日本歴史始まって以来と云われる人手不足のなかで、年少労働者は引っぱりだこ、金の卵ともてはやされていました。それに伴って年少労働問題も変化し、且つての靴磨き少年、花売り少女、人身売買、長欠就労児童といった貧しさに直結する問題は影を消し、かわって、売手市場のもとでの安易な離転職、オートメーションに伴う人間疎外、都市生活への不適応からの非行等の新しい問題が目立ち始めました。

そうした現象を背景に、働く青少年についての社会的、

政治的関心が次第に高まり、その健全育成の重要性が大きくなり上げられるようになりました。この上げ潮ムードの中で年少労働行政は活況を呈し、とくに勤労青少年ホームは、年に数十ヶ所の増設が認められ、それでも地方からの要望に応じ切れず、補助金の配分に苦勞するありさまとなりました。

もちろん大変うれしいことでしたが、同時に、働く青少年の問題は他の行政機関からも熱い視線を浴びることになったため、省内も含めて他の行政との競合が激しくなり、ともすれば年少労働行政が侵しよくされるおそれ、婦人少年行政の基盤を脅かされる危機感に悩むことになったのです。

そこで、局面打開のためには、立法措置を講じて行政の足腰を強化することが必要と、法律作りに取りくんたものです。紆余曲折を経て昭和四十五年勤労青少年福祉法の成立を見ましたが、あの当時の、熱血漢山口年少労働課長の活躍ぶり、自分自身の情熱やファイトをなつかしく思い出します。

このたび、年少労働課は婦人少年局を去り他局に編入されるとのこと、うたた年月のうつり変りを感じることです。

(前 駐デンマーク特命全權大使)

マラソン大会

森 山 真 弓

私は、昭和四十九年六月四日に婦人少年局長の辞令をいただいた。そして局長としての最初の週末に、第一回全国勤労青少年一〇マイルマラソン大会が開かれた。

担当の年少労働課長は山田譲さん（現参議院議員）である。はじめての試みだから、事前の準備が大変であつたと思われるが、山田さんは長野県の出身ということもあり、富士見町はじめ、地元の多くの方々のご協力を得て、すっかり用意ができたところで、私はご馳走だけ食べるといふ、とくなく役まわりだった。

その少し前に、民間で行なわれたマラソン大会で、暑さのために死亡者まで出た事故があつた。だから私は事故だけが心配で、そのことばかり念を押したのを覚えている。

富士見高原は、八が岳山麓にひろがる高度千二、三百米の高原である。酸素もうすいんじゃないか、天気が変わり易いんじゃないかと、いろいろ取り越し苦労をしたものだが、開会式の日は、ひやりとした曇天で時々日が射すという、マラソンにはまずまずの天候だった。地元ご

自慢の富士山の遠景は残念ながら見えなかったが。

ちょうど参議院選挙の最中であつたと思うが、マラソン愛好者の長谷川峻労働大臣も、自ら愛用のトレーニングウェアで参加された。それを見て知事さんのお付きがあわてて、知事用のウェアを買いに走るという一幕もあつた。

レースは、十マイルに男子一六六人、五キロに女子二七人が参加した。その女子の中に、ひととき目立つ大柄な娘さんがいた。伊東千恵子さんといい、地元の富士見町の出身で、はち切れそうな健康に輝き、日に焼けた手足がたくましい。きくと、彼女はスピードスケートの選手で、毎日鍛練を重ねており、二年後のオリンピック冬季大会に出る有力候補だという。なるほど違ふはずだと思つたが、案の定、他をぐんと引きはなして、問題にならぬ勝ちっぷりだった。優勝杯を渡しながら、彼女のスケートでの健闘を祈つたものである。

この時以来昭和五十四年まで、マラソン大会には合計六回参加した。雨に降られてかっぱを着て開会式をし、表彰式をセンターの建物の中でやったこともあり、快晴で暑く、倒れる人が大勢あつたこともある。はじめ女子が少なかったので、わが家のお手伝いさんまで連れていったこともあつたが、年々増えて、五十四年からは、

十マイルにも女子が参加するようになった。いろんなことがあったが、今まで事故もなく、全国の働く若者のために、楽しい年中行事として続けられていることは嬉しい。

伊東千恵子さんは、翌年スピードスケート三千メートルに四分五十二秒二という日本新記録を出し、世界選手権や、インスブルック冬季オリンピックにも出場し、大いに活躍した。とても義理がたく、今も必ず年賀状と暑中見舞をくれる。結婚して有賀さんになったという通知をもらったのはついこの間のような気がしていたが、今年の年賀状は、赤ちゃんを抱いて、すてきなご主人と並んで写っている写真入りで、相変らず、明るく、元気な、いいお母さんぶりであった。

(現 参議院議員)

富士見高原

マラソン大会の想い出

高 橋 久 子

その日、信州富士見高原は朝からみごとに晴れ上り、地名のとおり霊峰富士が素晴らしい姿を惜しげもなく私達の前にあらわしていた。それに、眼前の南アルプスの山々、背後の八ヶ岳……大気は澄み渡っている。その中で、初村労働大臣の手によって第九回全国勤労青少年マラソン大会のスタートの号砲が鳴り渡り、選手達は、日頃の鍛練の成果を示さんとばかり、いっせいに走り出した。

全国勤労青少年十マイルマラソン大会は、昭和四九年にはじまった。勤労青少年の健全育成を行政の最重点とする婦人少年局が、働く若者達が体を鍛え、精神を磨くのに最もふさわしいスポーツとして、マラソン大会を計画し、当時、ご自身も毎朝マラソンを欠かされない長谷川労働大臣の直々のお出ましのもと、信州富士見高原で開催したのであった。

このマラソン大会には、何故か雨がつきものというジンクスがあった。大体、開催時期が六月という梅雨時であったため、無事開催できるかどうか、雨の音をききな

がら歴代の年少労働課長は随分頭をなやましたときく。ちなみに、第一回開催時の年少労働課長は、現参議院議員の山田譲先生である。

第七回と八回は、大臣のご都合がつかず、当時、官房長であった現谷口労政局長に大臣代理をつとめていただいた。谷口局長は、当時の桑原次官にいわせるといわゆる「雨男」、私は自称「晴女」。さてお天気は？といえば、双方に気をつかったのか前夜祭に小雨が少し降った以外は「曇」で、これは引きわけということになった。

そして、第九回、前述のように開びやく以来、雨の一滴も降らない大会となり、初村労働大臣のほか、地元の小川文部大臣、長谷川峻元労働大臣、オリンピック銀メダリストの君原選手のご参加を得て素晴らしい大会となった。「これは立派な行政だ。来年は是非、規模を倍にするよう」との大臣のご指示をいただき、長年の苦勞も実った感じであった。マラソン大会は、労働省のほか、長野県、富士見町、勤労青少年躍進会などが共催になっており、これらの方がたとの緊密な協力関係がなかったならば、とてもこのように回を重ねることは不可能であったに違いない。

余談ながら、この地に魅せられた私は、遂に、退職後、ここに山小屋を建てた。いま、ここから、マラソンコー

スを見下すことができる。想い出は今も私の生活の中に
活きているのである。

（現 労働保険審査会委員）

年少労働課長時代の思い出

その当時の思い出

藤 本 喜 八

私が、初代の堀秀夫氏のあとをうけて二代目の年少労働課長を勤めたのは、昭和二十三年八月労働基準監督課（技能者養成規程担当）から着任して昭和二十四年九月末退官、立教大学教授に転出するまでの一年間であった。課員は十六、七人ぐらい、男女半々だったと記憶している。みんな若くて、年少労働者保護という新しい仕事に対する使命感で、活き活きしていた。

仕事の支柱は、もちろん、労働基準法に基く年少労働者保護の啓蒙と推進であって、すでに着任の前年に施行されていた女子年少者労働基準規則によって、危険有害業務の就業制限に伴う配置転換の推進や満十五歳未満十二歳以上の児童労働の年齢証明書制度の啓蒙に当たった。啓蒙の方法としては「労働基準法中年少者関係解釈例規」「国際労働水準とわが国の年少労働」などのかたい冊子

や読み易いリーフレットを刊行するとか、紙芝居・幻燈・映画のような視聴覚材料を用いた。

昭和二十三年十一月の働く年少者保護全国大会は、本来啓蒙と激励を目的とするものだがその機会に全国約二万人の実態調査を行なった。次いで、学びながら働く年少者、年少街頭労働者（靴磨き、新聞売り、納豆売り、輪タク）およびサーカスに働く年少者の実態調査を行なった。

昭和二十四年十一月の働く年少者保護全国大会には課員の三宅（現徳永）花江さんが奔走してGHQから砂糖の特配をうけて全国一二〇万人の年少労働者に、キャラメル（十六個入り二十円）を特配したが、それは私の退官後だった。

また昭和二十三年暮ごろ、日本紡績協会、日本労務研究会その他の協力で年少労働文化協会（専務理事倉田五郎氏）が組織され、役所の活動を支援してくれ、私の在任中に年少者保護運動用バッジを頒布したり啓蒙的冊子を発行した。

（なお局長山川菊栄さんから数多くの教訓をうけた。）

（現 創価大学教育学部教授）

年少労働行政の思い出

石 島 康 男

役人時代の思い出も、今ではみんな遠いものになってしまったが、その中でも婦人少年局での生活は、他と違った印象につつまれており、今でも思い出すとなつかしい。年少労働課長と云えば、工藤誠爾さんが長くご担当になられたその後を継いで一年間だけで、またかわつたので、極めて影が薄い存在ではあるが、私個人にとっては、今思い出しても、ほのぼのと暖かい感じの期間であった。それは藤田局長さんのあの暖かい雰囲気の下、谷野・田中両課長とご一緒に、大変大事にしてもらったという印象が残っている。課の職掌を超えて色々な会合に、ひっぱり出されたが、出席者は女性ばかりで、私だけがボツンとしていて、「黒一点」などと云って、紹介されたりした。

その当時みんなで、婦人少年室協助力制度を創った。大蔵省や人事院からの制約が多くて、委員と云う名称をつけることは許されなかった。どんな名前をつけるか、みんなで盛んに話し合ったが、その時協力と援助を合わせて、協助力という新造語を思いついた。他の人たちが、

そんな名前は辞典にもないから、おかしいではないかと云ったら、藤田局長さんが、「婦人少年室協助力と、続けて十べん唱えてごらん。そしたら立派な名前になるわよ」と云われて、それに決まった。

少い予算で、いかにして多くの仕事をするかについて、私は婦人少年局で多くの勉強をした。後年広島県の民生労働部長の時に、婦人少年室の活躍の模様を具に拝見したが、少い人員少い予算で、大きな仕事がなされたのも、熱心な婦人少年室協助力の方々の、ご助勢によるところが大きいと思った。

(元 愛知労働基準局長)

年少労働行政の思い出

四 方 陽之助

当時はまだ経済が成長期の前であり、また戦後の痛手が社会の各層に残っていたし、物の生産は今のようではなく購買力も停滞していた。従って年少者を取りまく社会環境は貧しく、恵まれていなかった。親の仕送りを受けて大学に進学する状況ではなかった。

義務教育を終えて上級学校に進学したいが学資はない、向上心は旺盛なので勢い、昼間は企業で働いて夜間定時制で勉強する働く年少者が増加した。

向学心に燃え自らの力を支えに努力研さんした当時の年少の人々が今日壮年となって日本の活動力の中心をなしておられると思うと、感ひとしおである。

定時制高校終了者の教課の資格について文部省と交渉した経緯があった。また働く年少者を励ますのにどうするかということで、作文を全国に公募して、年に一度日比谷公会堂で大会を開いて作文の朗読や表彰の式を行なったことがある。その当時まだ四十歳代の労働大臣であった石田博英氏が満堂の年少労働者に励ましの名演説をされたことがあった。

働きながら学ぶ年少者はまだいい方で義務教育さえ家庭の事情で受けることが出来ない長期欠席児童の問題があった。之の社会的実態を調査することが局の職責であると思って職員に地方に出張してもらったが、熱意と純情をもって調査に従事してくれた。婦人年少局も婦人少年室も官制上人数は少なかったが、熱情のある優秀な人たちが働いてくれたことを思う。

(元 東京労働基準局長)

あの頃の思い出

矢越 幸穂

私が年少労働課長に就任したのは昭和三五年五月であった。経済白書が「もはや戦後ではない」と宣言したのが同三一年だったから戦後の混乱期を脱し、既に経済の高度成長期に入りつつあった頃である。地方の中学や高校を終えた青少年で大都市へ流入する者も次第に増加の傾向にあった。大都市に集まったこれらの若者達の中には旧態を脱し切れない各種企業での労働条件の中で働かなければならない者も多く、また大都市という環境に順応できず、脱落して行く者も少なくなかった。このような事情から「これらの勤労青少年を健全に育成し、彼等に夢と希望を与えるため、各種企業の近代的労働諸条件、就中、福祉に関する対策」が私にとって最大の課題となった。私は戦前から永年に亘って労働行政に携わり、その間、戦時中には特命により少年保護司の職務も兼任した。従って勤労青少年、非行少年等の問題についての経験や幾つかの地方労働基準局在勤時代に婦人少年室の僅かな予算、人員等のため、行政の推進が容易でないとの認識を踏まえ、この課題について種々検討した。その結

果、私の構想は各種企業での近代的労働福祉増進に関する基本法の制定とこの法律に基づく施策を実施する全国的規模の団体設立及び国の助成等であった。私はこの構想を実現するため、自民党青年局、総理府付属中央青少年問題協議会等の理解と援助を得ようと懸命に奔走したのである。しかし、残念ながら法律案要綱もでき上がり団体設立の根回しも終り、詰めの段階で、この構想は省内の他の施策との関係から譲歩を余儀なくされたのである。従ってこの構想の中に盛り込まれていた施策の中から実行に移したのが従来の「年少労働者福祉員制度」の充実と「勤労青少年ホーム」の増設、そして「このホームに対する補助金」の増額等である。しかし、その実現は忘れ難く難儀な仕事であった。就任当時の福祉員はたしか二千名程度であり、ホームは二か所で年一か所分の予算しか認められていなかった。元来、福祉員は勤労青少年のための地道な福祉活動に努めて頂く方々であるので各婦人少年室の尽力を得て全国の各種企業団体に働きかけた結果、幸にして福祉員の大巾な増員をみる事ができた。一方ホームは勤労青少年にとって重要不可欠な施設であり、それも増設とその補助金の増額が認められたのである。昭和三十七年一月、私は退任したが二年足らずの任期中、福祉員は約三倍の六千名を超え、またホ

ームも三倍の六か所になったと思う。これらのことは、当時の自民党青年局長で現蔵相の竹下先生、同青年局関係の方で現衆議院議員の玉置先生、中青協事務局長の深見先生等の御指導御援助によるところが多く、未だに忘れ難い思い出である。なお、東京の山谷と大阪の釜ヶ崎は当時の下層的吹きだまりの場であることから私の就任直後、今は亡き元首相の大平先生の御理解のもとに特別にこれら両地区に不就学児童のための施設の予算措置を講じて頂いたことも忘れ難いことである。

ともあれ、私はこの稿を認めながら二四、五年前の施策の数々を懐しく思い起こすと同時に、当時格段の御高配を賜わった方々への感謝の念を新たにしている。

(元 神奈川労働基準局長)

勤労青少年ホームと共に

松 浦 干 城

就任間もない頃、京都のある施設を訪ねる。勤労青少年のための憩い、室内スポーツ、教養向上など余暇善用の民間施設である。勤労一少年が重量あげ、エキスパン

ダーなどのある一室でボディビルに励む。その輝く瞳、誇らしそうな汗した顔が隆々とした身体と共に強く印象に残る。

ここで考える。このような施設を全国津々浦々に設置したい。何らかの事情から進学もできないで働いている全国の青少年にとってこれこそ憩いの場所、心身成長のメッカとなるのではないかと。自分の所管とする勤労青少年ホームはこれと同じ機能を果しているが、年々一、二ヶ所の設置に過ぎない。就任時四ヶ所。年毎の倍増を痛感。全国都市設置五ヶ年計画の作成となる。この念願は、幸い、やがて認められ、三九年には倍の八ヶ所、翌年一二ヶ所、翌々年には一八ヶ所とほぼ計画に近いテンポで設置されていった。しかし、これも地方公共団体に対する補助金による設置のため全国的には分布のかたよりが目立つ。東京始め関東各県、中四国、九州（福岡除く）には一ヶ所もなく、脈のありそうな地には遊説に飛ぶ。やがてポストも変り外から見守ることとなるが、数年後、東京には目的を同じくする大型施設ができる。これがある中野にあるサンプラザである（正式名称は全国勤労青少年会館）。失業保険施設ではあるが、実質的には同種の施設で、この趣旨が拡大されて生かされたものである。時代と共にこのような施設が全国的に広がり今

日の週休二日制普及のいわば受皿となっている。今、関係者と共に感慨一入であるが、温古知新。青少年の心で、共に、前のみを見て歩きたいと思う。

（前 建設業退職金共済組合理事）

当時の思い出

保谷 六郎

私の年少労働課勤務は、昭和四六年七月からちょうど二年間でした。福祉法施行の仕事が山積していた時代でしたが、特別の権力も金もなくやる仕事ですから、職員は大変だったと思います。

今でも、当時の職員と顔を合わせることが多いのですが、そのときの話によく花が咲きます。各係は仕事に追われ、対人接渉が多く、加えて、職員に個性豊かな快男女が多かったのですから、話題には、事欠きません。

当時の職員の胸のうちには、自分の仕事で今でも、「やったァ!!」という仕事の充実感が残っているのに違いない、と思っています。年少労働課の職員には、仕事の中身がよくわからずに配属された人も多いはずですが、

少し経つと、寝食を忘れて（？）働くようになります。勤労青少年という「人」そのものを対象とする仕事の魅力や、勤労青少年問題に取組んでいるホームや団体などの人達の熱気がそうさせるのかもしれない。

私も、同様です。着任直後、高橋局長から、「勤労青少年福祉法の施行と、ホームや団体の拡充整備をして下さい。」といわれましたが、その結果はともかく、一応、全力を尽したという満足感で年少労働課を離れることができたのは、せめてものなぐさめでした。

また、労働問題をもっと広く社会全体の視野からとらえる必要性というものを実感したのも、年少労働課勤務の一つの収穫だったように思います。

（現 中小企業退職金共済事業団理事）

勤労青少年行政への道

本 多 去来彌

四九年から五二年まで二年八月の間年少労働課長の職にあったが、それは年少労働者保護行政から勤労青少年福祉行政へ大きく転換する歴史の流れの中にあった。

三二年に最初の勤労青少年ホームが設置されてその萌芽をみた勤労青少年行政は、四五五年の勤労青少年福祉法により漸くその法的根拠を得たが、その発展の歩みは必ずしも力強いものではなかった。これに財政的基礎を築こうというのが在職当時の最大の懸案であり、そのためには特別会計の予算を積極的に取入れようということであった。かくして、五〇年度、五一年度予算において逐次①勤労青少年ホーム補助金一般会計から切替え三倍の三千万円へ（雇用勘定）、②勤労青少年福祉団体に対する委託費新規予算（雇用勘定）、③勤労青少年指導者大学講座創設（雇用勘定）、④勤労青少年マラソン大会新規予算（労災勘定）、⑤勤労青少年スポーツ教室新規予算（労災勘定）と獲得することができた。上司・先輩の御指導、御援助があつてのことは勿論であるが、特に当時の片岡補佐（現和歌山労基局長）に負う所が大きい。

五二年三月職を去るに当って、大へんな難産であり、募集から卒業まで心配のし通しであつた第一期の勤労青少年指導者大学講座の諸君が無事社会へ門出したことと、「年少労働者福祉員」を四月から新たに「勤労青少年福祉員」と衣替えして時代の方に応じた活躍を期待することにしたことが印象に残っている。

（現 千葉労働基準局長）

「夢」の島

石井辰治

昭和五九年〇月〇日

東京駅から特急電車で二時間足らず、館山より少し手前の国鉄内房線のひなびた阿房勝山駅を降りると、すぐ目の前に浦賀水道が広がる。その沖合約一キロに浮かぶ「浮島」で、「勤労青少年の島」の島開きの行事が、島作りに参加した数多くの働く若者達の手によって盛大に行われた。

その日は、奇しくも年少労働課がその栄えある三七年間の歴史の幕を閉じた日でもあった。

ところで、この勤労青少年の島の構想が持ちあがったのは、その日から六年半ほどさかのぼる五三年春のことであった。

私が当課に参ったのが、五二年四月。早速いろいろとお話を伺って、「残念ながら」二つの違和感に包まれたことを白状しなければなりません。

一つは、この局が、これまでの役人生活では経験することのなかった女性優位の職場であったこと、もう一つは、年少課の仕事は、マラソンにしても、日の大会にし

ても、シンポジウムにしても、いわゆる行政らしくない様相を呈していて、一種、祭りのような趣きで一杯であったということです。

前者は、五〇年がいわゆる国際婦人年に当たり、五二年は一〇年間の行動計画が緒につこうとするときで、折から、局内では様々な議論が活発に闘わされ、女性軍の意気が益々あがった頃ですから、私ならずとも言っても許されるのかもしれませんが。もっとも、このときに学んだことは、その後公私とも大層参考になっていることを付け加えさせていただきます。

さて、後者ですが、年少課の四季のお祭りをひと通り経た五三年の春頃には、私もすっかり祭り屋に変身していたようです。

「島」の構想は、課内のフリー・トーキングで仲々に面白そうだということになり、時を移さず担当のA補佐、B係長に数次にわたり現地にとんでもない地主の元町長さんと接渉してもらったところ、趣旨は誠に結構、喜んで島を提供しようということになった。翌年度の予算に調査費を要求したものの時節柄お祭り予算が実現する筈はなく、会計課に持ち込まれるまでもなく真夏の夜の夢と消え去るかと思えたのでした。

ところが、この話を耳にしたのが勤労青少年の育成に

熱心な篤志家達。折角の面白い着想を自分達の力でやってみようということになり、その後は、スイスイと進行。

五年の歳月と延べ五万人の働く若者の手弁当による勤勞奉仕に加え、予想外の企業からの分を含め五億円の募金も集まり、ここに働く青少年のためのあらゆる可能性を秘めた一大センターが完成したのです。

お祭り屋の考える少々おかしなアイデアが、結構、素敵な「夢」の島を生んだのでした。

(現 身体障害者雇用促進協会総務部長)

高齢化社会との戦い

山口 泰夫

世の中にめぐり合わせということがある。私の年少労働課在任期間は、まさにそうであった。いろいろな問題がふき出るべくしてふき出た時期とでもいおうか。高齢化社会の到来に世間の目が向く分だけ若者から目が離れていくかのような状況だった。「金の卵」時代に発想された施策は、無用の長物ではないかと問われ出していた。いわく、勤勞青少年は十分恵まれている。何を今さら福祉

なのか。ホームは主婦や老人にも開放すべきだし、運営もどこかに委託すればよい等々。

こうした声は、勤勞青少年自身にはもとより、団体やホームで文字通り身も財産も家庭もなげうって活動に情熱を傾けておられる多くの指導者の方々には、冷たい仕打ちと映っていたにちがいない。

そんな中で私共にできることは何か。何としても勤勞青少年に対する世の中の理解をつなぎ止めておくことだ。多くの方々の知恵をお借りして二つのことをやろうとした。一つは、ホームや団体の活動をボランティアなど時代にあった形で活発に保っておくことであり、もう一つは、福祉員、推進者等それぞれの経緯をもって生れた多くの指導者に連携をもって活動してもらう必要性を説いてまわることであった。

結果はともかく、無事でありえず、過りなきを期しがたい時期の年少労働行政をとにかく精一杯頑張ってやらせていただけたと思っている。

(現 労働基準局賃金福祉部福祉課長)

第四部

年少労働行政関係資料

一 年 少 勞 働 行 政 年 表

年少労働行政年表

昭和 年・月	年少労働行政主要事項	一般社会・経済情勢等
二二 四 九 九 一〇 一〇 一〇 一一 一一 一一 一一 一一 一一	労働基準法公布（九・一施行） 労働省設置（九・一） 労働省婦人少年局に年少労働課設置（九・一） 女子年少者労働基準規則公布（一〇・三一） 技能者養成規定制定 労働基準法のうち、女子及び年少者に関する規定（一一・一一） 施行 女子年少者労働基準規制 「労働基準法中女子年少者に関する規定の施行に関する件」通達（一一・一一・一一） 「年少者の就業に関する件」通達（労働省、文部省連名）（一二・一一・一一） 「第一回働く年少者の保護運動実施（一一・一一・一一・一一・一一・一一）」 「女子年少者の職業紹介に関する件」通達（一二・一一・一一・一二・一二・一二） 職発第一九二号） 職業補導所を公共職業補導所に改称	GHQ、二・一ゼネスト中止命令（一・三一） 教育基本法・学校教育法公布（六・三・三・四制を規定）（三・三一） 第一回農地買収（三・三一） 地方自治法公布（四・一七） 第一回参議院議院選挙（四・二〇） 第二回総選挙（四・二五） 日本国憲法施行（五・三） 第一特別国会召集（五・二〇） 経済安定本部「新価格体系の確立」を發表（七・五）

一一三	「新制中学卒業者の職業指導、職業紹介について、学校と職業安定機関との分担連けについて」通達（労働省、文部省連名）（二・七） 婦人少年局（地方）職員室発足 「年少労働者の証明書制度及び危険有害業務の就業制限に関する件」通達（二三・四・三〇婦発第一号） 「現行サーカス団上演軽業又は技芸種目について」通達（二三・五・一基発第六七七号） 婦人少年問題審議会発足（五・二〇） 労働大臣、婦人少年問題審議会に対し「年少労働者の労働条件と環境の向上改善について」諮問（六・二一） 「年少労働者の証明書制度の運営について」通達（二三・八・二八婦発第二一七号） 「年少者の職業紹介手引」作成	帝銀事件（一・二六） 当用漢字別表として義務教育用漢字八八一字を告示（二・一六）
一一二 一四 一	「年少労働者の証明書制度及び危険有害業務の就業制限に関する件」通達（二三・四・三〇婦発第一号） 「現行サーカス団上演軽業又は技芸種目について」通達（二三・五・一基発第六七七号） 婦人少年問題審議会発足（五・二〇） 労働大臣、婦人少年問題審議会に対し「年少労働者の労働条件と環境の向上改善について」諮問（六・二一） 「年少労働者の証明書制度の運営について」通達（二三・八・二八婦発第二一七号） 「年少者の職業紹介手引」作成	ドレーパー米使節団来日（三・二〇） 四・二） 五・一八視察報告公表（賠償解決・輸出振興・インフレ克服）。 新制高等学校発足（四・一） 昭和電工事件（社長日野原節三贈賄容疑で留置）（昭和電工事件の発端）（六・二三） 政令二〇一号公布（マッカーサー書簡で公務員の団体交渉権・スト権否認）（七・三一） 国連総会で世界人権宣言採択（一一・一〇） 米政府、日本経済安定九原則を指示（一二・一八）
一一一	「年少労働者の証明書制度及び危険有害業務の就業制限に関する件」通達（二三・四・三〇婦発第一号） 「現行サーカス団上演軽業又は技芸種目について」通達（二三・五・一基発第六七七号） 婦人少年問題審議会発足（五・二〇） 労働大臣、婦人少年問題審議会に対し「年少労働者の労働条件と環境の向上改善について」諮問（六・二一） 「年少労働者の証明書制度の運営について」通達（二三・八・二八婦発第二一七号） 「年少者の職業紹介手引」作成	学術会議第一回総会（一・二〇）

二四 二 一六四 一一	(二四・一・一四婦発第一〇号) 婦人少年問題審議会「年少労働者の労働条件と環境の向上改善について」答申(二・二一) 街頭に働く年少労働者の実態調査実施(四月～五月) 婦人少年問題審議会令公布(六・二〇) 年少者のいわゆる人身売買事件に関する調査実施	G H Q、一ドル三六〇円の単一為替レート設定を発表(四・二三) 労働組合法公布(六・一) シャウプ税制使節団、税制改革勧告案を発表(シャウプ勧告)(八・二六) 中華人民共和国成立(二〇・一) 湯川秀樹博士、ノーベル物理学賞受賞(一一・三)
二五 七五 一二	サーカスに働く年少者の調査実施(五月～七月) 労働大臣、婦人少年問題審議会に対し「街頭において働く年少労働者に対して労働保護に関する法的措置を講ずる必要があるか否かその可否について」諮問(七・二五) 都内における納豆売年少少女の実態調査実施	学術会議、戦争のための科学研究は行わないと決議(四・二八) 朝鮮戦争勃発(六・二五) 金閣寺全焼(放火)(七・二) マッカーサー、警察予備隊(七万五〇〇〇人)創設を指令(七・八) G H Qの勧告に基づきレッドパージ開始(七・二八) 米、対日講和七原則を公表(一〇・二四)

二六 一	婦人少年問題審議会「街頭において働く年少労働者に対して労働保護に関する法的措置を講ずる必要があるか否かその可否について」答申（一・三〇） 中小企業に働く年少者の実態調査実施（金属・機械器具） 第一回働く年少少女の生活文募集 高等学校定時制課程生徒の健康調査実施	戦後初の分散メーデー（第二二回）（五・一） 児童憲章制定宣言（五・五） 日本、ILO 復帰・ユネスコ加盟（六・二一） 政府、新経済政策を発表（六・二三） 朝鮮休戦会談開始（七・一〇） 民間放送開始（九・一） サンフランシスコ講和会議開催（九・四） 対日平和条約調印（九・八） 日米安全保障条約調印（九・八） 出入国管理令公布（一〇・四）
二七 二 五 六	次官会議「いわゆる人身売買対策について」決定 「いわゆる人身売買対策について」通達（二七・二・二〇労働省収婦第三号） 労働大臣、婦人少年問題審議会に対し「婦人の人権を尊重しその福祉をはかるため、売春問題に対する対策につき意見を問う」諮問（五・三〇） 炭坑に働く年少者の実態調査実施（六月～八月）	日米行政協定調印（二・二八） 対日平和・安保両条約発効、独立回復。 対日理事会、GHQ など廃止（四・二八） 二重橋メーデー事件（五・一） 白井義男、日本人初のプロボクシング世界チャンピオンに（五・一九）

八 九 二	各都道府県に婦人少年室設置（八・一） 工業的事業に働く年少者の身体的適性に関する実態調査実施 婦人少年問題審議会「婦人の人権を尊重しその福祉をはかるため、売春問題に対する対策について」答申（一二・二七）	中央教育審議会設置（六・六） 第一五回オリンピック開催（ヘルシンキ、日本、一六年ぶりに参加）（七・一九） 義務教育費国庫負担法公布（八・八） 市区町村教育委員会発足（一一・一）
二八 三 七 一	新聞配達をしている年少者の実態調査実施 衛生上有害な業務を含む事業場に働く年少者実態調査実施（七月～八月） 婦人少年室協助力員規定制定	スターリン・ソ連首相死去（三・五） 日米通商航海条約調印（四・二） 日本婦人団体連合会結成（会長、平塚らいてう）（四・五） 朝鮮休戦協定調印（七・二七） スト規制法公布（八・七）
二九 二 三 五 五 六	労働大臣、中央労働基準審議会に対し「女子年少者労働基準規則改正案」諮問（二・九） 婦人少年室協助力員制度発足 年少労働者の余暇生活調査実施 中央労働基準審議会「女子年少者労働基準規則改正案」答申（五・四） 三角定期券制度の実施促進について（二九・六・二三婦発第一五一号）	憲法擁護国民連合結成（一・一五） 東京地検、三造船会社を一斉手入れ、各社長を収容（造船疑獄の発端）（二・八） 第五福竜丸、ビキニの水爆実験で放射能被災（原水爆禁止運動が国民的規模で全国に拡大）（三・一） 日米相互防衛援助協定（MSA協定）

二九 七 一一 一二	改正女子年少者労働基準規則施行（七・一） 孤児、母子家庭児童等の就職援護に関する実施対策要綱決定 「孤児、母子家庭児童等に対する就職援護の実施について」 通達（二九・一二・二七、職発第八三二号）	調印（三・八） 自由党憲法調査会発足（三・一二） 教育二法公布（六・三） 近江絹糸スト（六・四）九・一二） 青函連絡船洞爺丸、暴風のため転覆 死者・不明一四四七人（九・二六）
三〇 九 一二	「義務教育諸学校における不就学および長期欠席児童生徒対策について」通達（文部省・厚生省・労働省連名）（三〇・九・三〇収婦第四四号） 婦人少年問題審議会「年少労働者の保護福祉に関して」建議（一二・二六）	アジア・アフリカ（A・A）会議開催（四・一八）二四 バンドン） 日ソ交渉開始（ロンドン）（六・一） 第一回原水爆禁止世界大会開催（八・六） 六広島、一五東京） 世界平和アピール七人委員会発足（一一・一一）
三一 四 五 一〇	婦人少年室協助力員及び婦人問題相談員規程制定（四・一） 工業における住込年少労働者の生活時間に関する調査実施（五月）六月） 「中学校生徒の就業について」通達（三一・一〇・二六婦発第一二三号）	ソ連共産党第二〇回大会開催、フルシチョフ第一書記、スターリン批判（平和共存路線の端緒）（二・一四） 日本住宅公団、入居者募集開始（三・一九）

三一 一一	「新聞配達業務に従事する満十五歳未満の児童の就労保護について」通達（労働省・文部省連名）（三一・一二・二一婦発第二六五号）	日ソ漁業交渉開始（四・二九） 日ソ漁業条約調印（五・一四） 日本マナスル登山隊初登頂（五・九） 売春防止法公布（五・二四） 日ソ国交回復共同宣言（一〇・七） 南極観測船「宗谷」出発（一一・八） 国連総会、日本の国連加盟を可決（一二・一八）
三二 一 四 八 二	「年少労働者の苦情処理に関する協助力活動の促進について」通達（三二・一・二五婦発第二〇号） 勤労青少年ホームの設置開始 婦人少年局に庶務課設置 臨時職業訓練制度審議会「職業訓練制度の確立について」答申（一二・六）	初の日ソ漁業委員会開催（二・一四）、協定調印（四・六） 一、〇〇〇億減税などの税法改正公布（三・三一） 政府、国際収支改善緊急対策を発表（神武景気からなべ底不況へ）（六・一九） 日米安全保障委員会発足（八・一六） 茨城県東海村原子力研究所で「原子の火」ともる（八・二七） 第二九回国際ペン大会（九・二）（八東京） 日本、国連安保理事会非常任理事国

		に当選（一〇・一）
三三	職業訓練法公布（五・二） 公共職業補導所を一般職業訓練所へ改組 年少労働者福祉員制度発足 最低年齢未満の長期欠席就労児童対策の実施について（三三・六・二五婦発第二〇九号） 総合職業補導所を総合職業訓練所と改称 労働省職業安定局に職業訓練部設置（七・一） 「中小企業における年少労働者の福祉の増進について」通達（三三・七・二九婦発第二五一号） 中央職業訓練審議会発足 「年少労働者の余暇生活の善用指導について」通達（三三・一一・二一婦発第三五八号）	関門国道トンネル開通（三・九） 炭労大手四社労組、賃上げで無期限重点スト（三・二一〜六・一八） 中国、新規商談停止・既契約取消通告（日中民間貿易中断）（五・二） 日ソ定期航路開設協定調印（六・三） 日米・日英原子力一般協定調印（六・一六） 日米安保条約改定第一回日米会談開催（一〇・四） 東京タワー（三三三m）完工式（一二・二三）
一一九七七七六五五		
三四	中央職業訓練審議会「職業訓練の基準について」答申（三・四） 「休暇中における生徒等の就労について」通達（三四・六・二四婦発第二二七号） 中央職業訓練審議会「技能検定の実施について」答申（六・二九）	メートル法施行（一・一） 文部省、新学習指導要領への移行措置を通達（二・七） 原子燃料公社東海製錬所、金属ウランの国産化に成功（三・一八） 皇太子結婚式挙行（四・一〇） 最低賃金法公布（四・一五）
六六三六		

三五	一 六 七	三六 四 六	三七 五
第一回技能検定実施 第一回年少労働者福祉員講習会開催 「夏期休暇中において就労する生徒及び児童の保護について」 通達（三五・七・二〇婦発第三四八号）	中央職業訓練所設置 職業訓練局設置（六・一五）	職業訓練局「認定職業訓練と定時制高等学校の連携について」	
伊勢湾台風（明治以来最大の被害） （九・二六） 貿易の自由化開始（一一・一一） 戦後最大の三井三池争議始まる（一二・一一）	新日米安保条約・行政協定調印（一一・一九） 自民党、新安保条約を単独強行採決（安保騒動の始まり）（五・二〇） 一一テレビ局、カラー放送開始（九・一〇） 閣議、国民所得倍增計画決定、高度経済成長政策開始（一二・二七）	米、ケネディ大統領就任（一一・二〇） ソ連、人間衛星船ボストーク一号打上げ（四・一一） 第一回日米貿易経済合同委員会開催（一一・一一）	義務教育諸学校の教科用図書の無償に

三七 九	三八 四 一一	三九 六
通達(三七・五・九訓発第一〇六号) 第一一回国際職業訓練競技会(技能五輪) 初参加	年少労働者福祉員連絡会議開催、以後毎年実施 中央職業訓練審議会「技能検定制度及びその運用の改善策について」中間答申(一一・六)	産業カウンセリング制度の導入 産業カウンセラー養成講習会実施
関する法律公布(三・三一) ケネディ大統領、海上封鎖開始(キューバ危機)(一〇・二二) L・T貿易始まる(一一・九)	ケネディ大統領、国際収支教書発表(ドル防衛政策)(七・一八) 閣議で倉敷レイヨンのビニロン・プラントの对中国延べ払い輸出を認可(八・二三) 三池三川鉱でガス爆発、死者四五八人(一一・九)	第一回国連貿易開発会議(UNCTAD)開催(三・二三) OECDに正式加盟(開放経済体制へ)(四・一) 米軍のベトナム戦争介入開始(八・二) 東海道新幹線開業(一〇・一) 第一八回オリンピック開催(一〇・一〇) 一〇〜二四 東京)

四〇	中央職業訓練所を職業訓練大学校と改称 勤労婦人青少年福祉施設整備費補助金（勤労婦人青少年福祉施設設置費）交付要綱制定 勤労青少年のクラブ活動等ほう賞要綱制定	パリンピック東京大会開催（一一・八（一四））
二 七 一一		ILO調査団（団長ドライヤー）来日 （一・一〇）、八・三一報告書公表 中央教育審議会「期待される人間像」中間草案発表（一・一一） 山陽特殊鋼、四八〇億円の負債を出し倒産（高度成長時代の終りを象徴） （三・六） 閣議、戦後初の赤字国債発行を決定 （一一・一九）
四一 二 四 四 七	婦人少年問題審議会年少労働部会 「年少労働に関する施策について」報告書提出（二・七） 総理府青少年局設置（四・一） 「満一五才未満の児童の使用許可に関する取扱いについて」通達（労働省・文部省連名）（四一・四・二八婦発第一七五号） 「勤労青少年に対する国鉄旅客運賃割引の実施について」通達（四一・七・七婦発第二五八号）	第一回物価メーデー（二・二七） 日産自動車とプリンス自動車合併調印（自動車業界の再編成始まる）（四・二〇） 閣議、新東京国際空港建設地を千葉県成田市三里塚に決定（七・四） 第一次資本自由化の実施（七・一）

四二 五 六 六	婦人少年問題審議会年少労働部会「勤労青少年の余暇善用福祉施設のあり方について」報告（五・一五） 「勤労青少年に対する旅客運賃の割引について」通達（割引実施交通機関の適用拡大）（四二・六・二七婦発第二〇四号） 中央職業訓練審議会「商業及びサービス業における職業訓練の実施について」答申（六・二八）	ヨーロッパ共同体（ＥＣ）発足（七・一） 公害対策基本法公布（八・三） 吉田茂死去（八九）（一〇・二〇）
四三 四 四 四 四 七 八 九	勤労青少年体育施設の設置はじまる。 職業訓練局「ブルーカラー労働者の米国派遣について」通達（四三・四・一六発訓第一二二号） 職業訓練局「職業訓練と高等学校の連携について」通達（四三・四・三〇訓発第一〇八号） 総理府青少年対策本部設置（六・一五） 中央職業訓練審議会「今後の職業訓練制度のあり方について」答申（七・二九） 婦人少年問題審議会「今後における勤労青少年対策に関して」建議（八・五） 青年ブルーカラー労働者の日米交流開始（九・一〇）	東大紛争始まる（一・二九） 成田空港建設反対闘争始まる（二・二六） 霞ヶ関ビル完成（初の超高層ビル）（四・二五） 和田札幌医大教授、日本最初の心臓移植手術（八・八） 川端康成、ノーベル文学賞を受賞（一〇・一七） 明治百年記念式典挙行（一〇・二三） 米、北爆全面停止を発表（一〇・三一） 東京府中市で三億円現金輸送車奪わる（一一・一〇）
四四 三	「働く青少年手帳」の交付開始	東大紛争で大学側機動隊を導入、安田

四五	四四
九 七 六 五 五 三 二 労働大臣、婦人少年問題審議会に対し「勤労青少年福祉法案大綱」諮問（二・一三） 婦人少年問題審議会「勤労青少年福祉法案大綱」答申（三・二） 勤労青少年福祉法第六三回特別国会で成立（五・七） 勤労青少年福祉法公布施行（五・二五） 「勤労青少年福祉法の施行について」通達（四五・六・一八婦発第二〇四号） 第一回「勤労青少年の日」実施 勤労青少年センター着工	三 中央職業訓練審議会「職業訓練法案要綱案について」答申（三・一五） 年少就職者相談員制度開始 職業訓練法公布（七・一八） 職業訓練法施行令制定（一〇・一） 職業訓練法施行規則制定（一〇・一） 一般職業訓練所を専修職業訓練校と改称 総合職業訓練所を高等職業訓練校と改称 身体障害者職業訓練所を身体障害者職業訓練校と改称 青年ブルーカラー労働者の日独交流開始 万国博覧会を見学する勤労青少年に対し入場料及び旅客運賃の特別措置実施（一二・二五）
農林省、米の生産調整配分・平均減反 一一・二%を生産調整協議会に提示（一・七） 東大宇宙航空研、初の国産人工衛星「おおすみ」を打上げ（二・一一） 日本万国博覧会開幕（三・一五）九・一三） 新日本製鉄、正式に発足（三・三一） 赤軍派学生による日航機「よど号」乗	講堂の封鎖解除（一・一九） 好景気連続四三ヵ月目入り、戦後最長記録（いざなぎ景気）（五・一） 東名高速道路全面開通（五・二六） 初の原子力船「むつ」進水（六・一二） 米アポロ一号、月面「静かの海」着陸、月面に人類第一歩（七・二〇） 警視庁、大菩薩峠で武闘合宿訓練中の赤軍派五三人を逮捕（一一・五） 初の公害被害者全国大会（一一・二六）

四五 一一	第一九回国際職業訓練競技大会、日本で開催	つ取り事件発生(三・三二)
四六	労働省「職業訓練基本計画」策定	日米安保条約の自動延長(六・二三)
四	労働省「第一次勤労青少年福祉対策基本方針」策定	初の光化学スモッグ被害発生(七・一八)
五	勤労青少年福祉推進者に関する省令施行(五・二二)	三島由紀夫、陸上自衛隊東部方面總監部で割腹自殺(一一・二五)
五	勤労青少年ホーム指導員の資格を定める告示(四六・五・二二)	日中国交回復促進議員連盟発足(一二・九)
五	労働省告示第三二二号	鉄道建設審議会、運輸省に東北・上越
五	「勤労青少年福祉推進者に関する省令の施行について」通達(五・二五)	成田三新幹線の建設を答申(一・一三)
八	労働省、一一月一〇日を「技能の日」、一一月を「技能尊重月間」と決定	第三一回世界卓球選手権大会開催(三・二八)
八	「勤労青少年福祉推進者制度の普及推進について」通達(四六・八・三一)	自動車産業の資本自由化実施(四・一)
八	「勤労青少年福祉推進者講習の実施について」通達(四六・八・三一)	沖縄返還協定調印(六・一七)
八	「勤労青少年福祉推進者講習の実施について」通達(四六・八・三一)	環境庁設置(公害行政の一元化)(七・一一)
八	「勤労青少年福祉推進者講習の実施について」通達(四六・八・三一)	ニクソン米大統領、ドル防衛策発表(八・一五)
八	「勤労青少年福祉推進者講習の実施について」通達(四六・八・三一)	政府、円の暫定的な変動相場制移行を

四六 一二	・三一婦発第二六〇号) 「勤労青少年に対する沖縄航路旅客運賃割引について」通達(四六・一二・一四婦発第三五三号)	発表(八・二七) 国連総会で中国の国連復帰決定(台湾脱退)(一〇・二五)
四七 三 四 六 七 七 一〇 一〇	「年少労働者保護対策の推進について」通達(四七・三・一一婦発第五〇号) 「職業相談員の設置について」通達(四七・四・一職発第一六二号) 「勤労青少年余暇活動研究会」発足(雇用促進事業団) 「勤労青少年ホームの設置及び運営の指導について」(四七・七・八婦発第二〇一号) 勤労青少年シンボルマーク公表 第一回勤労青少年福祉シンポジウムの開催 沖縄県における勤労青少年の職業意識と余暇活動に関する調査実施	第一一回札幌冬季オリンピック大会開催(二・三・一三 札幌) 連合赤軍事件(浅間山荘事件)(二・一六) ニクソン米大統領、中国訪問(二・二一) 沖縄県の発足(五・一五) 日中国交樹立に関する共同声明(九・二五) パンダ初公開(上野動物園)(一一・五) その他「日本列島改造論」
四八 五 五 六	「勤労青少年ホーム指導員資格講習実施要綱」策定 婦人少年問題審議会「勤労青少年ホームのあり方について」答申(五・二五) 「勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準」	ベトナム和平協定(一・二七) 築地中央卸売市場魚汚染騒ぎ(六・二一) 金大中事件(八・八)

五〇 四 四	一 七 四 四 二 四九	四八 一 六 六
有給教育訓練休暇奨励給付金制度創設 「勤労青少年指導者大学（仮称）開設基本方針について」通達 （五〇・四・九婦発第九八号）	勤労青少年フレンドシップセンター第一号開館（北海道千歳市雇用促進事業団） 婦人少年室協助力員及び婦人少年室特別協助力員規程（四九・四・一労働省訓令第二号） 勤労青少年ホームにおいて「勤労青少年生活設計講座」開設 第一回全国勤労青少年一〇マイルマラソン大会実施 夜間に就学する勤労青少年の生活と意識に関する調査実施	告示（四八・六・一労働省告示三六号） 「勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準の取扱いについて」通達（四八・六・一婦発第一七七号） 全国勤労青少年会館（サンプラザ）の開館（東京中野、雇用促進事業団） 親元を離れて働く青少年の生活と意識に関する調査の実施
大学卒就職予定者に対し採用取消続出（二・一） エリザベス女王夫妻来日（五・七）	春闘共闘委「決戦ゼネスト」（国民春闘路線）（四・一一） 企業連続爆破事件（八・三〇） 佐藤栄作氏ノーベル平和賞受賞（一〇・八） 経済成長優先から安定成長へ路線転換（一二・一七） その他高等学校への進学率初めて九〇％を超える。 GNP戦後初のマイナス成長	OAPEC緊急閣僚会議 石油戦略決定（一〇・一七） 江崎玲於奈博士、ノーベル物理学賞受賞（一〇・二三） 石油危機対策始まる（一一・一六） その他狂乱物価

五〇 四	「勤労青少年に対する沖縄国際海洋博覧会見学のための入場料金の割引措置について」通達（婦発第一〇五号、基発第二三一号、訓発第九二号） 勤労青少年の職業と余暇に関する調査実施（一一・一二）	国連、国際婦人年世界会議開催（六・一九） 米ソ宇宙船史上初の国際ドッキングに成功（七・一七） 沖縄海洋博開幕（七・一九） 三木首相、「生涯設計（ライフサイクル）計画」構想発表（八・一九） 米・日など主要先進国首脳会議開催（一一・一五）
五一 四 五 六 六 一〇	勤労青少年指導者大学講座の開設（雇用促進事業団） 婦人少年問題審議会「勤労青少年福祉対策基本方針大綱について」答申（五・一九） 勤労青少年福祉対策基本方針について（五一・六・四婦発第一〇六号） 第二次勤労青少年福祉対策基本方針公表（六・七） 「勤労婦人青少年福祉施設整備費の交付要望の取扱について」通達（五一・六・二九婦発第一一九号） 学生職業センターの設置（東京、大阪） 勤労青少年スポーツ教室 勤労青少年ジャンボリー大会（開始）	ロッキード事件発覚（二・四） 新自由クラブ結成（六・二五） 毛沢東主席死去（九・九） 中国「四人組事件」（一〇・二二） 第三四回総選挙（保革伯仲時代の到来）（一一・五）

五二 三 八 一〇	「勤労青少年福祉員制度推進要領の制定について」通達（年少労働者福祉員を勤労青少年福祉員と改称）（五二・三・一五婦発第五二号） 「勤労青少年福祉功労者表彰実施要綱」の制定（五二・八・二三婦発第二二八号） 中学生・高校生のアルバイト実態調査実施（一〇～一二）	小・中学校新学習指導要領告示、「君が代」が国歌に（七・二三） 日本赤軍による日航機ハイジャック事件（九・二八） サダト大統領イスラエル訪問 中東和平交渉開始（一一・一九） その他貿易収支一七三億ドルの黒字で過去最高
五三 八 一一 一一 一一	「中学生・高校生のアルバイト就労の適正化に関する指導等について」通達（五三・八・四婦発第一四九号、基発第四三五号） 全国青少年健全育成強調月間の開始（総理府） 社日本勤労青少年団体協議会設立（一一・七） 勤労青少年の職業と余暇並びに生活設計に関する調査実施	成田空港開港（五・二〇） 日中平和友好条約調印（八・一二） イラン革命（九・八） 米政府緊急ドル防衛策発表（一一・一）
五四 四 四 八 一一	国際児童年事業として勤労青少年による募金活動（社全国勤労青少年ホーム協議会） 労災就労保育援護費支給制度の創設 年少労働行政セミナー（一ヵ月間） 勤労青少年ホーム災害補償保険制度創設 （勤労青少年スポーツ交流会開始）	初の国公立大学共通第一次学力試験実施（一一・一三） イギリス・サッチャー保守党内閣成立（先進国初の女性首相）（五・三） 第五回主要先進国首脳会議（東京サミット）開催（六・二八）

	五五 七 一一 一二 一二	五六 三 四 六 一一
	勤労青少年福祉法施行一〇周年記念、勤労青少年の日中央大会開催 夜間の高等学校に通学している勤労青少年の職業と学業との時間的両立等に関する調査実施 日豪ワーキング・ホリデー制度実施 勤労青少年ホームにおける勤労青少年に対する旅客運賃の割引に関する事務取扱いについて（四六・一二・九婦発第三四三号）	婦人少年問題審議会「勤労青少年福祉対策基本方針案について」答申（三・一七） 第三次勤労青少年福祉対策基本方針公表（四・三〇） 「勤労青少年福祉対策基本方針の策定について」通達（五六・六・八婦発第一四一号） 職場における勤労青少年指導に関する実態調査―勤労青少年福祉推進者活動―の実施
閣議、新経済社会七カ年計画正式決定（日本型福祉社会実現へ）（八・一〇） アフガニスタンでクーデター、ソ連軍介入（一二・二七） その他、第二次石油危機	第三六回衆院選挙・第一二回参院選挙。自民党「安定多数獲得」（六・二二） 国連にて婦人差別撤廃条約署名（七・一七） ポーランド・グダニスクで自主管理労組「連帯」設立（委員長ワレサ氏）（九・一一） イラン・イラク戦争始まる（九・九）	神戸ポートピア'81開幕（三・二〇） 九・一五） 英国皇太子御結婚（七・二九） サダト・エジプト大統領暗殺さる（一〇・六） 北炭夕張新鉱ガス突出事故（一〇・一六）

	五七 七 一一	五八 五
	勤労青少年指導者会議開催（一道五県）（七月～九月） 職場における勤労青少年指導に関する実態調査―勤労青少年 福祉員活動―の実施	第一〇回勤労青少年一〇マイルマラソン記念大会 （勤労青少年ホーム設置数五〇〇を超す）
福井謙一氏ノーベル化学賞受賞（二〇 ・一九）	フォークランド紛争勃発（四・二） 東北新幹線開業（六・二三） 長崎集中豪雨（死者、行方不明二九九 人）（七・二三） ブレジネフ書記長死去（一一・一〇） 上越新幹線開業（一一・一五）	日米貿易摩擦、米、日本の農産物輸入 制限でガット提訴（一・一三） 初の女性飛行士サリー・ライド・宇宙 飛行成功（米・チャレンジャー）（六 ・一八） 大韓航空機、ソ連軍機により撃墜（九 ・一一） 三宅島噴火（一〇・三） 我が国初の体外受精児誕生（東北大学） （一〇・一四）

二 統 計 資 料

- 1 勤労青少年数の推移
- 2 世界の青年との比較からみた日本の青年の意識
- 3 職場における勤労青少年指導者の状況
- 4 勤労青少年ホームの設置状況

1 勤労青少年数の推移

表1 15歳以上青少年人口、労働力人口の推移

区 分	15歳以上人口	労働力人口	労働力率	労働力人口の 年齢別割合	総労働力人口中 に占める青少年 労働力人口の割合
昭和25年	18,081千人	11,123千人	61.5 %	100.0 %	30.6 %
30	16,867	10,969	65.0	100.0	27.5
35	16,738	11,195	66.9	100.0	25.4
40	19,911	11,241	56.5	100.0	23.3
45	19,724	11,506	58.3	100.0	21.7
50	16,984	8,406	49.5	100.0	15.5
55	16,036	7,312	45.6	100.0	12.8
計	10,367	5,175	49.9	46.5	14.3
	8,539	4,458	52.2	40.6	11.2
	9,258	4,689	50.6	41.9	10.7
	10,840	4,133	38.1	36.8	8.6
	9,064	3,279	36.2	28.5	6.2
	7,929	1,805	22.8	21.5	3.3
15歳 ～ 19歳	8,228	1,595	19.4	21.8	2.8
20歳 ～ 24歳	7,714	5,948	77.1	53.5	16.4
	8,328	6,511	78.2	59.4	16.3
	8,286	6,506	78.5	58.1	14.8
	9,071	7,108	78.4	63.2	14.7
	10,660	8,227	77.2	71.5	15.5
	9,055	6,601	72.9	78.5	12.2
計	78,088	57,117	73.2	78.2	10.0

う	計	25 30 35 40 45 50 55	90.42 8.452 8.770 10.003 9.885 8.581 8.150	6.222 5.997 6.010 6.052 6.107 4.528 3.800	6.88 7.10 6.85 6.05 6.18 5.28 4.66	10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00 10.00	27.9 24.6 22.4 20.5 18.9 13.2 10.7
ち	15 ～ 19 歳	25 30 35 40 45 50 55	5.227 4.293 4.675 5.488 4.572 4.028 4.223	2.769 2.331 2.412 2.119 1.669 9.28 8.53	5.30 5.43 5.16 3.86 3.65 2.30 2.02	44.5 38.9 40.1 35.0 27.3 20.5 22.4	12.4 9.6 9.0 7.2 5.2 2.7 2.4
子	20 ～ 24 歳	25 30 35 40 45 50 55	3.815 4.159 4.095 4.515 5.313 4.553 3.927	3.453 3.666 3.598 3.933 4.438 3.600 2.947	9.05 8.81 8.79 8.71 8.35 7.91 7.50	5.55 6.11 5.99 6.50 7.27 7.95 7.76	15.5 15.0 13.4 13.3 13.8 10.5 8.3

総理府国勢調査

表2 従業上の地位別青少年就業者数の推移

区 分	総 数	自 営 業 主	家 族 従 業 者	雇 用 者
昭和25年	千人	千人	千人	千人
30	10,794 (100.0)	480 (4.4)	4,726 (43.8)	5,567 (51.6)
35	10,623 (100.0)	342 (3.2)	3,681 (34.7)	6,600 (62.1)
40	11,044 (100.0)	260 (2.4)	2,396 (21.7)	8,386 (75.9)
45	11,005 (100.0)	180 (1.6)	1,398 (12.7)	9,425 (85.6)
50	11,206 (100.0)	- (-)	- (-)	9,755 (87.1)
55	8,114 (100.0)	156 (1.9)	583 (7.2)	7,365 (90.8)
計	7,002 (100.0)	134 (1.9)	393 (5.6)	6,474 (92.5)
15	4,996 (100.0)	100 (2.0)	2,416 (48.4)	2,470 (49.4)
30	4,295 (100.0)	48 (1.1)	1,515 (35.3)	2,732 (63.6)
35	4,609 (100.0)	33 (0.7)	908 (19.7)	3,667 (79.6)
40	4,032 (100.0)	15 (0.4)	461 (11.4)	3,555 (88.2)
45	3,176 (100.0)	- (-)	- (-)	2,843 (89.5)
50	1,725 (100.0)	13 (0.8)	100 (5.8)	1,611 (93.4)
55	1,497 (100.0)	16 (1.1)	77 (5.1)	1,404 (93.8)
20	5,798 (100.0)	380 (6.6)	2,310 (39.8)	3,097 (53.4)
30	6,328 (100.0)	294 (4.6)	2,166 (34.2)	3,868 (61.1)
35	6,435 (100.0)	227 (3.5)	1,488 (23.1)	4,719 (73.3)
40	6,973 (100.0)	165 (2.4)	937 (13.4)	5,870 (84.2)
45	8,030 (100.0)	- (-)	- (-)	6,912 (86.1)
50	6,389 (100.0)	143 (2.2)	483 (7.6)	5,754 (90.1)
55	5,505 (100.0)	118 (2.1)	316 (5.7)	5,070 (92.1)
計				

う	計	25	6,024 (100.0)	355 (5.9)	2,311 (38.4)	3,346 (55.5)
		30	5,787 (100.0)	221 (3.8)	1,766 (30.5)	3,800 (65.7)
ち	15	35	5,918 (100.0)	157 (2.7)	1,129 (19.1)	4,633 (78.3)
		40	5,910 (100.0)	105 (1.8)	698 (11.8)	5,106 (86.4)
男	19	45	5,938 (100.0)	— (—)	— (—)	5,165 (87.0)
		50	4,355 (100.0)	99 (2.3)	346 (7.9)	3,906 (89.7)
子	20	55	3,622 (100.0)	79 (2.2)	251 (6.9)	3,292 (90.9)
		25	2,667 (100.0)	69 (2.6)	1,287 (48.3)	1,306 (49.0)
女	24	30	2,239 (100.0)	25 (1.1)	775 (34.6)	1,439 (64.3)
		35	2,364 (100.0)	16 (0.7)	476 (20.1)	1,872 (79.2)
子	24	40	2,052 (100.0)	8 (0.4)	275 (13.4)	1,769 (86.2)
		45	1,603 (100.0)	— (—)	— (—)	1,398 (87.2)
子	24	50	874 (100.0)	8 (0.9)	71 (8.1)	794 (90.8)
		55	788 (100.0)	10 (1.3)	57 (7.2)	720 (91.4)
子	24	25	3,357 (100.0)	286 (8.5)	1,024 (30.5)	2,040 (60.8)
		30	3,548 (100.0)	196 (5.5)	991 (27.9)	2,361 (66.5)
子	24	35	3,554 (100.0)	141 (4.0)	653 (18.4)	2,761 (77.7)
		40	3,858 (100.0)	97 (2.5)	423 (11.0)	3,337 (86.5)
子	24	45	4,335 (100.0)	— (—)	— (—)	3,767 (86.9)
		50	3,481 (100.0)	91 (2.6)	275 (7.9)	3,112 (89.4)
子	24	55	2,834 (100.0)	69 (2.4)	194 (6.8)	2,572 (90.8)

注1) () の数字は構成比%を表す。

2) 従業上の地位別青少年就業者総数が産業別、職業別就業者総数と必ずしも一致しないのは抽出率段階別集計結果による数値の差によるためである。

3) 昭和45年の自営業主、家族従業者数は出されていない。

表3 産業別青少年就業者数の推移

(千人)

区 分	全産業計													公 務
	農 業	林狩猟業	漁業殖水産業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸小売業	金保 險 業	不 動 産 業	運 通 信 業	電 気・水・ガス・熱供給業	サ ー ビ ス 業		
計	昭和25年	10,794	4,411	125	228	169	448	2,155	921	137	631	1023	519	
	30	10,705	3,146	128	198	109	539	2,674	1,566	206	497	1,324	316	
	35	11,044	1,874	81	142	84	606	3,758	2,035	206	495	1,422	287	
	40	11,005	832	27	107	36	693	3,965	2,376	352	690	1,543	324	
	45	11,206	625	12	76	21	833	3,689	2,685	357	664	1,781	369	
	50	8,095	270	6	49	9	695	2,206	2,053	450	36	427	357	
55	7,002	139	3	36	7	586	1,567	1,930	402	29	371	268		
15 ～ 19 歳	25	4,996	2,232	56	115	56	211	1,111	415	53	185	412	37	
	30	4,329	1,298	49	83	28	186	1,256	673	49	123	531	52	
	35	4,609	704	28	62	21	224	1,872	831	67	145	573	64	
	40	4,032	290	9	44	10	256	1,713	785	97	203	540	75	
	45	3,176	180	3	27	5	257	1,286	660	92	135	439	73	
	50	1,725	50	1	14	1	149	577	417	102	3	263	61	
20 ～ 24 歳	55	1,497	24	—	11	1	138	406	450	72	65	261	50	
	25	5,798	2,179	69	113	113	237	1,044	506	84	446	611	382	
	30	6,376	1,848	79	115	81	353	1,418	893	157	374	793	264	
	35	6,435	1,170	53	80	63	382	1,886	1,204	139	350	849	223	
	40	6,973	542	18	63	26	437	2,252	1,591	255	487	1,003	254	
	45	8,030	445	9	49	16	576	2,403	2,025	265	31	1,342	296	
50	6,370	220	5	35	8	546	1,629	1,636	348	25	355	43	296	
	55	5,505	115	3	25	6	448	1,161	1,480	330	26	306	218	

う	計	25	6024	2138	166	203	138	417	1232	492	49	497	369	365	30	5836	1478	98	162	94	501	1511	865	94	341	508	472	218	236
		30	5918	828	57	112	72	547	2101	1043	88	357	442	236	35	5910	402	22	86	28	618	2188	1105	119	4	544	242	242	218
ち	15 ～ 19 歳	40	5938	294	10	63	16	735	1999	1230	92	17	495	48	45	5938	294	10	63	16	735	1999	1230	92	17	495	40	629	282
		50	4342	167	5	43	7	614	1244	985	102	12	313	42	529	55	3622	95	3	31	5	510	867	926	82	12	278	40	554
子	20 ～ 24 歳	25	2667	1149	47	103	42	197	563	226	15	123	120	74	25	2261	642	37	67	23	173	648	388	18	87	155	36	44	55
		30	2364	344	20	48	17	205	970	424	23	1	75	169	44	35	2052	166	7	36	7	237	843	352	24	132	10	183	57
男	19 歳	40	1603	109	3	23	4	238	631	284	15	2	87	10	45	873	36	1	13	1	137	288	187	13	1	49	88	49	49
		50	788	18	—	10	1	126	213	213	6	1	48	7	55	3357	989	59	100	96	220	669	266	34	374	249	291	291	43
	20 ～ 24 歳	25	3575	836	61	95	71	328	863	477	76	282	287	200	25	3554	484	37	64	55	342	1131	619	65	3	254	23	303	174
		30	3858	236	15	50	21	381	1345	753	95	376	38	361	187	40	4335	185	7	40	12	497	1368	946	77	15	408	30	490
	24 歳	45	3469	131	4	30	6	477	956	798	89	11	264	32	50	2834	77	3	21	4	384	654	713	76	11	230	33	457	164
		55	2834	77	3	21	4	384	654	713	76	11	230	33	55														

表4 職業別青少年就業者数の推移

(千人)

区分	全職業計	専従的・技術的・職業者	管理職業者	事務従事者	販売従事者	農作業・林業漁業者	採掘作業者	運輸・通信者	技工及び業能並びに工作・生産者	保安職業者	サ従・ビズ職業者	
		計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
昭和25年計	30	10,794	483	14	1,301	594	4,683	115	156	2,852	—	568
	35	10,705	340	8	1,225	997	3,396	73	257	3,431	—	979
	40	11,044	349	7	1,543	1,072	2,071	55	446	4,437	—	1,060
	45	11,005	422	11	2,205	1,231	948	21	615	4,520	147	882
	50	11,206	677	17	2,573	1,335	703	10	536	4,296	183	869
計	55	8,095	673	8	2,264	969	320	5	308	2,757	180	603
	55	7,002	826	8	2,080	859	175	5	220	2,091	152	566
	25	4,996	102	1	445	271	2,372	37	42	1,458	—	254
	30	4,329	66	—	320	432	1,405	18	64	1,605	—	419
	35	4,609	91	—	483	425	785	12	113	2,247	—	452
15歳計	40	4,032	103	—	579	386	338	5	156	2,074	39	351
	45	3,176	112	1	549	301	208	3	94	1,594	42	270
	50	1,725	82	—	420	167	65	1	41	755	38	155
	55	1,497	78	—	375	167	34	2	34	596	36	168
	25	5,798	381	13	856	323	2,311	78	114	1,394	—	314
20歳計	30	6,376	274	8	905	565	1,991	55	193	1,826	—	560
	35	6,435	258	7	1,060	647	1,286	43	333	2,190	—	608
	40	6,973	319	11	1,626	845	610	16	459	2,446	108	531
	45	8,030	565	16	2,024	1,034	495	7	442	2,702	141	599
	50	6,370	591	8	1,844	802	255	4	267	2,002	142	448
24歳	55	5,505	748	8	1,705	692	141	3	186	1,495	116	398

う	計	25	250	14	624	358	2,413	103	155	1,934	—	161
		30	147	7	497	602	1,704	67	227	2,296	—	288
ち	15 〜 19 歳	35	115	6	566	587	989	52	325	2,921	—	357
		40	120	10	685	649	502	20	453	3,065	146	259
子	20 〜 24 歳	45	242	15	658	715	397	10	412	3,004	180	303
		50	199	8	554	563	214	5	241	2,116	170	267
男	15 〜 19 歳	55	242	7	469	493	130	5	187	1,669	145	263
		25	35	1	151	164	1,291	31	42	907	—	39
子	20 〜 24 歳	30	10	—	97	262	737	16	46	1,000	—	92
		35	11	—	135	215	410	11	64	1,396	—	122
男	15 〜 19 歳	40	8	—	132	170	208	5	90	1,305	39	95
		45	16	1	108	128	135	3	57	1,029	41	85
子	20 〜 24 歳	50	12	—	76	74	50	1	28	533	35	63
		55	14	—	70	75	29	2	26	458	35	76
男	15 〜 19 歳	25	215	13	473	194	1,122	72	113	1,027	—	122
		30	137	7	400	340	967	51	181	1,296	—	196
子	20 〜 24 歳	35	104	6	431	372	579	41	261	1,525	—	235
		40	112	10	553	479	294	15	363	1,760	107	164
男	15 〜 19 歳	45	226	14	550	587	262	7	355	1,975	139	218
		50	187	8	478	489	164	4	213	1,583	135	204
子	20 〜 24 歳	55	228	7	399	418	101	3	161	1,211	110	187
		25	215	13	473	194	1,122	72	113	1,027	—	122

表5 産業別総就業者中に占める青少年就業者数の割合の推移

(%)

区 分	全産業計	農 業	林狩猟業	漁養殖水産業	鉱 業	建設業	製造業	卸小売・ 売業	金融・ 保険・ 不動産業	運輸・ 通信・ ガス熱供給	サービス業	公 務
計	昭和25年	30.3	27.3	31.1	33.0	29.3	32.5	38.2	24.0	34.9	32.4	34.4
	30	27.3	21.2	24.4	27.6	20.5	29.7	38.4	29.0	24.5	30.3	23.8
	35	25.3	14.2	17.8	21.0	15.8	22.4	39.6	29.6	24.4	27.5	21.5
	40	23.1	7.7	10.2	17.0	10.5	20.7	34.4	34.6	23.8	24.6	22.1
	45	21.5	6.7	5.6	14.1	9.5	21.1	27.2	26.7	20.4	23.3	21.5
	50	15.3	4.0	3.2	10.1	6.5	14.6	16.8	18.1	13.1	16.9	18.5
15 ～ 19 歳	55	12.6	2.6	1.7	7.8	6.3	10.9	11.9	15.3	11.2	15.3	13.2
	25	14.0	13.8	13.9	16.7	9.7	15.3	19.7	10.8	10.2	13.1	9.1
	30	11.1	8.7	9.3	11.6	5.3	10.3	18.0	12.5	6.1	12.1	3.9
	35	10.5	5.3	6.2	9.2	3.9	8.3	19.7	12.1	7.2	11.1	4.8
	40	8.5	2.7	3.4	7.0	2.9	7.6	14.9	9.1	6.8	8.6	5.0
	45	6.1	1.9	1.4	5.0	2.3	6.5	9.5	6.6	4.2	5.7	4.2
20 ～ 24 歳	50	3.3	0.7	0.5	2.9	0.7	3.1	4.4	3.7	2.3	3.0	3.2
	55	2.7	0.4	—	2.4	0.9	2.6	3.1	3.6	1.9	2.5	2.5
	25	16.3	13.5	17.2	16.4	19.6	17.2	18.5	13.2	24.7	19.4	25.3
	30	16.3	12.4	15.0	16.0	15.2	19.5	20.4	16.5	18.5	18.1	19.9
	35	14.7	8.9	11.7	11.8	11.8	14.1	19.9	17.5	17.2	16.4	16.7
	40	14.6	5.0	9.6	10.0	7.6	13.1	19.6	18.5	16.9	16.0	17.0
計	45	15.4	4.8	4.2	9.1	7.2	14.6	17.7	20.1	16.2	17.6	17.2
	50	12.0	3.3	2.7	7.2	5.8	11.5	12.4	14.4	10.8	13.9	15.4
	55	9.9	2.1	1.7	5.4	5.4	8.4	8.8	11.7	9.2	12.8	10.8

う		ち																子							
		男																							
計		15 ～ 19 歳																							
		25	30	35	40	45	50	55	25	30	35	40	45	50	55	20 ～ 24 歳	25								
25	276	273	307	331	270	321	306	210	203	309	217	292	25	154	126	171	163	188	169	166	114	141	233	146	233
30	245	209	243	281	194	298	312	271	230	201	194	213	30	150	118	151	165	146	195	178	149	186	158	126	181
35	222	137	171	216	148	227	328	263	178	197	178	191	35	134	80	111	124	113	142	177	156	132	146	114	153
40	203	80	104	176	91	209	290	234	178	204	171	194	40	133	47	71	102	68	129	178	160	142	152	114	150
45	187	71	58	149	81	209	230	224	141	175	164	203	45	137	45	41	95	61	141	157	172	119	143	127	162
50	130	52	33	110	57	147	143	156	118	109	117	180	50	104	41	26	77	49	114	110	126	103	91	98	148
55	105	36	21	86	51	109	103	134	85	94	107	130	55	82	29	21	58	40	82	78	103	78	78	88	103

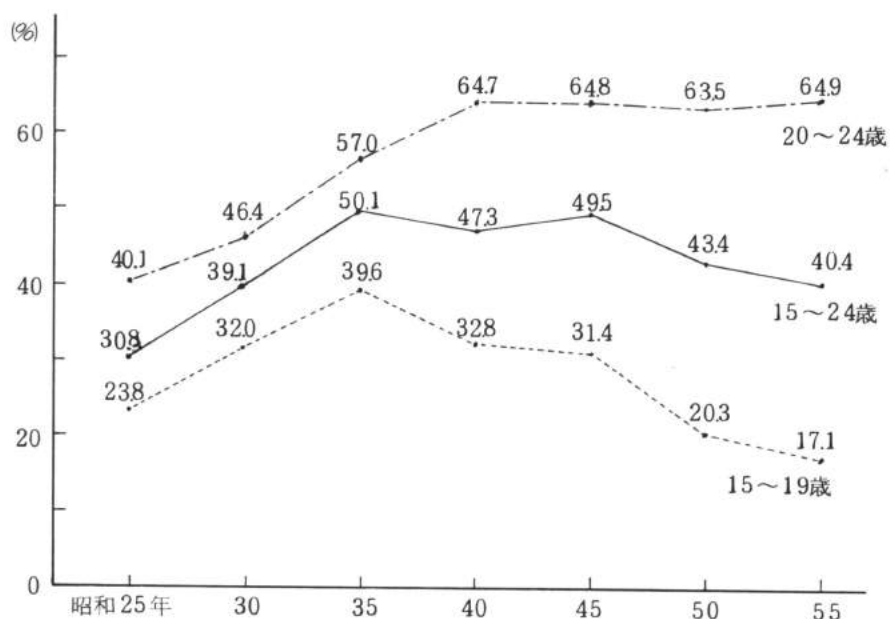
表6 職業別総就業者中に占める青少年就業者数の割合の推移

(96)

区 分	全 職 業 計	専 術 従 門 の 事 業 者	管 理 の 事 業 者	事 務 従 事 者	販 売 従 事 者	農 作 林 業 者	採 掘 作 業 者	運 送 ・ 通 信 者	技 能 工 ・ 生 産 者	保 安 事 業 者	サ ー ビ ス 事 業 者
	昭和25年										
計	30	303	296	20	429	199	275	284	355	364	397
	35	273	175	10	361	238	214	212	304	364	414
	40	253	163	07	339	232	145	149	313	355	375
	45	231	158	08	357	220	81	92	296	315	308
	50	215	197	08	353	213	70	72	231	259	283
15 ～ 19 歳	50	153	167	04	256	138	44	60	128	167	245
	55	126	164	03	217	109	29	70	91	122	197
	25	140	63	01	147	91	139	91	95	186	178
	30	111	34	—	94	103	89	52	76	170	177
	35	105	43	—	106	92	55	33	79	180	160
20 ～ 24 歳	40	85	38	—	94	69	29	22	75	145	122
	45	61	33	00	75	48	21	22	40	96	65
	50	33	20	—	48	24	09	12	17	46	52
	55	27	15	—	39	21	06	28	14	35	47
	25	163	233	18	282	108	136	193	259	178	220
計	30	163	141	10	267	135	126	159	228	194	237
	35	147	121	07	233	140	90	117	234	196	215
	40	146	119	08	263	151	52	70	221	171	185
	45	154	165	08	278	165	49	50	190	163	178
	50	120	147	04	209	114	35	48	111	121	193
計	55	99	148	03	178	88	24	42	77	87	151
	25	163	233	18	282	108	136	193	259	178	220
	30	163	141	10	267	135	126	159	228	194	237
	35	147	121	07	233	140	90	117	234	196	215
	40	146	119	08	263	151	52	70	221	171	185
計	45	154	165	08	278	165	49	50	190	163	178
	50	120	147	04	209	114	35	48	111	121	193
	55	99	148	03	178	88	24	42	77	87	151
	25	163	233	18	282	108	136	193	259	178	220
	30	163	141	10	267	135	126	159	228	194	237
計	35	147	121	07	233	140	90	117	234	196	215
	40	146	119	08	263	151	52	70	221	171	185
	45	154	165	08	278	165	49	50	190	163	178
	50	120	147	04	209	114	35	48	111	121	193
	55	99	148	03	178	88	24	42	77	87	151

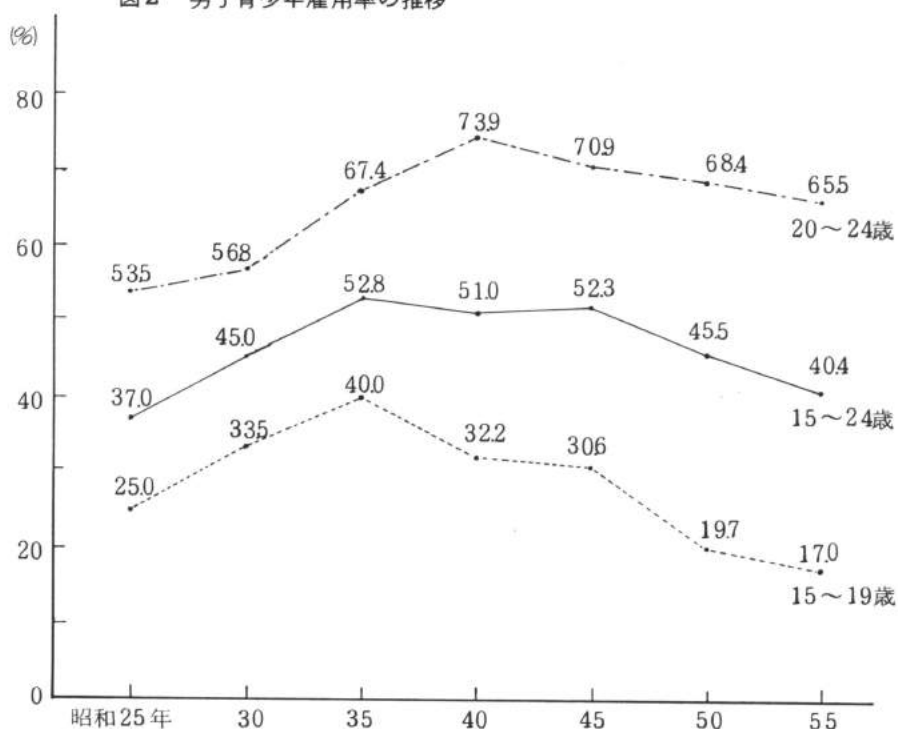
う	計	25	27.6	22.1	20	29.2	19.4	27.9	27.8	35.6	32.6	—	27.3
		30	24.5	11.0	09	22.2	23.7	21.5	20.7	28.0	33.0	—	31.1
ち	15 ～ 19 歳	35	22.2	8.3	06	19.7	21.8	14.4	15.2	26.2	32.2	—	31.1
		40	20.3	7.0	07	19.7	20.6	8.9	9.3	24.9	29.9	25.6	29.9
		45	18.7	11.1	08	18.0	19.8	8.5	7.6	19.6	25.8	28.3	27.6
		50	13.0	8.3	04	12.7	13.0	5.8	6.3	10.8	17.5	23.6	20.1
子	20 ～ 24 歳	55	10.5	8.4	03	10.3	10.4	4.1	7.2	8.2	13.7	19.2	19.2
		25	12.2	3.1	01	7.1	8.9	14.9	8.4	9.7	15.3	—	6.6
		30	9.5	0.7	—	4.3	10.3	9.3	5.0	5.7	14.4	—	9.9
		35	8.9	0.8	—	4.7	8.0	6.0	3.2	5.2	15.4	—	10.6
		40	7.1	0.5	—	3.8	5.4	3.7	2.3	4.9	12.7	6.8	11.0
男	19 歳	45	5.1	0.7	01	3.0	3.5	2.9	2.3	2.7	8.8	6.4	7.7
		50	2.6	0.5	—	1.7	1.7	1.3	1.3	1.3	4.4	4.9	4.8
		55	2.3	0.5	—	1.5	1.6	0.9	2.9	1.1	3.7	4.5	5.5
		25	15.4	19.0	1.9	22.1	10.5	13.0	19.5	26.0	17.3	—	20.7
		30	15.0	10.2	0.9	17.9	13.4	12.2	15.8	22.3	18.6	—	21.2
女	20 ～ 24 歳	35	13.4	7.5	0.6	15.0	13.8	8.4	12.0	21.1	16.8	—	20.5
		40	13.3	6.5	0.7	15.9	15.2	5.2	7.0	19.9	17.2	18.8	18.9
		45	13.7	10.4	0.7	15.0	16.3	5.6	5.3	16.9	16.9	21.8	19.9
		50	10.4	7.8	0.4	11.0	11.3	4.4	5.0	9.6	13.1	18.8	15.4
		55	8.2	7.9	0.3	8.8	8.8	3.2	4.3	7.1	9.9	14.6	13.6

図1 青少年雇用率の推移



総理府—国勢調査

図2 男子青少年雇用率の推移



注1) 昭和25年の年齢区分は14~19歳

2) 雇用率……15歳以上人口中に占める雇用者の割合

総理府—国勢調査

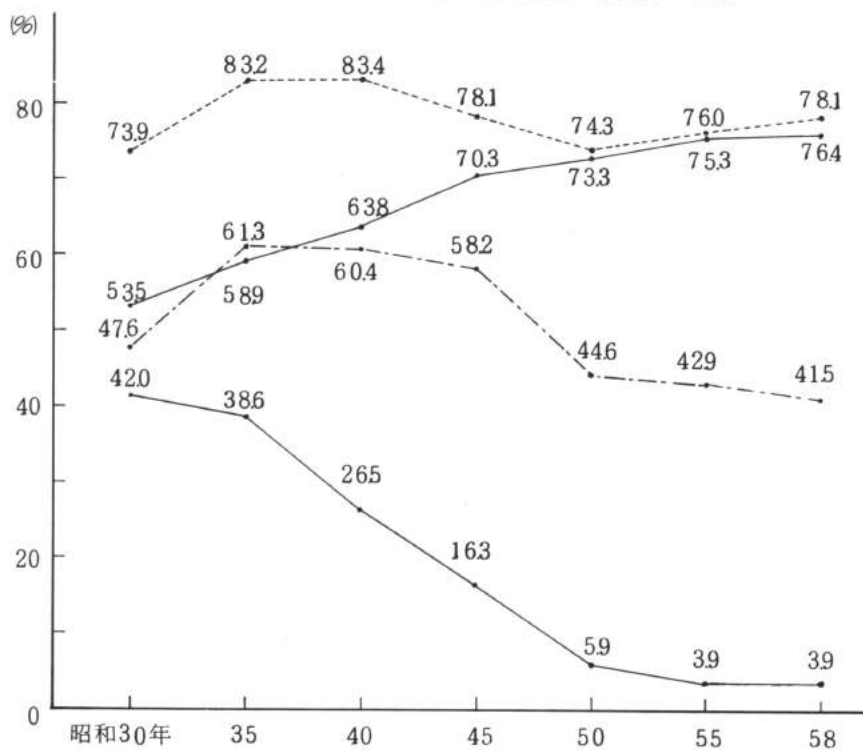
表7 新規卒者の学歴別就職者数の推移

区分	中学校卒業者		高等学校卒業者		高等専門学校卒業生	短期大学卒業者	大卒業者
	就職者数	うち就職進学者数	就職者数	うち就職進学者数			
昭和30年	698,007	64,431	340,529	8,268	—	15,187	7,0015
31	797,197	64,279	390,449	6,503	—	16,276	78,980
32	864,636	67,129	426,898	6,019	—	17,224	87,345
33	774,975	58,322	447,423	5,153	—	16,648	89,806
34	785,851	58,668	496,116	5,153	—	16,087	93,170
35	683,697	50,473	572,502	5,884	—	17,917	99,706
36	500,864	42,001	612,136	6,520	—	20,553	104,464
37	652,400	55,900	649,253	7,584	—	22,951	110,991
38	763,844	71,871	626,065	8,078	—	26,542	119,331
39	697,687	73,877	557,106	7,859	—	32,897	127,812
40	624,731	76,056	700,261	10,210	274	35,547	135,419
41	522,475	67,926	902,826	12,187	430	33,919	142,386
42	445,681	64,134	941,366	12,083	2,273	45,447	150,871
43	385,550	62,967	942,953	13,611	4,217	63,562	158,957

(人)

44	324,262	60,003	88,2349	13,768	5,397	7,5579	172,125
45	271,266	57,092	816,669	13,895	6,042	80,740	188,227
46	221,458	53,070	760,217	14,860	6,042	82,580	215,595
47	179,076	45,127	698,554	14,549	6,631	82,586	221,764
48	145,059	40,785	668,005	15,209	7,052	91,704	223,750
49	125,633	41,115	641,958	14,969	7,530	98,863	230,687
50	93,987	30,772	590,893	14,659	7,542	103,314	232,683
51	80,984	26,177	559,232	11,675	7,555	104,168	230,463
52	76,263	27,257	596,942	10,571	7,298	114,340	244,617
53	70,637	23,908	596,482	19,986	7,129	115,423	256,817
54	65,172	21,398	591,183	18,313	7,503	123,442	275,850
55	67,415	23,017	599,693	18,263	7,083	129,156	285,129
56	66,188	21,510	613,267	18,356	7,101	130,087	294,078
57	61,712	18,598	621,038	18,501	7,163	130,100	293,344
58	72,409	20,592	630,521	19,064	7,289	131,609	281,998

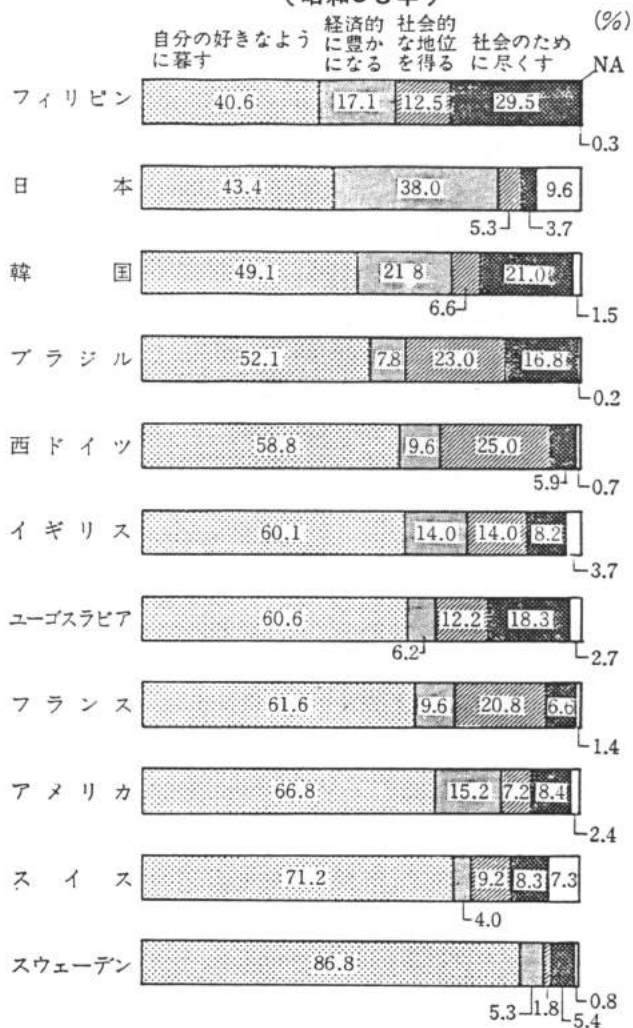
図3 中学・高校・短大・大学新規卒業者の就職率の推移



注) 就職率……卒業者数中に占める就職者数の割合

文部省—学校基本調査

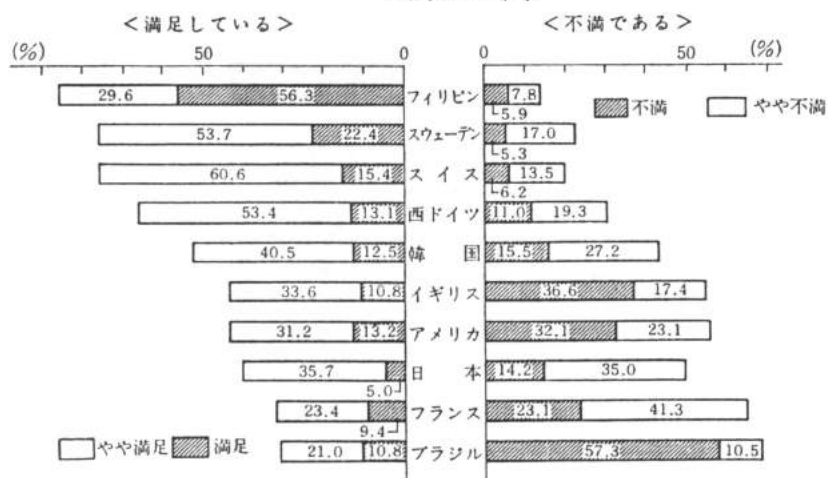
図4 人の暮らし方についての考え方
(昭和58年)



総理府—世界の青年との比較からみた日本の青年
—世界青年意識調査(第3回)報告書—

図5 社会に対する満足度

(昭和58年)



次頁へ

前頁より



社会に対する不満の理由 (MA)

(%)

国	順位	1	2	3	4	5
日本		正しいことが 46.0	まじめな者が 38.2	社会福祉 37.9	環境破壊 34.7	貧富 29.1
アメリカ		貧富 64.1	社会福祉 60.4	環境破壊 57.5	正しいことが 45.2	治安風俗 42.5
イギリス		貧富 59.9	環境破壊 45.3	正しいことが 44.4	若者の意見 41.3	社会福祉 39.0
西ドイツ		環境破壊 70.6	正しいことが 58.1	若者の意見 47.0	貧富 39.9	身分、家柄 31.9
フランス		まじめな者が 56.8	貧富 52.3	環境破壊 42.5	正しいことが 41.9	組織の中 38.0
スイス		環境破壊 60.8	若者の意見 52.0	正しいことが 49.5	身分、家柄 34.0	社会福祉 29.0
スウェーデン		若者の意見 51.8	正しいことが 46.1	環境破壊 44.7	まじめな者が 40.8	身分、家柄 32.9
フィリピン		貧富 55.6	環境破壊 44.6	組織の中 41.2	治安風俗 39.1	正しいことが 33.3
韓国		身分、家柄 65.1	正しいことが 60.0	貧富 50.6	まじめな者が 40.6	社会福祉 37.4
ブラジル		貧富 59.1	若者の意見 58.7	正しいことが 48.1	治安風俗 45.3	社会福祉 43.6

〔不満の理由の選択肢〕

- すべての事柄が身分によって決められ、家柄が重要視され過ぎている。
- 組織の中の間人は、与えられた役割を機械的にしか果たすことができない。
- 正しいことが通らない。
- 貧富の差がありすぎる。
- まじめな者がむくわれない。
- 若者の意見が反映されていない。
- 治安、風俗が乱れている。
- 老人、身体障害者などに対する社会福祉が十分でない。
- 環境破壊に対して国民が無関心である。
- その他

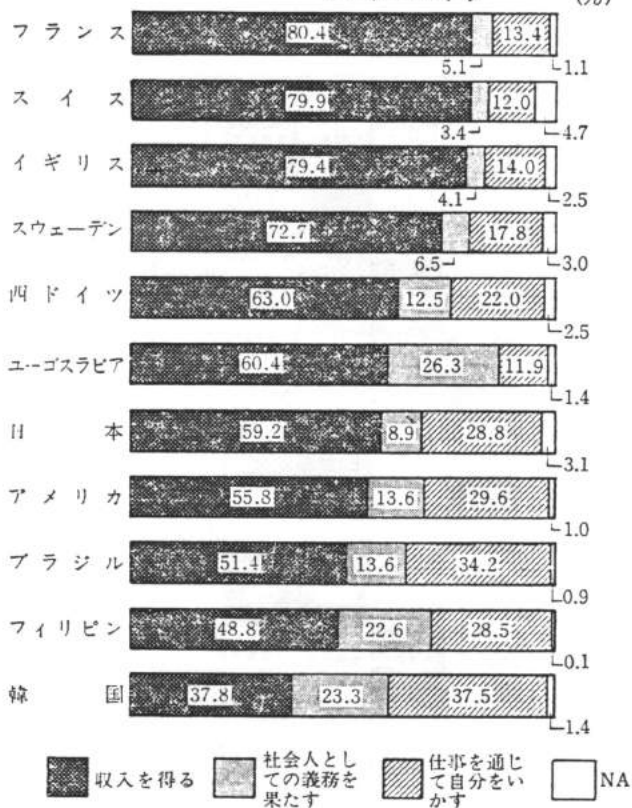
総理府—世界の青年との比較からみた日本の青年

—世界青年意識調査(第3回)報告書—

図6 働く目的

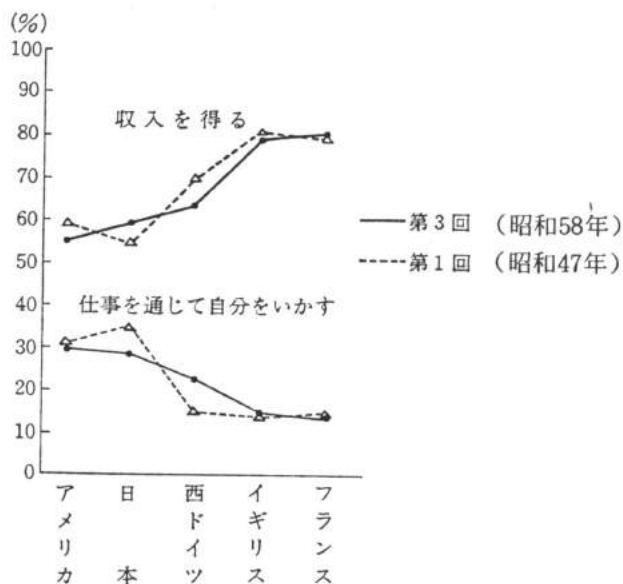
(昭和58年)

(%)



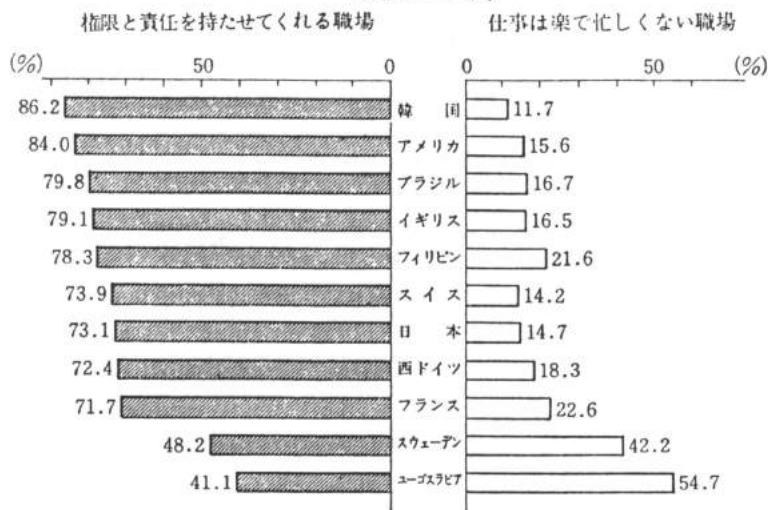
総理府—世界の青年との比較からみた日本の青年
—世界青年意識調査(第3回)報告書—

図7 働く目的〔第1回との比較〕
（先進国の場合）



総理府—世界の青年との比較からみた日本の青年
—世界青年意識調査（第3回）報告書—

図8 職 場 観
(昭和58年)



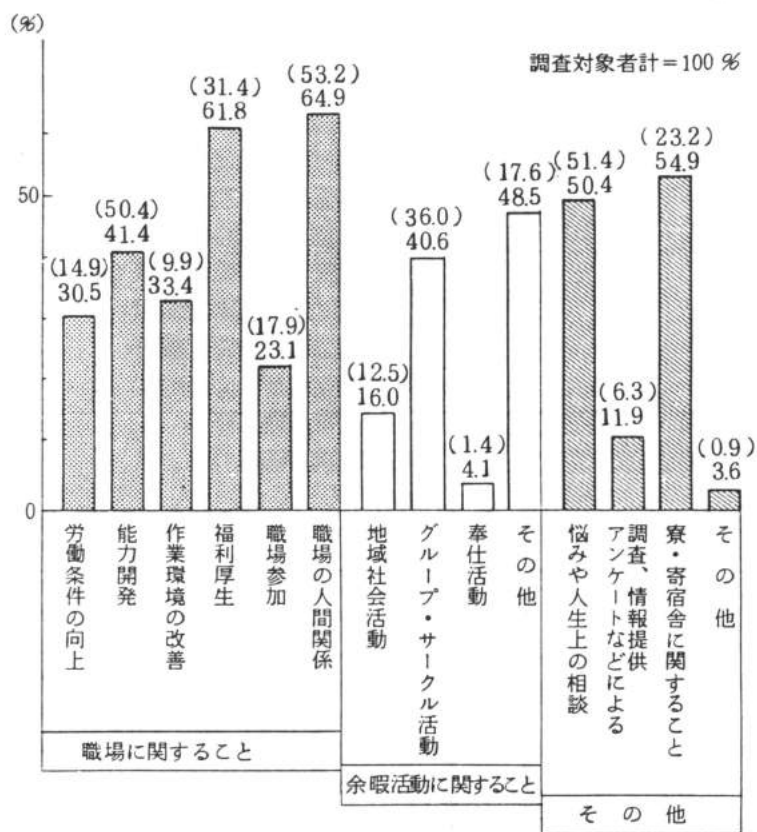
総理府—世界の青年との比較からみた日本の青年
—世界青年意識調査(第3回)報告書—

表8 勤労青少年福祉員・福祉推進者の設置及び推進状況

都道府県	勤労青少年福祉員 (昭58.12.1現在)					勤労青少年福祉推進者 (昭58.4.1現在)				
	福祉員設置団体数	福祉員数	地区別組織数	全組	県職	推進者選任事業場数	推進者数	地区別組織数	全組	県職
北海道	91	115	7	有		102	115		有	
青森	64	84	6	有		51	60		有	
岩手	24	27	無	有		107	154		有	
宮城	41	79	無	有		172	218		有	
秋田	47	62	無	有		78	113		有	
山形	35	35	無	有		109	113	1		
福島	50	66	無	有		132	182			
茨城	50	59	無	有		259	495	4		
栃木	69	81	8	有		334	461		有	
群馬	78	102	1	無		218	365	5		
埼玉	30	91	無	無		328	619		有	
千葉	14	51	無	無		534	793			
東京	40	198	無	有		3,200	3,200		有	
神奈川	47	126	無	無		1,320	2,158	9		
新潟	54	64	無	無		570	852	12		
富山	68	74	無	有		55	58			
石川	68	70	無	有		89	127			
福井	37	45	無	有		95	97			
山梨	19	19	無	無		39	51			
長野	50	67	4	有		229	352	6	有	
岐阜	84	111	1	有		210	285			
静岡	47	60	無	有		543	732	3		
愛知	116	169	無	有		1,212	1,528	4	有	
三重	58	70	11	有		121	177			
滋賀	41	47	無	有		227	249			
京都	40	58	無	無		57	75			
大阪	60	149	無	有		785	1,484			
兵庫	106	117	無	有		531	943	4		
奈良	45	54	無	有		36	36			
和歌山	41	45	無	無		174	181			
鳥取	28	36	無	有		41	54			
島根	36	51	無	有		32	38			
岡山	54	69	無	有		176	180			
広島	50	76	無	有		249	314		有	
山口	65	79	無	有		204	219	5	有	
徳島	41	46	1	有		23	23			
香川	32	44	無	有		77	108			
愛媛	39	51	無	有		85	106		有	
高知	25	25	無	有		25	27			
福岡	75	102	2	有		426	538	8	有	
佐賀	31	33	無	無		62	63			
長崎	52	52	1	有		87	94			
熊本	69	73	無	有		114	120			
大分	33	37	無	有		115	148	1		
宮崎	39	42	無	有		111	147		有	
鹿児島	53	76	1	有		70	89		有	
沖縄	33	34	無	有		63	63			
合 計	2,369	3,321	43	38		13,877	18,604	62	15	

労働省編入少年局調べ

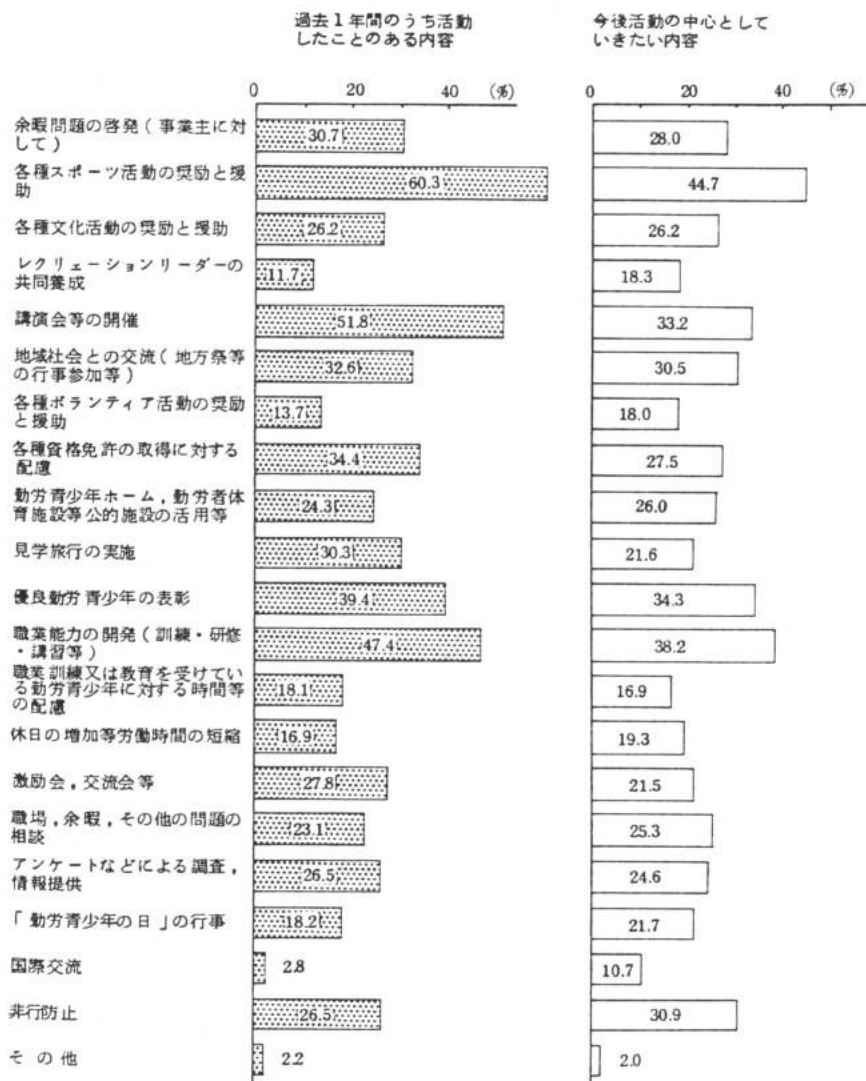
図9 主な福祉推進者活動の現在と今後の活動の方向(MA)
(昭和56年11月)



(注) ()内の数字は今後の主な活動の割合を示す。

労働省－職場における勤労青少年指導に関する
実態調査－勤労青少年福祉推進者活動－

図10 主な福祉員活動の現在と今後の活動の方向(MA)



労働省一職場における勤労青少年指導に
関する実態調査一勤労青少年福祉員活動一

4 勤労青少年ホームの設置状況

表9 年度別、都道府県別、勤労青少年ホーム設置状況

区分	昭和32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	計	
北海道							1	1		3	3	2	2	1	2	1	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2	1	34
青森								1		1				1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13		
岩手														1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	21		
宮城								1		1	1	1	2	2	1	2	2	3	2	1	1	1	1	1	1	2	22		
秋田				(1)					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2	13		
山形												1	(1)	1	1	2	1	1	1							8			
福島								1		1	2			1	1	2	1	1	1	1		1	1	1	2	1	15		
茨城									1	2	1	1		1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15		
栃木									(1)		1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		8		
群馬						1					1	1		1	2	2	1	2	1	1		1	2		1	1	17		
千葉						1			1	1		1		1	1			2	1	1				1	1	1	11		
東京																											1		
神奈川									1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	21		
新潟							1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14		
富山																	2	1	1								8		
石川							1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10		
福井																1	1	1	1	1	1	1	2		1	7			
山梨																2	1	3	2		1	1	1	1	1	1	17		
長野						1								1			1	1								1	9		
岐阜																1	1	1		1	1	1	1	1			16		
静岡																											12		
愛三	(1)						1		2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5		

[illegible]

1) 上記のホームは国の補助を受けて設置されたものである。

2) () で示した昭和32年度設置分は昭和54.4.1に、昭和36年度設置分は昭和57.1.9に、昭和41年度設置分は昭和55.4.1に、昭和44年度設置分は昭和57.9.30に、昭和45年度設置分は昭和56.3.31をもってそれぞれ廃止している。

なお、計欄の数字は廃止したものも含み（）内数字はそのうち廃止した数である。

3) 昭和58年度については、年度内に設置予定のものである。

表10 勤労青少年ホーム設置一覧

ブロック	県	勤 労 青 少 年 ホ ー ム	計
北海道	北海道	札幌市(中央 円山 アカシア ポプラ 豊平 発寒) 滝川市 根室市 帯広市 旭川市 小樽市 室蘭市 北見市 苫小牧市 深川市 美唄市 三笠市 岩見沢市 網走市 音更町 羽幌町 池田町 余市町 *支笏湖勤労青少年フレンドシップセンター 増毛町 芽室町 釧路市 広尾町 岩内町 浦河町 赤平市 富良野市 枝幸町《稚内市》	34
東北	青森	八戸市 青森市 弘前市 三沢市 むつ市 十和田市 黒石市 五所川原市 三戸町 鯉ヶ沢町 大間町 野辺地町 平内町	13
	岩手	盛岡市(中央通 仙北) 北上市 宮古市 一関町 花巻市 大船渡市 陸前高田市 水沢市 江刺市 久慈市 遠野市 二戸市 胆沢町 *釜石勤労福祉センター 雫石町 東山町 大東町 一戸町 紫波町 岩手町 種市町	22
	宮城	仙台市(一番町 卸町) 石巻市 古川市 白石市 塩釜市 名取市 多賀城市 角田市 岩沼市 *柴田町 中新田町 鹿島台町 涌谷町 桃生町 七ヶ浜町 泉市 山元町 亘理町 気仙沼市 田尻町 迫町 *女川町勤労青少年センター《小牛田町》	24
	秋田	大館市 横手市 湯沢市 大曲市 本荘市 *秋田市 男鹿市 鹿角市 矢島町 仁賀保町 能代市 角館町 稲川町	13
	山形	山形市 上市市 南陽市 寒河江市 村山市 天童市 長井市	7
	福島	いわき市(平 勿来) 郡山市 二本松市 喜多方市 原町市 会津若松市 本宮町 須賀川市 安達町 鏡石町 石川町 新地町 福島市《小野町》	15
関東甲信越	茨城	水戸市(梅香 五軒) 古河市 勝田市 土浦市 *結城市 那珂湊市 竜ヶ崎市の 水海道市 日立市 笠間市 総和町 高萩市 石岡市 取手市 千代田	16
	栃木	栃木市 鹿沼市 足利市 宇都宮市(松原 東) 佐野市 小山市 大田原市 大平町 田沼町 今市市 黒磯市 壬生町 石橋町 矢板市	15

ブ ロ ッ ク	県	勤 労 青 少 年 ホ ー ム	計
関 東 甲 信 越	群 馬	高崎市 前橋市 太田市 藤岡市 吾妻郡 沼田市 富岡市	7
	埼 玉	県立(大宮 川越 秩父 *本庄 *行田 *狭山 蕨 飯能 桶川 新座 *熊谷 草加 和光 鴻巣 *蓮田 *幸手 三郷) 川口市 *川口市青少年工業人センター *吉見勤労青少年フ レンドシップセンター 白岡町 吹上町 小川町 長瀨町 《八潮市》	25
	千 葉	県立千葉 船橋市 茂原市 柏市 野田市 *千種勤労青少 年センター 八千代市 旭市 流山市 八日市場市 市川 市 館山市	12
	東 京	*全国勤労青少年会館 *豊島区勤労青少年センター *北区勤 労青少年センター	3
	神奈川	横浜市	1
	新 潟	長岡市 新潟市 上越市 三条市 十日町市 新発田市 栃尾市 燕市 柏崎市 新井市 糸魚川市 加茂市 五泉 市 吉田町 小千谷市 六日町 村上市 両津市 与板町 中条町 新津市	21
	山 梨	塩山市 県立(東部地方 峡南地方 峡中地方 富士北麓 東山梨《狭北地方》)	7
北 隆	長 野	上田市 下諏訪町 長野市(北部 南部《西部》 *長野西 町) 更埴市 松本市 岡谷市 中野市 塩尻市 大野市 伊那市 飯山市 茅野市 *富士見勤労青少年フレンドシッ プセンター 飯田市 須坂市 諏訪市	19
	富 山	富山市(第1 第2) 高岡市 魚津市 氷見市 滑川市 新湊市 福岡町 *城端町 小矢部市 新川広域圏 砺波市 立山町 小杉町 婦中町	15
	石 川	小松市 金沢市 輪島市 加賀市 松任市 七塚町 根上 町 《七尾市》	8
東 海	福 井	福井市(福井市 *森田) 丸岡坂井 武生市 金津町 朝 日町 鯖江市 敦賀市 大野市 今立町 《三国町》	11
	岐 阜	羽島市 多治見市 瑞浪市 *高山市 関市 中津川市 各 務原市 土岐市 美濃市 《高山市》	10

ブ ロ ッ ク	県	勤 労 青 少 年 ホ ー ム	計
東 海	静 岡	浜松市 富士市 清水市 沼津市 島田市 磐田市 三島市 静岡市 浜北市 湖西市 裾野市 富士宮市 菊川町 天竜市 袋井市 藤枝市	16
	愛 知	豊橋市 西尾市 岡崎市 稲沢市 蒲郡市 *三好町 *一色町 *祖父江町 瀬戸市 犬山市 高浜市 新城市 尾張旭市 豊田市 *勤労センター憩の家	15
	三 重	松阪市 桑名市 四日市市 津市 鈴鹿市	5
近 畿	滋 賀	大津市 草津市 八日市市 安曇川町 山東町 浅井町 甲西町 長浜市 彦根市 近江八幡市 (栗東町)	11
	京 都	京都市(西陣 南 東山 下京 *中京 *伏見 山科) 福知山市 亀岡市	9
	大 阪	府立(中央 豊中 東大阪 阿倍野) 大阪市(中央 福島 *平野 *城東 *東成 *港 東淀川 旭 天王寺 住之江 大正 浪速 大淀 東住吉 鶴見 *西淀川 西 西成 生野 北 南 *加美ユースセンター *此花ユースセンター *大畑山会館) 守口市 吹田市 岸和田市 春木 寝屋川市 *高槻市 和泉市 忠岡町 熊取町 *泉佐野 勤労青少年フレンドシップセンター 泉大津市 美原町	39
	兵 庫	姫路市 伊丹市 尼崎市 高砂市 西宮市 宝塚市 三木市 *西脇市 氷上町	9
	奈 良	桜井市 奈良市 大和高田市 大和郡山市 橿原市	5
	和歌山	和歌山市 海南市 田辺市 御坊市 新宮市 橋本市	6
	鳥 取	鳥取市 倉吉市 米子市	3
中 国	島 根	出雲市 浜田市 安来市 大田市 江津市 益田市 平田市 木次町	8
	岡 山	倉敷市(児島 水島) 井原市 岡山市 津山市 備前市 総社市 笠岡市 玉野市 新見市 高梁市	11
	広 島	福山市(福山 松永) 府中市 広島市(中央 安佐) 三原市 尾道市 五日市町 海田町 大竹市 竹原市 呉市	12

ブ ロ ック	県	動 労 青 少 年 ホ ー ム	計
中 国	山 口	徳山市 防府市 下関市 光市 新南陽市 平生町 山陽町 美祢市 * 宇部市 勤労青少年会館 * 柳井市 小野田市 豊浦町 《小郡町》	13
四 国	徳 島	徳島市 阿南市 藍住町 鳴門市 市場町 小松島市	6
	香 川	小豆島 志度町 国分寺町 《多度津町》	4
	愛 媛	新居浜市 伊予三島市 宇和島市 今治地区 大洲市 八幡浜市 砥部町	7
	高 知	須崎市	1
九 州	福 岡	北九州市（八幡 小倉 若松 門司 八幡西） 甘木市 大川市 直方市 那珂川町 久留米市 中間市 豊前市 八女市 田主丸町 久山町 筑紫野市 春日市 《星野広域圏》	18
	佐 賀	鳥栖市 唐津市 武雄市 有田町 大町町 《中原町》	6
	長 崎	大村市 佐々町 長与町 松浦市 川棚町 《福江市》	6
	熊 本	熊本市 八代市 荒尾市 本渡市 山鹿市 人吉市 菊池市 宇土市 《水俣市》 《牛深市》	10
	大 分	中津市 日田市 竹田市 佐伯市 宇佐市 豊後高田市 別府市	7
	宮 崎	延岡市 都城市 宮崎市 日南市 日向市 串間市 小林市 えびの市 西都市	9
	鹿児島	出水市 鹿屋市 国分市 鹿児島市 枕崎市 西之表市 川内市 高山町 串木野市	9
	沖 縄	那覇市 宜野湾市 平良市	3
合 計			546

(注) * 印は県、市等単独設置のもの又は類似施設です。

《 》は、昭和 58 年度 設置予定のものです。

労働省一婦人少年局調べ

三 業 務 資 料

業 務 資 料

(一) 婦人少年問題審議会(年少労働部会)建議・答申集

事 項	備 考
年少労働者の労働条件と環境の改善向上に関する具体的方策についての答申書 ……………	(24. 2. 21)
婦人少年局の廃止反対に関する建議書 ……………	(24. 3. 5)
婦人少年局の機構改革及び解体反対に関する建議書 ……………	(25. 9. 15)
街頭において働く年少労働者に対して労働保護に関する法的措置を講ずる必要があるか否かの当否についての答申書 ……………	(26. 1. 30)
女子年少者労働基準規則改正についての建議書 ……………	(29. 2. 16)
年少労働者の保護福祉に関する建議書 ……………	(30. 12. 26)
雇用対策法の立案に関する要望書 ……………	(40. 12. 25)
年少労働に関する施策についての報告書 ……………	(41. 2. 7)
勤労青少年の余暇善用福祉施設のあり方について(報告) ……………	(42. 5. 15)
今後における勤労青少年対策に関する建議 ……	(43. 8. 5)
労働行政機構改革に関する建議 ……………	(44. 3. 20)
勤労青少年福祉法案大綱についての答申 ……	(45. 3. 2)
勤労青少年福祉対策基本方針案大綱についての答申 ……………	(46. 5. 13)
勤労青少年ホームのあり方についての答申 ……	(48. 5. 25)
勤労青少年福祉対策基本方針案大綱についての答申 ……………	(51. 5. 19)
勤労青少年福祉対策基本方針案についての答申 ……………	(56. 3. 17)

(二) 勤労青少年余暇活動研究会研究テーマ

年 度	研 究 テ ー マ
昭和47年度	勤労青少年余暇活動の指針の検討
48 "	公共施設拡充強化と指導者養成の急務
49 "	勤労青少年の余暇活動に関する指導者の現状とその養成の方向
50 "	勤労青少年のスポーツ活動の振興
51 "	第三次産業に働く勤労青少年の余暇活動
52 "	勤労青少年の余暇活動と地域社会
53 "	勤労青少年の生活の中における余暇の意義
54 "	勤労青少年の余暇活動と今後の方向
55 "	同 上
56 "	勤労青少年指導者の養成
57 "	同 上
58 "	勤労青少年ホームの現状と課題

(三) 勤労青少年育成団体名簿一覧

団 体 名	設 立 許 可 年 月 日
社団法人 日本勤労青少年団体協議会	昭和53年11月 7日
財団法人 あすなろ会	" 37 " 8 " 1 "
社団法人 勤労厚生協会	" 48 " 3 " 27 "
財団法人 勤労青少年協会	" 44 " 12 " 1 "
財団法人 勤労青少年グループ・ワーク協会	" 44 " 7 " 1 "
財団法人 勤労青少年健全育成協会	" 47 " 1 " 27 "
財団法人 勤労青少年躍進会	" 43 " 10 " 1 "
財団法人 全国勤労青少年福祉協会	" 37 " 3 " 10 "
社団法人 全国勤労青少年ホーム協議会	" 48 " 1 " 14 "
社団法人 日本経済青年協議会	" 46 " 7 " 2 "
社団法人 日本産業カウンセラー協会	" 45 " 4 " 10 "
財団法人 根っこの家・若い根っこの会	" 35 " 9 " 9 "
社団法人 日本産業訓練協会	
社団法人 日本青年社員連合会	
財団法人 全国産業ジュニア・リーダー会議	
社団法人 全国杉の子会連合会	
財団法人 日本レクリエーション協会	
財団法人 婦人少年協会	
ジャパン・ヤング・サークル	
全国勤労青少年団体協議会	
全国社会人研修福祉連合会	
日本経営開発センター	
働く九州っ子の会	
中央職業能力開発協会	

注) 設立許可年月日のあるものは年少労働課所管団体

四名簿

(一) 歴代婦人少年局長

氏 名	在 任 期 間
山 川 菊 栄	22. 9 ～ 26. 6
藤 田 た き	26. 8 ～ 30. 6
谷 野 せ つ	30. 8 ～ 40. 9
高 橋 展 子	40. 9 ～ 49. 6
森 山 真 弓	49. 6 ～ 55. 2
高 橋 久 子	55. 2 ～ 57.10

(二) 年少労働課長

氏 名	在 任 期 間
堀 秀 夫	22. 9 ～ 23. 8
藤 本 喜 八	23. 8 ～ 24. 9
工 藤 誠 爾	24.11 ～ 28. 8
石 島 康 男	28. 8 ～ 29. 9
竹 内 外 之	29. 9 ～ 32. 8
四 方 陽之助	32. 8 ～ 33. 6
萱 野 喬	33. 7 ～ 35. 4
矢 越 幸 穂	35. 5 ～ 37. 1
渡 辺 孟	37. 1 ～ 39. 5
松 浦 干 城	39. 6 ～ 42. 3
山 口 政 治	42. 4 ～ 46. 7
保 谷 六 郎	46. 7 ～ 48. 7
山 田 譲	48. 7 ～ 49. 7
本 多 去来彌	49. 7 ～ 52. 3
石 井 辰 治	52. 4 ～ 54. 4
金 平 隆 弘	54. 4 ～ 56. 7
山 口 泰 夫	56. 7 ～ 58. 7

(三) 婦人少年問題審議会年少労働部会委員

回	審議会令 以前のもの				
任期	23. 6. 1～ 24. 5. 31				
会長					
副会長					
部長					
委員氏名	石川智福	真下一郎	石川智福	近藤綸二	後藤安太郎
	岩田正雄	藤岡たき	尾高邦雄	二後藤安太郎	藤瀬久三
	岡崎三郎	奥しげ子	崎むめお	佐藤義秀	桂太郎
	奥むめお	江上フ子	夫郎	柳川いづ	島清文
	大森松代	赤松常子	泉夫	榎秋庭喜保	大野はる
	大渡辺松子	青木誠四郎	男さ	藤桐三	藤本喜保
	加藤シズエ	野口ふ	影	村武	原隅達
	加藤威夫	野口	武	三	桐三

桂	泉	榊	真	下	一	松	田	多之男	塩	野	幸	子	那	須	宗	一
高	なほ	三	五	明	しげ											
円	田	瓶	青	木	誠四郎											
竹	ふ	辺	赤	松	常											
野	村	樹	朝	原	梅											
野	村	原	榊		タカ											
山	口	林		田	子											
山	崎	田	森	村	雄											
	下	村	杉		子											
	春	杉														
	江															
	影	平														
	子	塩														
	男	三														
	さ	田														
	男	三														
	かつ	樹														
	子	原														
	影	林														
	子	田														
	江	村														
		春														

回	第 5 回	第 6 回	第 7 回	第 8 回	第 9 回	第 10 回
任 期	30. 2. 10 ~ 31. 2. 9	31. 10. 1 ~ 32. 9. 30	33. 2. 10 ~ 34. 2. 9	34. 4. 1 ~ 35. 3. 31	35. 4. 1 ~ 36. 3. 31	36. 4. 1 ~ 37. 3. 31
会 長	平 林 (たい子 婦人)	山 高 しげり	山 高 しげり	山 高 しげり	山 高 しげり	山 高 しげり
副 会 長		桐 原 葆 見	那 須 宗 一	那 須 宗 一	那 須 宗 一	那 須 宗 一
部 会 長		佐 藤 利三郎	那 須 宗 一	那 須 宗 一	那 須 宗 一	
委員氏名	乗 富 丈 夫	乗 富 丈 夫	久 世 法 夫	久世(後任)法大 誠	井 田 安 造	井 田 安 造
	稲 川 宮 雄	遠 富 丈 雄	塩 谷 信 雄	塩 谷 信 雄	田 島 貞 次	田 島 貞 次
	秀 平 寿	大久保 代	望 鈴 望	田 鈴 田	五 藤 利三郎	五 藤 利三郎
	鈴 木 正 作	塩 谷 月 信 雄	木 月 源 俊 彦	中 木 政 俊 彦	佐 藤 清 水 俊 彦	佐 藤 清 水 俊 彦
	中 島 桂 太 郎	望 桐 望 利三郎	山 富 丈 夫	山 富 丈 夫	鈴 木 中 政 男	鈴 木 中 政 男
	大 野 は る	藤 原 葆 見	乗 遠 乗 五	乗 遠 乗 五	田 中 須 富	田 中 須 富
	佐 藤 利三郎	藤 利三郎	島 貞 次	島 貞 次	那 須 宗 一	那 須 宗 一
	小 林 英 司	須 宗 一	藤 利三郎	藤 利三郎	森 誠	森 誠
	桐 原 葆 見	島 貞 次	那 須 宗 一	那 須 宗 一		
	那 須 宗 一		藤 本 喜 八	藤 本 喜 八		

回	第 11 回	第 12 回	第 13 回	第 14 回	第 15 回	第 16 回
任 期	38. 2. 16~ 39. 2. 15	39. 3. 10~ 40. 3. 9	40. 4. 1~ 41. 3. 31	41. 7. 1~ 42. 6. 30	42. 12. 19~ 43. 12. 18	43. 12. 19~ 44. 12. 18
会 長	田 辺 繁 子	田 辺 繁 子	田 辺 繁 子	田 辺 繁 子	田 辺 繁 子	田 辺 繁 子
副 会 長	平 田 富太郎	平 田 富太郎	平 田 富太郎	平 田 富太郎	平 田 富太郎	平 田 富太郎
部 会 長	成 瀬 政 男	成 瀬 政 男	成 瀬 政 男	成 瀬 政 男	栗 原 泰次郎	栗 原 泰次郎
委員氏名	井 田 安 造	井 田 安 造	井 田 安 造	井 田 安 造	加 藤 地 三	加 藤 地 三
	児 玉 寛 一	児 玉 寛 一	児 玉 寛 一	加 藤 地 三	久 保 まち子	久 保 まち子
	清 水 俊 子	森 誠 伝 (後任)佐藤 伝	佐 藤 俊 子	栗 原 泰治郎	栗 原 泰治郎	栗 原 泰治郎
	鈴 木 中 政 男	清 水 中 政 男	清 水 中 政 男	栗 原 泰治郎	栗 原 泰治郎	栗 原 泰治郎
	田 中 政 男	鈴 木 中 政 男	鈴 木 中 政 男	栗 原 泰治郎	栗 原 泰治郎	栗 原 泰治郎
	田 中 政 男	鈴 木 中 政 男	鈴 木 中 政 男	栗 原 泰治郎	栗 原 泰治郎	栗 原 泰治郎
	豊 原 恒 政 男	豊 原 恒 政 男	豊 原 恒 政 男	栗 原 泰治郎	栗 原 泰治郎	栗 原 泰治郎
	成 瀬 政 男	成 瀬 政 男	成 瀬 政 男	栗 原 泰治郎	栗 原 泰治郎	栗 原 泰治郎
	福 沢 一 誠	福 沢 一 誠	福 沢 一 誠	栗 原 泰治郎	栗 原 泰治郎	栗 原 泰治郎
	森 藤 良 一	森 藤 良 一	森 藤 良 一	栗 原 泰治郎	栗 原 泰治郎	栗 原 泰治郎

回	第 17 回	第 18 回	第 19 回	第 20 回	第 21 回	第 22 回
任 期	44.12.19～ 45.12.18	46. 3. 1～ 48. 2.28	48. 3. 1～ 50. 2.28	50. 3.10～ 52. 3. 9	52. 4.25～ 54. 4.24	54. 5. 8～ 56. 5. 7
会 長	田 辺 繁 子	田 辺 繁 子	藤 田 た き	藤 田 た き	藤 田 た き	藤 田 た き
副 会 長	平 田 富太郎	加 藤 地 三	加 藤 地 三	西 清 子	田 中 實	田 中 實
部 会 長	栗 原 泰治郎	加 藤 地 三	加 藤 地 三	田 中 實	田 中 實	田 中 實
委員氏名	加 藤 地 三	加 藤 地 三	加 藤 地 三	柏 田 中 實	柏 田 中 實	柏 田 中 實
	久 保 まち子	加 田 中 實	加 田 中 實	木 中 恵 子	木 中 恵 子	木 中 恵 子
	栗 原 泰治郎	松 田 中 実	松 田 中 実	南 田 中 實 整	南 田 中 實 整	南 田 中 實 整
	松 田 ふみ子	井 口 澄 雄	井 口 澄 雄	井 口 澄 雄	佐 武 渡 政 利	佐 武 渡 政 利
	上 之 垣 純 顕	井 丹 下 洋 一	井 丹 下 洋 一	井 丹 下 洋 一	佐 武 渡 政 利	佐 武 渡 政 利
	安 吉 幸 男	吉 丹 下 幸 男	吉 丹 下 幸 男	吉 丹 下 幸 男	吉 丹 下 幸 男	吉 丹 下 幸 男
	小 山 欣 男	小 山 欣 男	小 山 欣 男	小 山 欣 男	小 山 欣 男	小 山 欣 男
	佐 竹 貞 人	佐 竹 貞 人	佐 竹 貞 人	佐 竹 貞 人	佐 竹 貞 人	佐 竹 貞 人
	並 木 貞 人	並 木 貞 人	並 木 貞 人	並 木 貞 人	並 木 貞 人	並 木 貞 人
	並 木 貞 人	並 木 貞 人	並 木 貞 人	並 木 貞 人	並 木 貞 人	並 木 貞 人

回	第 23 回	第 24 回
任 期	56. 5. 29 ~ 58. 5. 28	58. 7. 6 ~ 60. 7. 5
会 長	藤 田 た き	藤 田 た き
副 会 長	和 田 勝 美	和 田 勝 美
部 会 長	江 橋 慎四郎	江 橋 慎四郎
委員氏名	江 橋 慎四郎	江 橋 慎四郎
	柏 木 恵 子	久 谷 興四郎
	南 整	吉 沢 英 子
	大久保 公 雄	佐 佐 渡 政 利
	難 賀 静 也	佐 野 明
	横 山 久 夫	横 山 久 夫
	飯 泉 新 吾	増 島 光 雄
	久 米 正 巳	永 永 光 子
	湯 川 康 平	湯 川 康 平

(四) 勤労青少年余暇活動研究会委員

氏 名	所 属 (役 職)	氏 名	所 属 (役 職)
(昭和47,48年度)		荒 川 善 郎	東京都主税局
江 下 孝	(元雇用促進事業団副理事長)	江 橋 慎四郎	東京大学教育学部体育研究室
江 橋 慎四郎	東京大学教育学部体育研究室	小 川 長治郎	日本レクリエーション協会専務理事
小 川 長治郎	日本レクリエーション協会専務理事	加 藤 文 郎	全国中小企業団体中央会調査部長
坂 部 弘 之	労働衛生研究所労働生理部長	鈴 木 春 男	千葉大学人文学部社会学研究室
高 瀬 正 二	東京芝浦電気(株)常務取締役	高 瀬 正 二	東京芝浦電気(株)常務取締役
高 田 島	北里大学	(昭和50年度)	
辻 村 明	東京大学文学部	内 野 欽 司	神奈川県立体育センター技幹
戸 塚 文 子	(前「旅」編集長)	江 下 孝	東京慈恵会医科大学講師 (元雇用促進事業団副理事長)
中 山 久 夫	日本交通公社調査部長	江 橋 慎四郎	東京大学教育学部教授
柳 田 修治郎	味の素(株)広報室長	小 川 長治郎	日本レクリエーション協会専務理事
吉 阪 隆 正	早稲田大学理工学部建築学科吉阪研究室	加 藤 文 郎	全国中小企業団体中央会調査部長
鈴 木 春 男	千葉大学人文学部	鈴 木 春 男	千葉大学人文学部助教授
富 田 玲 子	象設計集団	高 石 昌 弘	国立公衆衛生院学校衛生室長
内 藤 錦 樹	日本交通公社調査部	高 瀬 正 二	東京芝浦電気(株)常務取締役
(昭和49年度)		山 川 純	日本女子体育大学教授
江 下 孝	(元雇用促進事業団副理事長)	(昭和51年度)	

氏 名	所 属 (役 職)	氏 名	所 属 (役 職)
石 原 一 子	高島屋(株)東京支店次長	吉 沢 英 子	日本女子大学非常勤講師
江 下 孝	(元雇用促進事業団副理事長)	(昭和53年度)	
江 橋 慎四郎	東京大学教育学部教授	江 下 孝	(元雇用促進事業団副理事長)
小山田 英 一	日本商工会議所調査役	江 橋 慎四郎	東京大学教育学部教授
加 藤 文 郎	全国中小企業団体中央会調査部長	岡 本 英 雄	上智大学文学部講師
高 賀 富士子	(株)資生堂美容部長	加 藤 文 郎	全国中小企業団体中央会調査部長
鈴 木 春 男	千葉大学人文学部助教授	川 端 良 子	国民生活センター調査研究部長
高 瀬 正 二	東京芝浦電気(株)常務取締役	鈴 木 春 男	千葉大学人文学部助教授
牧 内 節 男	毎日新聞社社会部長	瀬 沼 克 彰	(株)日本余暇文化振興会主任研究員
山 本 晃 司	(株)東急ホテル取締役総務部長	高 瀬 正 二	東京芝浦電気(株)常務取締役
(昭和52年度)		牧 内 節 男	毎日新聞社取締役編集総務
江 下 孝	(元雇用促進事業団副理事長)	(昭和54年度)	
江 橋 慎四郎	東京大学教育学部教授	江 下 孝	労働評論家(元雇用促進事業団副理事長)
加 藤 文 郎	全国中小企業団体中央会調査部長	江 橋 慎四郎	東京大学教育学部教授
鈴 木 春 男	千葉大学人文学部助教授	田 中 實	慶応義塾大学教授
高 瀬 正 二	東京芝浦電気(株)常務取締役	柏 木 恵 子	東京女子大学教授
牧 内 節 男	毎日新聞社社会部長	吉 谷 二 郎	読売新聞社論説委員
松 下 俱 子	ガールスカウト日本連盟副総主事		雇用促進事業団職業研究所第1研究部部長

氏 名	所 属 (役 職)	氏 名	所 属 (役 職)
松 尾 弘 一 男 鈴 木 春 男 (昭和 5 5 年度)	労働福祉事業団理事 千葉大学人文学部助教授	林 田 晋 司 増 田 股 一 松 尾 弘 一 (昭和 5 7 年度)	東京都中小企業経営者協会事務局長 (勤労青少年福祉員) 千葉県勤労青少年ホーム園長 労働福祉事業団理事
江 下 孝 孝 江 橋 慎四郎 田 中 實 子 柏 木 恵 子 南 整 整 吉 谷 二 郎 松 尾 弘 一 男 鈴 木 春 男 (昭和 5 6 年度)	労働評論家 (元雇用促進事業団副理事長) 東京大学教育学部教授 慶応義塾大学教授 東京女子大学教授 読売新聞社論説委員 雇用促進事業団職業研究所第 1 研究部長 労働福祉事業団理事 千葉大学人文学部助教授	阿 部 和 夫 江 下 孝 孝 江 橋 慎四郎 志 田 敏 八 鈴 木 春 男 田 中 實 子 林 田 晋 司 本 多 文 雄 松 尾 弘 一 (昭和 5 8 年度)	いすず自動車株式会社取締役 労働評論家 (元雇用促進事業団副理事長) 鹿屋体育大学長 東京大学名誉教授 東京芝浦電気 (株) 小向工場総務部厚生担当課長 (勤労青少年福祉推進者) 千葉大学文学部助教授
阿 部 和 夫 江 下 孝 孝 江 橋 慎四郎 志 田 敏 八 鈴 木 春 男 田 中 實 子	いすず自動車株式会社部長 労働評論家 (元雇用促進事業団副理事長) 鹿屋体育大学長 東京大学名誉教授 東京芝浦電気 (株) 小向工場総務部厚生担当課長 (勤労青少年福祉推進者) 千葉大学人文学部助教授 慶応義塾大学法学部教授	井 上 早 苗 江 橋 慎四郎 藤 地 三 男 鈴 木 春 男	東京女子大学教授 (文理学部) 鹿屋体育大学長 東京大学名誉教授 昭和女子大学教授 千葉大学文学部教授

氏 名	所 属 (役 職)
田 中 實 保 谷 郎 松 原 六 和 田 達 勝 哉 美	慶応義塾大学法学部教授 中小企業退職金共済事業団理事 筑波大学助教授(心理学系) 全国勤労青少年会館館長

あとがきにかえて

この小冊子の編集、発刊を思いついたのは昨年八月、四国地区ホーム協主催の館長・指導員相談事例研修会に招かれ、今治に赴いたときであった。当時、年少労働課は、行政改革の渦中にあり、将来の組織体制の在り方について関係者の間で熱のこもったやりとりがあった。その合い間を縫っての出張だったが、用務を終え、今治から車で松山に向かう途中、夏の強い日射しをさえぎる格好の木陰のある海辺をさがしあて、そこでしばらくの間休息をとった。静かな瀬戸内の海とそこでゆうゆうと泳ぐ数人の少年達の姿をぼんやりと眺めながら、私は、ふと、婦人少年局における年少労働行政とは何だったのか、それをとりまとめることが、組織改革をひかえたいまでも重要なことではないか、といったことを、漠然と想っていた。

この想いは、帰京後、私の胸の内ではいよいよふくらんでいたが、課員にこれを打ち明けることははばかれた。それというのも、その頃の年少労働課は、新しい仕事が続々と生じていた。通常業務に加えて、中曽根総理の約束したアセアン青年招聘計画の推進、勤労青少年ホームの運営上の問題、勤労青少年余暇活動研究会、勤労青少年ホーム指導員資格講習会などの既存業務の実施体制の見直しなど、新規業務が続々と登場し、どの係もこれらの業務で手一杯の状態であった。その上、庁舎移転の準備作業もあって、大幅な業務量を伴うこの種の企画を実行に移すことは、思いもよらないものであった。

しかし、大手町から霞ヶ関の新庁舎への移転を終えた十月の或る日、思い切ってこの構想を補佐、庶務係長といった課の幹部職員に打ち明けた。予想したとおり、予算上の問題、業務処理体制の問題が出された。しかし、基本的には実現の方向で検討を行うこととなった。またたく間に速水（彰）補佐が編集方針案を作成した。それは私の当初考えた以上の内容のものであった。山口（義孝）補佐、益子（博行）庶務係長が財政状況の厳しい中、予算確保の見通しをつけてきた。ついで、細野（カズ子）補佐がこの小冊子の目玉ともいえるべきOB職員などによる座談会の構想をとりまとめた。この段階で赤松局長に意見を求めたところ、「実にいい企画だ。是非やりなさい。」との激励を受け、課員一同大いに勇気づけられ、以後の準備に拍車がかかった。

速水補佐の作成した編集方針案をもとに、課の幹部職員が協議を重ね、このような形の小冊子がとりまとめられることになった。

第一部の「年少労働行政小史」は、速水補佐が執筆を担当した。四十年に近い年少労働行政の歴史が、実提要領よくとりまとめられている。単なる歴史的事実の記述にとどまらず、随所に、速水補佐の年少労働行政に対する熱い思いが、ひかえ目ではあるが、にじみでている。

第二部の「座談会」は、この小冊子の中心的部分である。四十年に近い年少労働行政を、保護行政が中心であった昭和三十年代前半までの時期と、それ以後の福祉行政に中心が移った時期の二期に分け、各々の時代に年少労働行政にかかわりをもった方々（年少労働課長経験者のほか、婦人少年局長、婦人少年問題審議会年少労働部会長の経験者など）に、参加をお願いした。諸先生、諸先輩には、御多忙にもかかわらず、快く御承諾をいただき、生き証人としての貴重な御体験をこのような形で記録にとどめさせていただき、感謝にたえない。司会は、現年少労働課長ということで私が担当したが、事前の準備は細野補佐にお願いした。細野補佐は、座談会用の特別の年表を作成するなどして私を大いに助けてくれた。座談会終了後の整理編集は、細野補佐が担当し、福田（京子）保護育成係長がこれを援助した。また、会場の設営、写真撮影などは、益子庶務係長、宮村（進）、佐野（まさ子）係員が当った。

第三部の「年少労働行政に関する随想」は、歴代の婦人少年局長、年少労働課長からお寄せいただいた原稿を掲載させていただいた。諸先輩には、〆切に間に合わせるべく、御多忙の中、御執筆いただき感謝のほかない。特に高橋展子氏には、依頼時は渡米中で、事前の了解をうることなく留守宅に依頼文書をお送りする羽目になったが、一時帰国されたあと数日を経ずしてヨーロッパの方に旅立たれ、掲載文の原稿は、はるばるウィーンから航空便でお届けいただいたものであることを記しておきたい。

第四部の「年少労働行政関係資料」のうち「年少労働行政年表」は宮原（正敏）企画係長が、「統計資料」は伊藤（陽子）調査係長が、「業務資料」その他は宮原企画係長、井上（礼子）係員が、それぞれ担当した。

原稿整理、割付け等は最後の大作業であったが、速水補佐を中心に石谷（美智子）施設係長などの協力をえて完了した。また、題子は、赤松局長にお願いした。

このようにして、この小冊子はとりまとめられた。御協力、御援助をいただいた諸先生、諸先輩には、心からなる御礼を申し上げたい。また、課員には特にその労をねぎらいたい。すでにのべたとおり、当時の年少労働課には次から次へと複雑困難な業務が追加されていたため、課員は、残業はもとより休日返上による自宅での作業を余儀なくされ、その苦労たるや並大抵のものではなかった。この作業に課員をこのようにかりたてたのは、結局のところ、年少労働行政にいまかかわりをもつ者としての、この行政の行末に対する責任感と、年少労働行政を今日まで支え、育ててこられた諸先輩に対する一種の義務感からではなかったかと思う。

新しい皮袋には新しい酒こそふさわしい。この小冊子で確認されたこれまでの年少労働行政が、この小冊子を踏み台として、更に新たな発展をとげることを、課員ともども願ってやまない。

昭和五十九年三月

年少労働課長

川 西 利 興

